

令和5年3月15日

令和5年千葉市教育委員会会議第3回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第3回定例会議事日程

令和5年3月15日（水）  
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 非公開審議の決定
- 6 報告事項
  - (1) 令和5年第1回千葉市議会定例会について …… 1  
[総務課]
  - (2) 千葉市立真砂中学校かがやき分校の開校について …… 3  
[企画課]
  - (3) 令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用候補者選考について …… 【別添】  
[教育職員課]
  - (4) 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について …… 5  
[教育改革推進課]
  - (5) 令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜について …… 7  
[教育改革推進課]
  - (6) 第65回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について …… 9  
[教育指導課]
  - (7) 令和4年度千葉市教育研究奨励賞について …… 11  
[教育指導課]
  - (8) 研修の一層の充実に向けた取組みについて …… 13  
[教育センター]
  - (9) 千葉市科学館の利用料金改定について …… 25  
[生涯学習振興課]
- 7 議決事項
  - 議案第11号 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画について …… 【別添】  
[教育改革推進課・生涯学習振興課]

- 議案第 1 2 号 第 2 次千葉市特別支援教育推進基本計画について  
 …… 【別添】  
 [教育支援課]
- 議案第 1 3 号 放課後子どもプラン（第 2 期）について …… 【別添】  
 [生涯学習振興課]
- 議案第 1 4 号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について  
 …… 2 7  
 [総務課]
- 議案第 1 5 号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について  
 …… 2 9  
 [総務課]
- 議案第 1 6 号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について  
 …… 3 1  
 [教育職員課]
- 議案第 1 7 号 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の  
 一部改正について …… 3 5  
 [教育給与課]
- 議案第 1 8 号 千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について  
 …… 3 9  
 [教育給与課]
- 議案第 1 9 号 千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する  
 規則の一部改正について …… 4 3  
 [学事課]
- 議案第 2 0 号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について  
 …… 4 5  
 [教育改革推進課]
- 議案第 2 1 号 千葉市科学館管理規則の一部改正について …… 4 7  
 [生涯学習振興課]
- 議案第 2 2 号 博物館の登録に関する規則の一部改正について  
 …… 5 1  
 [文化財課]

議案第23号 令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について  
……………61

[教育改革推進課]

議案第24号 職員の人事について

[教育職員課]

8 その他

9 閉会

## 報告事項 (1)

# 令和5年第1回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

### 1 会期 2月16日～3月8日

2月21日、22日	代表質疑
3月1日	予算審査特別委員会分科会
3月2日	教育未来委員会
3月6日、7日	一般質問
3月7日	予算審査特別委員会分科会報告、意見表明、採決
3月8日	常任委員会委員長報告、討論、採決

### 2 提出議案の審議状況

- (1) 令和4年度千葉市一般会計補正予算(第8号)  
【令和5年教委議案第5号】
  - (2) 千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会設置条例の制定について  
【令和5年教委議案第7号】
  - (3) 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について  
【令和5年教委議案第8号】
  - (4) 千葉市立博物館設置条例の一部改正について  
【令和5年教委議案第9号】
  - (5) 令和5年度千葉市当初予算(一般会計・学校給食事業特別会計)  
【令和5年教委議案第6号】
  - (6) 千葉市教育長の任命について
- ※(1)～(4)については、教育未来委員会の審査を経て、3月8日の本会議において可決された。
- (5)については、予算審査特別委員会分科会の審査、予算審査特別委員会の採択を経て、3月8日の本会議において可決された。
- (6)については、3月8日に追加議案として上程され、委員会付託は省略し、同日の本会議において、鶴岡克彦氏を教育長に任命することについて同意された。

### 3 代表質疑・一般質問

- (1) 代表質疑(議員が執行部に対し、予算議案など現に議題となっている事件について、討論、採決に入る前に、会派を代表して、その疑義を質すために行う発言)  
5会派から通告があり、全てが教育委員会に関する質疑を行った。  
※主な内容  
・学校体育館へのエアコン整備について  
・第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の策定について  
・コロナ禍における今後の学校運営について  
・児童生徒の熱中症対策について  
・CABINETの更新について  
・不登校児童生徒への支援について

- ・アフタースクールについて
- ・国政との関係について（コロナ対策）
- ・新年度予算編成について（学校給食無償化）
- ・子育て支援について
- ・教員配置について
- ・特別支援教育の在り方について
- ・ギガタブについて
- ・給食について
- ・ランドセルについて
- ・公立夜間中学について

（２）一般質問（議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に  
対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言）

10人から通告があり、うち7人が教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な内容
- ・発達障がい者支援について
  - ・学校教育について（教科書関係）
  - ・包括的性教育について
  - ・地域や市民の力を活かした学校づくりについて  
（小規模校を活用した特色ある教育について、日本語指導が必要な  
児童生徒への対応について、夜間中学について）
  - ・子どもを守る取組について
  - ・いじめ問題について
  - ・学校の校則について

報告事項（2）

千葉市立真砂中学校かがやき分校の開校について

教育総務部企画課

【入学予定者数】（令和5年3月1日現在）

32人（内訳）1年生…22人 2年生…4人 3年生…6人

【年齢】

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
生徒数（人）	11	3	9	5	2	2	32
割合（%）	34.4%	9.4%	28.0%	15.6%	6.3%	6.3%	100%

【国籍】

	日本	外国	合計
生徒数（人）	11	21	32
割合（%）	34.4%	65.6%	100.0%





報告事項(4)

令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

学校教育部教育改革推進課

1 選抜日程

内容	期 日
出 願	令和4年11月14日(月)～17日(木)
一次検査の実施	令和4年12月10日(土)
一次検査結果の発表	令和4年12月16日(金)
二次検査書類提出	令和5年1月10日(火)～12日(木)
二次検査の実施	令和5年1月24日(火)
二次検査結果の発表	令和5年2月1日(水)
入学確約書提出	令和5年2月1日(水)～2月3日(金) 12:00

2 検査内容

一 次 検 査	内 容
適性検査Ⅰ(45分)	文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。
適性検査Ⅱ(45分)	自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。
二 次 検 査	内 容
適性検査Ⅲ(45分)	小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。 自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。
面接	将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力、話す力等をみる。

3 選抜方法

一 次 検 査
一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。なお、二次検査受検候補者の人数は募集定員の2倍程度とする。
二 次 検 査
小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

4 志願者数・志願倍率、受検者数・受検倍率

<参考: 令和4年度入学者選抜>

		全体	
募集定員	160		
志願者数	851		
志願倍率	5.3		
一次受検者数	831		
受検倍率	5.2		
二次受検候補者数	323		
二次受検者数	304	男	女
入学許可候補者数	160	61	99
繰り上げ内定数	34		

		全体	
	160		
	858		
	5.4		
	846		
	5.3		
	332		
	322	男	女
	160	64	96
	24		

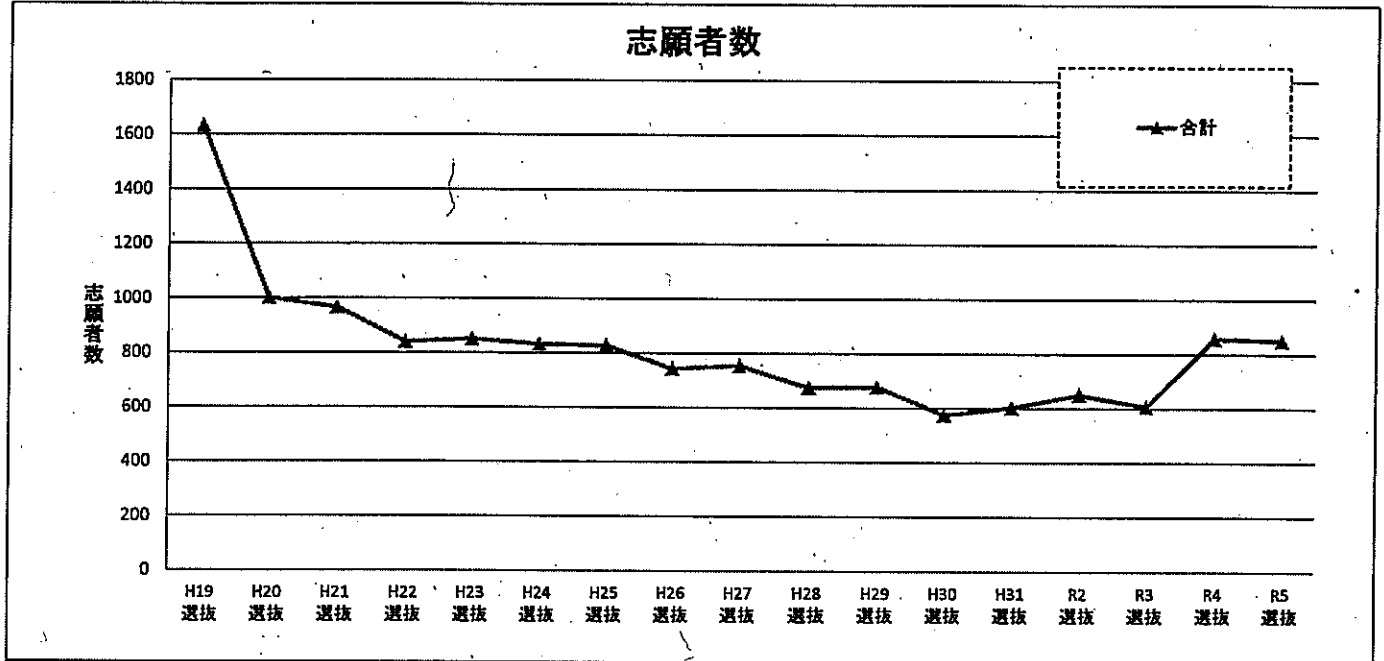
※令和4年度稲毛国際中等教育学校入学者選抜より、男女別の定員数は設けない。

千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜志願者数 (H19～R3)  
 千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜志願者数 (R4～)

志願者数

	H19 選抜	H20 選抜	H21 選抜	H22 選抜	H23 選抜	H24 選抜	H25 選抜	H26 選抜	H27 選抜	H28 選抜	H29 選抜	H30 選抜	H31 選抜	R2 選抜	R3 選抜	R4 選抜	R5 選抜
合計	1633	1002	967	840	851	833	828	744	755	675	678	576	603	651	607	858	851

※R4年度選抜稲毛国際中等教育学校入学者選抜より男女別の定員数は設けない。



※H19年度稲毛附属中学校開校。H20年度県立千葉中学校開校。H28年度県立東葛飾中学校開校。R4年度稲毛国際中等教育学校開校。

## 令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜について

学校教育部教育改革推進課

### 1 選抜日程

一般入学者選抜・海外帰国生徒の特別入学者選抜

志願受付	令和5年2月8日(水)～2月10日(金)
郵送受付	令和5年2月3日(金)、6日(月)、7日(火)
本検査	令和5年2月21日(火)、22日(水)
追検査	令和5年3月1日(水)
入学許可候補者の発表	令和5年3月3日(金) 9:00 掲示及びweb
特例検査	令和5年3月17日(金)

### 2 志願者数・志願倍率等

		千葉高校		稲毛高校	
募集定員		普通科	280人	普通科	120人 ※1・2
		理数科	40人	国際教養科	40人 ※1
選抜方法	1日目(2/21)	学力検査(国・数・英)国・数は50分、英は60分			
	2日目(2/22)	学力検査(理・社)各50分			
		小論文		面接	
志願倍率: 志願者数		普通科	1.71倍 480人	普通科	1.32倍 158人
		理数科	1.73倍 69人	国際教養科	0.98倍 39人 ※2
入学許可候補者数 発表3/3		普通科	280人	普通科	120人 ※3
		理数科	40人	国際教養科	40人

(全日制の県平均 1:12倍)

※1 海外帰国生徒の特別入学者選抜(稲毛高校のみ)は、普通科で志願者1人、入学許可候補者は1人、国際教養科において志願者1人、入学許可候補者は1人であった。中国等帰国生徒の特別入学者選抜は志願者がいなかったため、実施しなかった。

※2 稲毛高校国際教養科の受検者は募集定員に達しなかったが、第一志望を普通科・第二志望を国際教養科とした者が複数いたため、その中の1人を国際教養科の入学許可候補者として発表した。このため、第2次募集は実施しなかった。

※3 募集定員及び3月3日に発表した入学許可候補者数は120人であるが、附属中からの進学者80人とあわせ、実際の入学許可候補者数は1学年普通科定員と同数の200人である。

# 千葉市立高等学校入学者選抜志願倍率

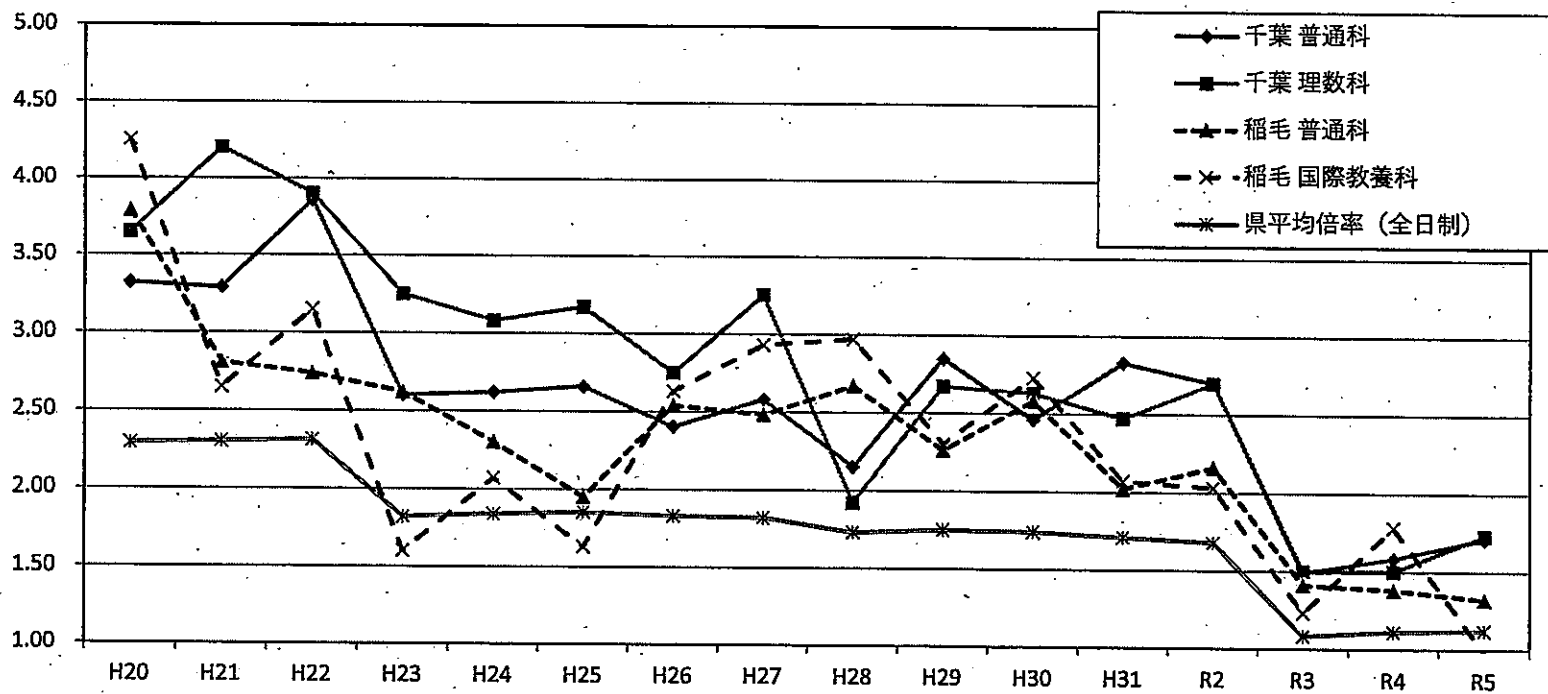
特色ある入学者選抜・前期選抜・一般入学者選抜志願倍率

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
千葉	普通科	3.32	3.29	3.86	2.60	2.62	2.66	2.40	2.58	2.15	2.85	2.46	2.83	2.70	1.49	1.58	1.71
	理数科	3.65	4.20	3.90	3.25	3.08	3.17	2.75	3.25	1.92	2.67	2.63	2.47	2.70	1.50	1.50	1.73
稲毛	普通科	3.79	2.81	2.74	2.62	2.30	1.95	2.54	2.48	2.67	2.26	2.58	2.02	2.16	1.41	1.38	1.32
	国際教養科	4.25	2.65	3.15	1.60	2.07	1.63	2.63	2.93	2.97	2.30	2.73	2.07	2.03	1.23	1.78	0.98
県平均倍率(全日制)		2.29	2.30	2.31	1.82	1.84	1.85	1.83	1.82	1.73	1.75	1.74	1.71	1.68	1.08	1.11	1.12

←-----→
←-----→

特色ある入学者選抜
前期選抜
一般入学者選抜

特色ある入学者選抜・前期選抜・一般入学者選抜志願倍率



報告事項 (6)

第65回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会 (第2部) について

学校教育部教育指導課

- 1 目的 児童生徒の作品を展示することにより、日常の学習成果を公開し賞賛するとともに、広く市民に対して学校教育における探求・表現・製作活動への理解を図る。
- 2 期間 令和5年1月21日(土)～1月29日(日)
- 3 時間 午前10時～午後6時(金曜土曜は、午後8時まで)
- 4 会場 千葉市美術館(4階、5階、9階、11階)

部 門	出品数(点)	推 奨	教育長賞
図画工作、美術	1, 148	245	11
家庭、技術・家庭	318	56	3
特別支援教育	286		
書 写	579	119	6
総 計	2, 331	420	20

5 出品点数

6 参観者数

1/21 (土)	1/22 (日)	1/23 (月)	1/24 (火)	1/25 (水)	1/26 (木)	1/27 (金)	1/28 (土)	1/29 (日)
3,347	3,709	657	843	454	1,524	1,100	2,578	1,744

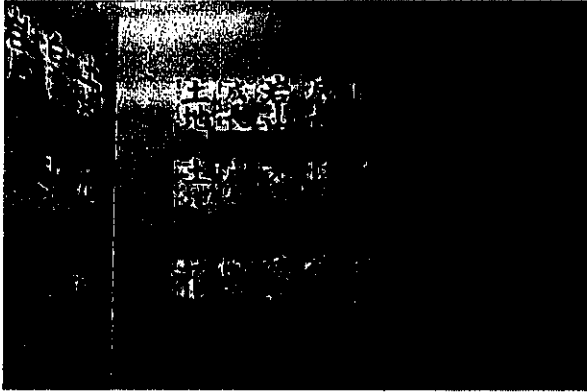
計 15, 960人

7 その他

- ・教職員も参観し、研修の場にもなっている。
- ・各部門の審査員の講評を冊子にまとめ、今年度中に各校に配信する。

展示の様子です。

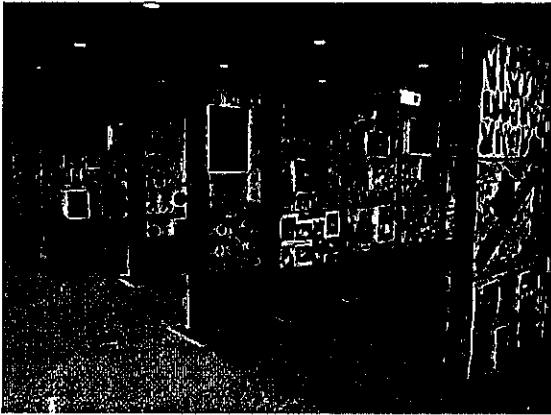
書写の部（9階）



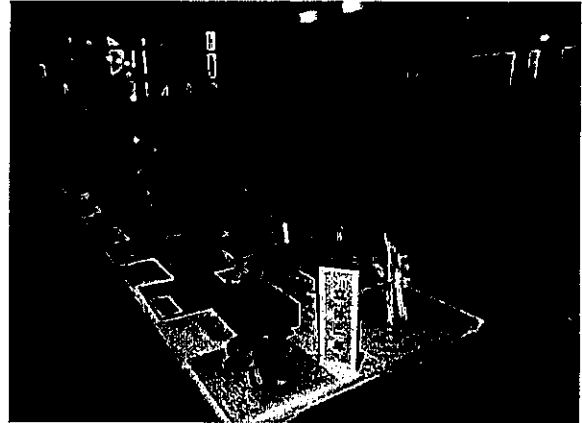
図画工作、美術の部（9階）



特別支援教育の部（5階）



図画工作の部（11階）



家庭、技術・家庭の部（4階）



## 令和4年度 千葉市教育研究奨励賞について

学校教育部教育指導課

### 1 趣旨

各教科等において、研究実践活動が特に顕著な教職員に対し千葉市教育研究奨励賞を授与し、今後の研究・実践活動の充実発展を期するとともに、全教職員の研究奨励を図る。

### 2 研究分野

- (1) 教科 ※国語科には書写・学校図書館教育、外国語科には外国語活動を含む
- (2) 道徳・人権教育
- (3) 総合的な学習の時間
- (4) 特別活動
- (5) 特別支援教育
- (6) 情報教育(視聴覚メディア含む)
- (7) 学年・学級経営
- (8) 生徒指導・教育相談
- (9) 健康・安全・保健教育
- (10) 国際教育
- (11) 環境教育(学校園含む)
- (12) キャリア教育(進路指導含む)
- (13) ボランティア教育
- (14) 校内研修
- (15) 学校事務・学校給食
- (16) その他

### 3 受賞対象者の要件

人格識見に優れ、原則として教職経験10年以上、本市在職8年以上の教職員で、各教科等及びその他の教育活動において、研究実践活動が特に顕著であり、今後本市の学校教育の充実に寄与することが期待できる者。

ただし、校長、副校長、教頭は対象外とする。

### 4 本年度の概要

- (1) 受賞者 25人
- (2) 授与式 令和5年2月6日(月)

### 5 その他

- (1) 千葉市教育研究奨励賞は、昭和36年度から設けられ、本年度62回目を迎える。
- (2) これまでに、のべ1,345人の教職員が受賞している。

	研究分野	勤務校	氏名
1	国語科教育の研究推進	都小学校	石垣 祐介
2	国語科教育の研究推進	幸町第二中学校	永井 里美
3	社会科教育の研究推進	桜木小学校	湯山 修一
4	社会科教育の研究推進	千草台中学校	天野 和也
5	算数科教育の研究推進	宮崎小学校	赤岡 俊輔
6	算数科教育の研究推進	作新小学校	山本 大造
7	数学科教育の研究推進	打瀬中学校	内山 まなみ
8	理科教育の研究推進	花島小学校	朝日 隆宏
9	理科教育の研究推進	山王中学校	佐藤 貴文
10	生活科教育の研究推進	幕張小学校	金坂 宜郎
11	音楽科教育の研究推進	加曾利中学校	松崎 真規子
12	美術科教育の研究推進	稲毛高等学校	江藤 知香
13	家庭科教育の研究推進	作新小学校	佐藤 翔
14	体育科教育の研究推進	本町小学校	奥田 正幸
15	保健体育科教育の研究推進	土気南中学校	高橋 康德
16	外国語科教育の研究推進	新宿小学校	堀 里実
17	英語科教育の研究推進	幕張中学校	畠 知弘
18	英語科教育の研究推進	稲毛高等学校附属中学校	横田 梓
19	道徳・人権教育の研究推進	あすみが丘小学校	手塚 了巳
20	特別活動教育の研究推進	松ヶ丘小学校	門間 玲子
21	特別支援教育の研究推進	誉田中学校	前田 操
22	保健・養護の研究推進	轟町中学校	石川 まゆみ
23	校内研修の研究推進	花園小学校	松本 武久
24	学校事務の研究推進	蘇我中学校	白水 利佳
25	学校給食の研究推進	鶴沢小学校	喜多 久美子



## 報告事項（８）

### 研修の一層の充実に向けた取り組みについて

教育センター

#### 法改正の趣旨

令和４年５月「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立

- ①普通免許状及び特別免許状を有効期限の定めのないものとし、更新制に関する規定が削除（令和４年７月１日から施行）
- ②教職員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成すること」が示された。（令和５年４月１日より施行）

これを受けて、本市では以下の取り組みを行うこととした。

#### １ 育成指標の見直し

##### （１）千葉県・千葉市教員等育成指標の見直し（資料１参照）

- ・従来の４つの柱「教職に必要な素養」「学習指導に関する実践的指導力」「生徒指導等に関する実践的指導力」「チーム学校を支える資質能力」に加え、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「ICTや情報・教育データの利活用等」を追加し６つの柱とした。
- ・千葉県・千葉市教員等育成指標には、独自に「チーム学校」の柱がある。

##### （２）校長の指標の新設（資料２参照）

- ・校長の指標を教員とは別に策定し、４つの柱「校長に必要な素養」「学校ビジョンの構築・提示」「一人一人の強みを生かしたチーム学校の実現」「学校外との連携」で整理した。

##### （３）千葉県・千葉市教員等育成指標の６つの柱に対応するキャリアステージごとの目標の見直し（資料３参照）

- ・県・市教員等育成指標の見直しを受けて、本市として、「千葉県・千葉市教員等育成指標の６つの柱に対応するキャリアステージごとの目標」を作成。
- ・本市独自の構成要素「コンプライアンス」「カリキュラム・マネジメント」「特別支援の組織的対応」を加えている。

#### ２ 研修の記録の新設

##### （１）本市作成の「研修履歴記録簿」は、校長用と教職員用の２種。

##### （２）記載内容（資料４参照）

- ・研修日、研修名、研修場所、育成指標の柱、研修内容 等

- ・研修履歴集計シート（資料5参照）は、受講した研修のバランス（育成指標）を分析できるレーダーチャートを採用。

(3) 活用について

- ・研修履歴集計シートは、各自が研修の振り返りやさらなる研修課題の設定を行うときや、校長との対話をとおした受講奨励の際に活用。

3 学校への周知等

(1) 令和4年度内

校長会等への説明を経て、各学校は全庁フォルダ内に格納された資料を活用して全職員に周知するための研修を行う。

(2) 令和5年度の予定

- ・4月1日に運用開始。教育センターで行う各研修時に、説明を行う。

千葉県・千葉市教員等育成指標～信頼される質の高い教員等の育成を目指して～

教員の資質向上に関する指標

六つの柱	構成要素	養成段階	千葉県・千葉市が求める教員像	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ
				【成長期】 (学級運営、担当教科指導等) 学級・教科担任等としての 自覚と資質能力の向上	【発展期】 (学年運営、校務分掌主任等の ミドルリーダー) ミドルリーダーとしての 自覚と資質能力の向上	【充実期】 (学校運営等、職員全体へ 指導・助言) チーム学校をリードする 自覚と資質能力の向上
教職に必要な素養	使命感 責任感 教育的愛情 高い倫理観 コンプライアンス 服務規律の遵守	教職の意義 教員の役割 教職への意欲 課せられる課題等	<p>教育実習・ちば！教職たまごプロジェクト「指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実践を体験的に理解する」</p> <p>○人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員</p> <p>○高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員</p> <p>○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員</p> <p>○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員</p> <p>○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員</p>	教員としての職務に対する使命感、責任感、教育的愛情を持ち、教職に対する強い情熱を持っている。また、教育公務員として高い倫理観と不祥事根絶への意識を持ち、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行している。	豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築している。	教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けている。
	社会性 コミュニケーション能力	広い視野 学び続ける意欲 コミュニケーション能力		各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。	子供の心身の発達の過程や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造し、実践している。	子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供との信頼関係を構築するとともに、可能性や活躍の場を引き出す集団作り（学級経営）をしている。
	社会の変化への対応 広い視野 学び続ける意欲	学び続ける意欲 コミュニケーション能力		教育相談の意義や理論を理解し、子供一人一人の課題の解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、園・学校生活への適応や人格の成長への支援をしている。	教育相談の意義や理論を理解し、子供一人一人の課題の解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、園・学校生活への適応や人格の成長への支援をしている。	人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、子供に対し適切に指導している。
	教職に関する教養	教育の理念、歴史、意義 社会的・制度的事項やその意義、歴史等について の基礎的知識（進捗）		キャリア教育や進路指導の意義を理解するとともに、県の産業構造等を把握し、地域・社会や産業界と連携しながら、園・学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成している。	キャリア教育や進路指導の意義を理解するとともに、県の産業構造等を把握し、地域・社会や産業界と連携しながら、園・学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成している。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
学習指導の専門性に関する	教科等についての専門性	学習指導要領、幼稚園教育要領に示された教科領域の目標、ねらい、内容		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	授業実践 指導技術	基礎的な学習指導要領や発達や学びの過程 指導技術 具体的な授業設計や授業を構築する方法		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
生徒指導等に関する実践的指導力	子供の発達過程や特徴の理解と信頼関係の構築 生徒指導	子供の心身の発達の過程、特徴 生徒指導の意義及び原理、生徒指導の進め方		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	教育相談 個別指導	学校における教育相談の意義及び理論 教育相談を進める際に必要な基礎的知識		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	人権教育の推進 生徒指導上の課題への対応	人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の生徒指導上の課題に対する適切な対応の在り方		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	キャリア教育 進路指導	意義及び理論、指導の在り方等		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
チーム学校を支える資質能力	教育課程の管理・運用	各学校で編成される教育課程についての意義及び編成の方法 各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意味		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	校務分掌と連携・調整	指導以外の校務を含めた教員の業務の全体像		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	家庭や地域、関係機関等との連携・協働	取組事例を踏まえた家庭・地域との連携、協働の仕方 学校の担い手が拡大する中、内外の関係機関との連携、分擔して対応することの必要性		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	研修（研究）体制	研究と修業の必要性 資質能力の向上の必要性		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	特別な配慮や支援を必要とする子供の理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性及び発達の理解		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
	学習上・生活上の支援	学習上・生活上の支援に関する知識や方法		カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。
ICTや情報・教育データの活用	学習指導に関するICT利活用	情報活用能力の育成 ICTを活用した教科の指導法	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	
	生徒指導に関するICT利活用	ICTを活用した子供の支援	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	
	ICTによる校務効率化	情報機器の操作 情報機器の活用に関する知識及び方法 ICTを活用した校務の推進	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。	



千葉県・千葉市教員等育成指標～信頼される質の高い教員等の育成を目指して～

校長の資質向上に関する指標			
四つの柱	構成要素	指標	
校長に必要な素養	総合的な人間力	豊かな人間性に加え、的確な判断力、決断力、交渉力等、学校組織のリーダーとしての人間の魅力を備え、教職員や子供、保護者、地域住民等と円滑なコミュニケーションを取り、信頼関係を構築している。	
	教育の意義や社会的役割の理解	校長としての使命感、責任感、教育的愛情を持ち、教育が社会的な課題を解決することに資するものであることを理解し、より高度な自律的な学びを継続している。	
学校ビジョンの構築・提示	教育方針、施策等の把握及び推進	社会の状況や教育を取り巻く環境の変化を注視しながら、国や県及び市町村の教育計画や施策に精通し、学校経営に生かしている。	
	情報収集・整理・分析・共有	学校教育活動に関わる様々なデータや学校が置かれている内外環境に関する情報（自らの学校の強み・弱み、昨今の学校を取り巻く課題など）を収集している。また、収集した情報を整理・分析し、適切な状況・課題把握を踏まえ、新たに取り入れるべき知識や技能に関して教職員と認識を共有している。	
	学校経営方針の策定	目指す子供像を明確にした特色ある学校ビジョンを描き、教育成果の向上を目指して、学校経営の基本方針及び計画を構築し、具体的かつ明確に教職員に発信し、共有している。	
一人一人の強みを生かしたチーム学校の実現	人材育成	校内研修の充実	学校を教職員の学びのコミュニティと捉え、自律的な研修組織として機能させていくことが重要であることを認識し、自校の教育課題に対応した協働的な学びを学校組織全体で行い、その成果を教職員間で共有するなど、校内研修を活性化している。
		資質向上に関する指導助言	教職員の研修履歴を把握し、学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保などの観点から、対話に基づき研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行っている。また、定期的に授業等の観察や指導助言を実施するなど、自校の教職員の資質能力の向上に適切に関わっている。
		人材育成と学校の活性化につながる人事評価	教職員の校務の取組状況を把握し、能力と業績を連正に評価することで、教職員との信頼関係を構築しながら、一人一人のキャリアステージ等に応じた指導助言により、資質向上を促し、学校全体を活性化している。
	組織マネジメント	カリキュラム・マネジメント	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせながら教育課程を構成し、その評価と改善を行うなど、カリキュラム・マネジメントを推進している。
多様な専門性を有する人材を生かした組織づくりと運営		学校運営に関わる多様な人材及び教職員が自らの専門性や業の特性を発揮できるようにするために、それぞれの役割を適切に分担し、学校運営に参画する機会を一層拡大するとともに、常に学校の組織及び運営を見直し、学校組織全体としての総合力を高めている。	
業務改善・効率化働き方改革の推進		教職員の在校等時間を把握し、限られた時間や資源を効率的に使い、教育目標を達成できるよう、教職員の働き方改革やメンタルヘルス維持の意識を持って業務に当たっている。また、学校運営に関わる多様な人材との協働及び教職員の業務分担・組織体制の見直し、ミドルリーダーの活躍の促進等に取り組んでいる。	
危機管理体制の構築		教職員に使命感や倫理観の自覚を促し、不祥事根絶への取組を進めている。また、教職員の役割分担と責任を明確にした危機管理マニュアルを作成し、教職員全体で学校安全に取り組む組織づくりを進め、事故等の未然防止や事故等発生時において、組織的に対応ができるようにしている。	
学校外との連携	家庭・地域との連携	家庭や地域に学校経営方針や取組状況等を発信し、共有するとともに、その力を生かし、連携・協働して学校運営を行っている。また、学校運営協議会（コミュニティスクール）等の機能を生かして、学校・家庭・地域が子供たちの学びの充実のために、熟慮し、協働し、活動後の評価をして、また次の活動につなげていくというPDCAサイクルをリーダーシップをとって進めている。	
	他校等との連携	自校の課題に応じて他校（近隣校や同じ課題を持つ学校等）の情報を収集し、学校運営に生かすとともに、幼保小連携等、異校種との連携や情報交換を積極的に行っている。	
	関係機関等との連携	学校教育活動を充実するために、外部人材や企業等の参画を促し、学校の教育力を高めている。また、学校内の諸問題を適切に把握し、状況に応じて外部の専門家や児童相談所、警察などの関係機関と連携・協働して対応している。	



Table with 6 columns: 六つの柱 (Six Pillars), 構成要素 (Component Elements), 千葉県・千葉市教員等育成指標 (Chiba Prefecture/Chiba City Teacher and Staff Development Indicators), ステージI【成長期】 (Stage I: Growth Period), ステージII【発展期】 (Stage II: Advancement Period), ステージIII【充実期】 (Stage III: Fulfillment Period). Rows include categories like 教職に必要な素養 (Essential Qualities for Teaching), 学習指導に関する実践的指導力 (Practical Instructional Competence for Learning Guidance), 生徒指導等に関する実践的指導力 (Practical Instructional Competence for Student Guidance), 生涯学習を支える資力 (Competence for Supporting Lifelong Learning), チーム学校を支える資力 (Competence for Supporting Team Schools), and 特別な配慮や支援を必要とする児童への対応 (Response to Children Requiring Special Consideration or Support).

※対象：副校長・教頭・主幹教諭・教諭・業務教諭・栄養教諭・講師とすると





教職員用		職名 20XXXX	職員コード 教師	氏名 轟 千太	⑥専門研修・自主研修・中央研修・派遣研修等			頁数 専門研修
研修日	研修名	教科等	主催者	研修場所	育成指標の柱	研修内容	管理職確認	講座番号
1 2022.6.21	市教研 6 月例会	総合的学習の時間	市教組	オンライン	学習指導に関する実践的指導力			
2 2022.6.25.26	日本生活科・総合的学習教育学会	生活科・総合的学習の時間	-----	オンライン	学習指導に関する実践的指導力	広島大学附属小・中や三原小学校の実践報告や採選別研究発表、シンポジウムを参観した。		
3 2022.7.20	埼玉教育講座 大賀ハス		教育センター	ハス研究所・瑞穂小	教職に必要な素養	大賀ハス等の歴史や生態についての講義や瑞穂小等の学習材としての使われ方や栽培の様子を研修を受けた。		1415
4 2022.7.26	学級経営のユニバーサルデザイン	特別支援教育	-----	生涯教育センター	特別支援教育で支障をきたす子供への対応	植草学園短期大学学科長の佐藤氏からUDの考え方やすぐに使える学級経営のコツ等を研修した。		5150
5 2022.8.1	総合的な学習の時間のすゝめ	総合的学習の時間	教育センター	教育センター	学習指導に関する実践的指導力	本校の総合的な学習の時間の単元づくりや評価についての協議を行った。		1125
6 2022.8.24	市教研 8 月例会	総合的学習の時間	市教組	オンライン	学習指導に関する実践的指導力	COOPのSDGsの取組を参考に、学習にどう生かしていけるかをグループ協議した。		
7 2022.10.18	市教研10月例会	総合的学習の時間	市教組	オンライン	学習指導に関する実践的指導力			
8 2022.11.15	市教研11月例会 (実践報告会)	総合的学習の時間	市教組	オンライン	学習指導に関する実践的指導力	3年生の地域のお店とSDGsの取組についての授業実践の報告を行った。		
9 2022.11.26	教育福祉公園講座		教育センター	生涯学習センター	特別支援教育で支障をきたす子供への対応	親業別団体協会の宮澤氏から子どもとの関わり方や支障の仕方についての講義を受けた。		
10								

説明

① 悉皆研修・推奨研修

② 指定研修・校務分掌等による研修

③ 専門研修・自主研修・中央研修・派遣研修等

記入例

研修履歴集計

専門研修



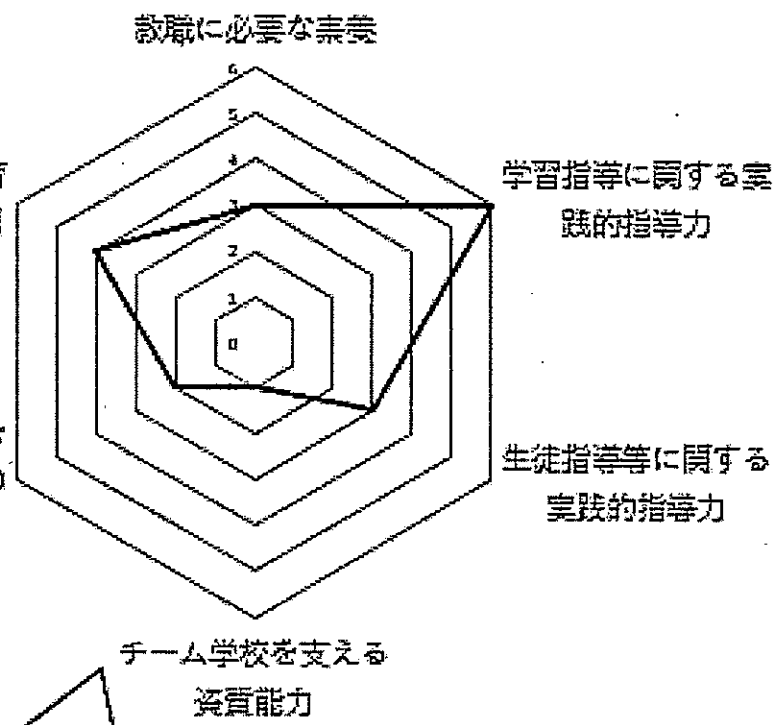
教職員用

職名  
20XXXX

職員コード  
教員

氏名  
轟 千太

育成指標の柱 研修履歴バランス



Sheet1	
① 指定研修・指定研修	このシートには反映されません
② 指定研修・校務分掌等による研修	
③ 専門研修・自主研修・中央研修・派遣研修等	
育成指標の柱 研修履歴バランス	
教職に必要な素養	3
学習指導に関する実践的指導力	3
生徒指導等に関する実践的指導力	3
チーム学校を支える資質能力	2
特別な配慮や支援を必要とする子供への対応	4
ICTや情報・教育データの利活用	4

MEMO

【指定研修・校務分掌による研修】と【専門研修・自主研修・中央研修・派遣研修等】に、研修を受け、その研修のメインとなる育成指標を選択すると、上記のレーダーチャートに反映される。今後の研修の受講内容を選択する際の1つの材料として活用できるとよい。また、校長は育成面接の際に、参考資料としても活用できると考えられる。



報告事項（9）

千葉市科学館の利用料金改定について

生涯学習部生涯学習振興課

この度、令和3年第3回千葉市議会で議決されました千葉市科学館の利用料金について、下記のとおり改定を行いますので、ご報告いたします。

記

1 改定日

令和5年4月1日

2 改定する料金

大人（510円→600円）、バス駐車場（2,200円→3,000円）

3 各種利用料金（単位：円） ※下線は改定金額、カッコ書きは現在の料金

(1) 常設展示・プラネタリウム

	一般	団体
大人	<u>600</u> (510)	<u>480</u> (410)
高校生	300	240
小・中学生	100	80

(2) セット券（常設展示+プラネタリウム）

	一般	団体
大人	<u>1,000</u> (820)	<u>960</u> (820)
高校生	490	480
小・中学生	160	160

(3) 年間パスポート

	一般
大人	<u>3,500</u> (3,000)
高校生	2,000
小・中学生	1,000
家族（同居8人まで）	<u>6,000</u> (5,000)

(4) 常設展示フリーパス

	一般
大人	<u>1,800</u> (1,500)
高校生	900
小・中学生	300



議案第14号

千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

千葉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会公印規則（昭和43年千葉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項イの表第1号及び第2号中「108個」を「107個」に改める。

別表第2第2項イの表第1号中「108個」を「107個」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

花島小学校と花見川第三小学校の統合に伴う所要の改正を行うもの  
であります。



## 議案第15号

千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部を改正する規程

千葉市教育委員会電子情報処理規程(平成15年千葉市教育委員会訓令(甲)第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条」に、「第27条―第31条」を「第26条―第30条」に、「第32条」を「第31条」に改める。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会をいう。

(5) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。

第25条第1項中「条例第2条第4号」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第32条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉市個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うため規程の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第12号中「千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第17条教育総務部教育職員課の事務分掌第9号を次のように改める。

（9）児童生徒性暴力等防止対策検討委員会に関すること。

第17条学校教育部教育指導課の事務分掌第16号を削る。

第17条学校教育部保健体育課の事務分掌第31号を削り、第30号を第31号とし、第8号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）学校部活動の地域移行・地域連携に関すること。

第17条生涯学習部文化財課の事務分掌第6号中「私立」を削る。

第22条第7号中「加曽利貝塚縄文遺跡博物館」を「加曽利貝塚博物館」に改める。

第25条の9第5号の次に次の1号を加える。

（6）青少年センター運営審議会に関すること。

別表中

「第28条、第37条、第38条関係」を「第28条関係」に改める。

「

保健体育課	学校給食担当課長	学校給食に関すること。	を
-------	----------	-------------	---

」

保健体育課	部活動地域移行担当課長	学校部活動の地域移行・地域連携に関すること。
	学校給食担当課長	学校給食に関すること。

に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和5年4月1日付け組織改正等及び千葉市個人情報保護条例の廃止に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第17号

千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部  
改正について

千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

### 千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部  
を改正する規則

(千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成元年千葉市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「38時間45分」を「38時間45分(条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))については、同項に規定する1週間当たりの勤務時間とし、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))については、同項に規定する1週間当たりの勤務時間とする。)」に改める。

第6条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員(千葉市職員の給与に関する条例5条の3に定めるものをいう。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部改正)

第2条 千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則(昭和45年千葉市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改め、第2条中「第29条」を「第28条」に改める。

(千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（平成3年千葉市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。



議 案 説 明

職員の定年を引き上げるための地方公務員法の一部改正を受けた、千葉市職員の定年等に関する条例等が一部改正されたことに伴い、その施行に必要な教育委員会規則の改正を行うほか、所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

f

5

議案第18号

千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について  
千葉市立学校職員服務規程等を次のとおり改正するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美  
千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市立学校職員服務規程等の一部を改正する規程

(千葉市立学校職員服務規程の一部改正)

第1条 千葉市立学校職員服務規程(平成29年千葉市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

(教育委員会服務監理委員会規程の一部改正)

第2条 教育委員会服務監理委員会規程(昭和53年4月27日千葉市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

(千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程(平成29年千葉市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2. 暫定再任用短時間勤務職員(千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年千葉市条例第22号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第1条の規定による改正後の千葉市立学校職員服務規程第1条に規定す

る地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉市教育委員会服務監理委員会規程第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

~~~~~

## 議 案 説 明

職員の定年を引き上げるための地方公務員法の一部改正を受けた、千葉市職員の定年等に関する条例等が一部改正されたことに伴い、その施行に必要な教育委員会訓令の改正を行うため、訓令の一部を改正しようとするものであります。



議案第19号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正について

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 千葉市立新宿中学校の部 千葉市立新宿小学校の項中「新田町」の次に「(市立幸町第三小学校通学区域を除く。)」を加え、千葉市立幸町第二中学校の部 千葉市立幸町第三小学校の項中「千葉港3番の一部、7番、8番」の次に「、新田町の一部」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

新田町161番2（新宿小・新宿中学区）に建設予定の共同住宅の通学区域変更に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。



議案第20号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり  
制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則  
第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「114, 100円」を「117, 100円」に改め  
る。

第4条第2号中「490円（3月にあっては、510円）」を「240  
円（3月にあっては、260円）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

奨学のための給付金の支給年額が変更されることに伴い、規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第21号

千葉市科学館管理規則の一部改正について

千葉市科学館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市科学館管理規則の一部を改正する規則

千葉市科学館管理規則（平成18年千葉市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「（あて先）指定管理者

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名 ㊦」を

「（あて先）指定管理者

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名 」に

改める。

様式第7号中

「（あて先）千葉市教育委員会

申請団体名  
所在地  
代表者職氏名 ㊦」を

「（あて先）千葉市教育委員会

申請団体名  
所在地  
代表者職氏名 」に

改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

~~~~~

## 議 案 説 明

市民等の利便性向上や行政手続簡素化のため、書面による行政手続等における押印の見直すことに伴い、規則の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第22号

博物館の登録に関する規則の一部改正について

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年千葉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条」を「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条」に改める。

第2条を次のように改める。

（登録申請）

第2条 法第12条第1項の規定による申請は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（実地調査）」に改め、同条中「委員会」を「千葉市教育委員会」に、「法第12条」を「法第13条第1項」に、「登録要件」を「登録」に、「又は法第14条第1項」を「、法第18条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令又は法第19条第1項」に改め、同条を第3条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（博物館登録原簿）

第4条 法第14条第1項の規定により、千葉市教育委員会に備える博物館登録原簿は、様式第2号のとおりとする。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（登録事項変更の届出）」に改め、同条中「法第13条」を「法第15条」に、「博物館登録事項等変更届書（様式第5号）」を「博物館登録事項変更届書（様式第3号）」に改め、同条を第5条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第6条 法第16条による報告は、定期報告書(様式第4号)によるものとする。

第7条中「法第15条第1項」を「法第20条第1項」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第8条を次のように改める。

(公表)

第8条 法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項又は法第20条第2項の規定による公表は、公示及びインターネットの利用より行うものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記様式第1号から様式第5号を次のように改める。



様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

申請者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

申請者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地

博物館登録原簿

| 事 項     | 登 録   |  | 登 録 変 更 | 登 録 変 更 |
|---------|-------|--|---------|---------|
|         | 年 月 日 |  | 年 月 日   | 年 月 日   |
|         | 記 号 番 |  |         |         |
| 設置者の名称  |       |  |         |         |
| 設置者の住所  |       |  |         |         |
| 博物館の名称  |       |  |         |         |
| 博物館の所在地 |       |  |         |         |
| 備 考     |       |  |         |         |

様式第3号

博物館登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
- 7 変更年月日
- 8 変更の理由

定期報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| (1) 博物館の設置者の名称の及び住所の変更の有無       | 有・無 |
| (2) 博物館の名称及び所在地の変更の有無           | 有・無 |
| (3) 学芸員の人数 ( 年 月 日現在)           | 人   |
| (4) 博物館資料の数 ( 年 月 日現在)          | 点   |
| (5) 年間の開館日数                     | 日   |
| (6) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無 | 有・無 |
| (7) 活動実績                        |     |

様式第5号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所

(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

@

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 廃止の年月日
- 7 廃止の理由

別記様式第6号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、規則の一部を改正することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定により議決を求めるものであります。





## 議案第23号

令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について  
令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について、次の  
とおり定めるものとする。

令和5年3月15日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

### 1 選抜日程

(1) 出願書類等受付

令和5年11月9日(木)～11月13日(月)

(2) 一次検査実施

令和5年12月9日(土)

(3) 一次検査結果の発表

令和5年12月15日(金)

(4) 報告書・志願理由書等の提出

令和6年1月9日(火)～1月11日(木)

(5) 二次検査実施

令和6年1月24日(水)

(6) 選抜結果の発表

令和6年2月1日(木)

※一次検査では、適性検査Ⅰと適性検査Ⅱを実施する。

※二次検査では、適性検査Ⅲと面接を実施する。

### 2 応募資格

(1) 令和6年3月小学校等卒業見込みであること。

(2) 本人及び保護者が千葉市に居住すること。

### 3 募集定員

160名

#### 4 検査内容

##### (1) 一次検査

###### ①適性検査Ⅰ 45分

文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。

###### ②適性検査Ⅱ 45分

自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。

##### (2) 二次検査

###### ①適性検査Ⅲ 45分

小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。

自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。

###### ②面接

将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。

#### 5 選抜方法

(1) 一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。なお、二次検査受検候補者は募集定員の2倍程度とする。

(2) 小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

(3) 入学者選抜の詳細は、入学者募集要項等に明示する。

β

---

## 議 案 説 明

令和6年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものであります。

令和 5 年 3 月 1 5 日

令和 5 年千葉市教育委員会会議第 3 回定例会

[参考資料]

議案第 1 1 号関係	1
議案第 1 2 号関係	1 5
議案第 1 3 号関係	2 3
議案第 1 4 号関係	6 1
議案第 1 5 号関係	6 3
議案第 1 6 号関係	6 7
議案第 1 7 号関係	7 1
議案第 1 8 号関係	7 7
議案第 1 9 号関係	8 1
議案第 2 0 号関係	8 3
議案第 2 1 号関係	8 5
議案第 2 2 号関係	8 9

**「第3次千葉市学校教育推進計画（案）」及び  
「第6次千葉市生涯学習推進計画（案）」  
に関するパブリックコメント手続の実施結果**

「第3次千葉市学校教育推進計画（案）」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画（案）」に関するパブリックコメント手続におきましては、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので公表いたします。  
なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

**1 募集期間**

令和5年2月3日（金曜日）から令和5年3月2日（木曜日）まで

**2 募集結果**

意見の提出方法	人数	件数
郵送	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
電子メール	2人	40件
持参	0人	0件
合計	2人	40件

**3 項目別意見**

区分		件数	小計
はじめに		1件	1件
序章		1件	1件
第1章 第3次千葉市学校教育推進計画（案）	総論	11件	19件
	各論	7件	
	参考資料	1件	
第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画（案）	総論	13件	19件
	各論	5件	
	参考資料	1件	
合計			40件

**4 「第3次千葉市学校教育推進計画（案）」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画（案）」を修正した箇所**

11件

**5 意見の概要と市の考え方**

別紙「第3次千葉市学校教育推進計画（案）」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方」のとおり

**6 お問い合わせ先**

序章・第3次千葉市学校教育推進計画について  
千葉市教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課  
電話：043-245-5936  
FAX：043-245-5989  
電子メール：kyoikukaikaku.EDS@city.chiba.lg.jp

第6次千葉市生涯学習推進計画について  
千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課  
電話：043-245-5953  
FAX：043-245-5992  
電子メール：shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp



「第3次千葉市学校教育推進計画（案）」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

■序章

No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
1		はじめに	「千葉市で学んでよかった」「千葉市で学ばせてよかった」という文言が、日本の地方自治体の教育委員会の発言としては適切ではない。子ども教育に対して、地方自治体間で優越感を持って仕方がない。同じ千葉県、同じ日本国であり、教育は機会均等が重要。	教育基本法第17条に基づき、「千葉市で学んでよかった」「千葉市で学ばせてよかった」と思える教育を目指して、本市の教育事業を運営していきたいという主旨です。	-
2	P2	序章 全体	1ページまたは一項目の中で2以上の異なる元号を使用する場合は、元号（和暦）と西暦を併記すると経年が簡単に計算できる。	ご意見を踏まえ、P2は西暦を併記しました。また、「各論の見方」（P38、P138）に和暦と西暦の対応表を追加します。	○

■第1章 第3次千葉市学校教育推進計画

No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
3	P8	総論 1 現状と課題 1 全体の評価について	成果指標において、○、×、-があり、○、×が内を意味するかの説明はありますが、「-」の説明がない。	ご意見を踏まえ、以下の記述を追加します。 P8 総論 1 現状と課題 1 全体の評価について <u>一…達成率で評価しない（できない）もの</u>	○
4	P8	総論 1 現状と課題 2 各成果指標の状況について	個別の成果指標に対するコメントが、No.18、No.8、No.6・・・と順不同で掲載されている。そして「一方、各成果指標を個別に見ていくと・・・」としか記載されておらず、何故順不同なのかの理由の説明が必要。	第2次千葉市学校教育推進計画の成果指標Noを記載しており、順番は、第3次千葉市学校教育推進計画の施策方針の順番に沿って並べていますので、原文のままとします。	-
5	P8	総論 1 現状と課題 2 各成果指標の状況について	「学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合（No.1）」と「学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合（No.18）」は相関性が高いと思っている。小3、小5、中2のNo.1の割合は、それぞれ80%台、70%台、50%台ですが、No.18の割合は、90%台、80%台、70%台となっており、「よくわかる」イコール「好き」の図式が崩れている。特に、中2の場合、顕著になっている。どんな要因が考えられるか？高校受験との関係から学習塾（難）と学校の授業（容易）の相対か？	様々な要因が考えられますが、子どもたちを取り巻く環境を踏まえつつ、子どもたちの意識の把握に努めてまいります。	-
6	P8	総論 1 現状と課題 2 各成果指標の状況について	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合で、R3末の中2の値が低いのは気がかりだが、H28末、H29末の結果から見ても「『夢と思いやりの心を持つ』という本市の目指すべき子どもの姿を表現・・・」にまで言及する数値ではないと思う。なお「夢と思いやりの心を持つ」は本計画書のはじめにあるように、「『夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども』という千葉市学校教育の目指すべき子どもの姿を表現・・・」とフルで明示していただきたい。	ご意見を参考に、以下のとおり修正します。 P8 総論 1 現状と課題 2 各成果指標の状況について 「夢と思いやりの心を持つ」という点を実現するためには	○

No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
7	P9	総論 1 現状と課題 2 各成果指標の状況について	体力や運動習慣、朝食喫食率等 (No. 11~14) において、「健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況です」と記載されている。P16のNo.13の表を見ると、R3末の実績が目標を上回っているのは中女子だけで、特に小男子は低い値だ。全国平均や県平均よりも高い値だが、目標を忘れてはいけない。	児童生徒の体力・運動能力については、全国平均や県平均を上回る項目が多くありましたが、コロナ禍以前に設定した目標値との比較では、下回る項目もありました。「第3次千葉市学校教育推進計画」においても引き続き目標の達成を目指した取組を進めてまいります。	-
8	P25	総論 2 保護者や教職員の意識について 1 意識調査概要	調査対象が普通と養護の小学5年生、中学2年生、高等学校の保護者と教職者となっており、子どもの年齢の差異、保護者と教職員という立場の違いがある。しかしP26以降の調査結果は対象者すべてに対する結果を掲載している。きちんと考察するには、普通と養護の違い、年齢の差異、保護者と教職員別に分ける必要があると思う。	今回のアンケート調査については、全体的な傾向を捉えるために分けずに記載していますので、原文のままとします。	-
9	P26	総論 2 保護者や教職員の意識について 2 意識調査結果 (1)	【考察】において、「肯定的な回答」及び「否定的な回答」という文言が使われていますが、「設問に対して肯定的な回答」及び「設問に対して否定的な回答」が適切。	ご意見を参考に、以下のとおり記述を追加します。  P26 2意識調査結果 (1) 最近の子供の印象 【考察】 ・肯定的な回答（「 <u>そう思う</u> 」「 <u>どちらかといえばそう思う</u> 」）の上位には、 ・否定的な回答（「 <u>そう思わない</u> 」「 <u>どちらかといえばそう思わない</u> 」）の上位には、	○
10	P30	総論 3 第3次千葉市学校教育推進計画策定について 1 (1) 第2次千葉市学校教育推進計画の課題への対応	108のアクションプランが順調で54のそれは成果指標に達成していないという記述は、本計画書で初めてです。P8の現状と課題で記載すべき。	ご意見を参考に、以下のとおり記述を追加します。  P8 1 現状と課題 1 全体の評価について (令和3年度) 108のアクションプランの進捗状況は「順調」の項目が多い一方で、54の成果指標の達成状況 (※評価項目は26) は「○」の項目が少なく、実施している取組が成果として現れていない傾向が見られます。	○
11	P30	総論 3 第3次千葉市学校教育推進計画策定について 1 (2)	第3次千葉市学校教育推進計画は第2次を継承しとしておきながら、目指すべき子どもの姿を「チャレンジする子ども」から「未来を拓く子ども」に変更しており、その変更の理由を千葉市基本計画による修正としか記載がない。またP5の第1章のタイトルは、「夢にチャレンジ 未来を拓け!」となっており、教職員及び児童生徒は混乱する。明確な説明が必要である。	千葉市基本計画を踏まえ、P31・32「2 第3次千葉市学校教育推進計画が目指す学校教育の姿」にある通り、予測困難な時代にあって、本市に育つ全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し伸ばすとともに、一人一人が夢を持ち、多様な人々と協働しながら様々な困難をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう願いを込め、「未来を拓く子ども」としております。	-
12	P34	総論 4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像	全体像としながら、囲みの文章にヴィジョンである【目指すべき子どもの姿】の記載がないので、追記すべき。	【目指すべき子どもの姿】については、図で示しており、囲みの文章は簡素化しわかりやすくしていますので、原文のままとします。	-
13	P36	総論 4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像	P36のリーフレット(?)又はチラシは何に使用するのか?位置づけを教えてください。計画のキャッチフレーズまで掲載されている。第2次から第3次への移行によって修正された目指すべき子どもの姿の「チャレンジ」が残っている。 また、P32の各施策の留意事項である「人間尊重」は大きく書かれているが、その他の「人権尊重」などはない。	P36の図については市民や学校現場への周知に活用予定です。また、本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としているため中心に記載しています。その他の重要となる考え方にもP32, 33のとおり留意して事業運営をしていきます。	-



No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
14	P38	各論 各論の見方	囲みで「アクションプランにおける各年度の数値は目標数値であり、今後の社会情勢等の状況により変更することもあり、確定したものではありません」と記載されている。この文章を計画書に記載されてしまうと、計画書の目標値の信頼性がなくなる。当然、中間目標令和9年度の数値も確定していないわけなので、アクションプランそのものも怪しいものとなる。「今後の社会情勢に大きな変化があった場合、年度途中であってもアクションプラン、目標値を変更し、公表いたします」程度としてはどうか。	囲みの記載については、今後の社会情勢の変化等により目標どおりに事業を実施できない可能性があることを表記したものであるため、原文のままといたします。	-
15	P111 ～ P115	参考資料 2 用語解説	用語の末尾に掲載ページ数を示すという形になっています。用語を見てからページ数を探すと人はいないと思います。本文の用語の右肩に*などの記号を付けて用語解説を参照してもらう方式の方がよいと思います。	ご意見を踏まえ修正しました。	○
16			参考資料(106P)によれば、小学校数は2010年(120校)をピークとして2022年108校、中学校は2012年(57校)から2022年(55校)に減っている。児童生徒数が減ったためと思われる。しかし、これ以上の統廃合による学校数の削減はしないほしい。 一学級の生徒数を35人 40人にこだわらずに 30人 20人にしてよいのではないか。優しい先生が マンツーマンに近い授業をすれば、子どもの授業内容への理解も進むし、不登校やいじめもなくなるのではないか。 これから児童生徒の数は増えないので、学校のあり方も変えていきたいと思う。	ご意見は参考にしてまいります。	-
17			ハンディキャップのある子どもも普通学級でともに学べるように、多機能トイレ、エレベーター、スロープなどの設備を設置してほしい。	ご意見の趣旨は、施策方針5-4(P86)に記載しております。	-
18			教職員数を減らさないでふやしてほしい。非正規職員を正規職員にしてほしい。(図書室の先生は掛け持ちでなく1校に一人 正規職員として配置をしてほしい。十分な読書指導ができるようになるのではないか。	ご意見は参考にしてまいります。	-
19			最近は職員会議もない学校があるときがまず教職員が自由でのびやかでなければ、児童生徒に優しく接することはできないと考える。先生同士の学び合いも大切。学校が自由で楽しいところになってほしい。	ご意見は参考にしてまいります。	-
20			スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置は賛成。	引き続き取組を推進してまいります。	-
21			夜間中学校が出来たのは大変良い。民間の夜間中学校も必要。母国語が日本語ではない人たちが今後ますます増えると思われる。	ご意見は参考にしてまいります。	-

■第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画

No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
1	P121	総論 2 現状と課題 1 全体の評価について	成果指標には、○、×、-の三種類が示されているが、「-」の説明がない。	「-」は不要な記載のため削除いたします。	○
2	P121	総論 2 現状と課題 2 各成果指標の状況について	各成果指標に対して、目標値と実績がWEBアンケートの割合で示されているが、それぞれのサンプル数も併記していただきたい。目標値と実績のサンプル数に大きな差があれば、割合の数値の持つ意味が異なる。	設定された目標にサンプル数は存在しませんが、目標設定の基礎となった調査及び実績の調査のサンプル数は、ともに約1,000件となっております。	-
3	P122	総論 2 現状と課題 2 各成果指標の状況について 成果指標 6	公民館の講座の参加者の満足度について、まずは、参加者数の目標、実績を示し、次に参加者の満足度の目標、実績を示す方がよいと思う。例えば、参加者数が目標値に対して大幅に上回っていたとすれば、満足度の実績98%は素晴らしい結果と言える。	第6次千葉市生涯学習推進計画において、満足度は成果指標としておりませんが、今後の参考とさせていただきます。	-
4	P123	総論 2 現状と課題 2 各成果指標の状況について 成果指標 10	「公民館運営審議会や公民館運営懇談会などで議論された地域課題の講座への反映などに努めた。」とのことであるが、更に公民館運営審議会や公民館運営懇談会の議論の活性化、地域課題の解決に取り組んでいけるよう支援を望む。	公民館運営審議会や公民館運営懇談会の活性化等は重要なことと考えておりますので、引き続き取組を推進してまいります。	-
5	P125	総論 3 生涯学習に関する市民の意識について 2 意識調査結果 (1) 生涯学習の意識に関する調査結果 【考察】	「生涯学習活動を個人の成長と捉える市民が多くなっています」と記載されている。「多くなっています」は比較対象があつての記述である。前回の調査結果を示すか、「生涯学習活動を何かに役立つとするよりも個人の成長と捉える市民が多い傾向となっております」が適切と思う。	ご意見を踏まえ「生涯学習活動を地域活動等に役立つと考えるよりも、個人の成長と捉える市民が多い傾向となっております」に修正いたします。	○
6	P127	総論 3 生涯学習に関する市民の意識について 2 意識調査結果 (2) 施策展開の方向性 1 学習活動のきっかけの提供に関する調査結果 【概要】	「5年前と比べた利用のしやすさ・・・43%となっております」と記載されている。これは関係団体調査結果だが、「利用しやすくなったと感じるのはどこなところですか」という設問はなかったのか。【考察】において「5年前と比べて施設が利用しやすくなったと感じる・・・既存の施設・設備の充実が求められている・・・」と記載されているが、前半は関係団体調査結果、後半は市民意識調査結果から導き出している。一つの課題に対して、異なる調査結果から結論を導き出すのは事実と異なる恐れがある。	今回の関係団体調査では「利用しやすくなった点」に関する設問は、設定していませんでしたので、今後の参考とさせていただきます。関係団体調査における結果、及び市民意識調査における結果のそれぞれを受けて、引き続き学習環境の整備に努める必要があると考察いたしました。	-
7	P132	総論 4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について 1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針 (1) 第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応 ア 計画の進行管理に係る課題	各施策は順調に進んでいるものの、成果指標の達成につながっていない理由として「生涯学習の理念が広く浸透しておらず、本市が目指すべき姿が共有されていません」と記載されている。まず、生涯学習の理念とは、P120にある教育基本法第3条だと思いが、理念としては長すぎて浸透しないと思う。例えば、「自己の人格を磨き、豊かな人生を送る」が適切な長さである。次に、「本市が目指すべき姿」とは何か不明である。P121に記載されている「一人ひとりが 学びを通して地域がつながるまち 千葉市」なのか。	理念については、ある程度具体的な表現をすることによって理解が深まると考えているため、原文のままいたします。本市が目指すべき姿につきましては、お見込みのとおりです。	-

No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
8	P132	総論 4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について 1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針 (1) 第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応 ア 計画の進行管理に係る課題	課題を解消するために、「(ア)本市の生涯学習が目指すべきものを見据えた上で、その実現のための計画とします。(イ)現場の施設や利用団体。利用者、地域への周知に力を入れます」と記載されている。まず、「(ア)に本市の生涯学習が目指すべきものを「【・・・】という本市の生涯学習が目指すべき」という形で記述すべき。次に、「(イ)には「何を」周知するのかを記述すべき。	「ア 計画の進行管理に係る課題」では、第5次千葉市生涯学習推進計画の進行管理に係る課題として(ア)、(イ)を挙げ、それに対応する形で課題解消の留意・検討内容をそれぞれ(ア)、(イ)で記載したところですが、ご意見を受け、留意・検討内容(ア)を「本市の生涯学習が目指すべきものを見据えた成果指標を設定し、その実現のための計画とします。」に、(イ)を「現場の施設や利用団体、利用者、地域への生涯学習の理念の周知に力を入れます。」に修正いたします。	○
9	P133	総論 4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について 2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点 (4)	「公民館が身近な地域活動拠点としての機能をより一層発揮するため、社会教育主事有資格者の更なる活用や社会教育士との連携の強化を図ることにより、各地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進め、公民館の機能強化を図ります。」 .....これは大切だと考える。	公民館で学習した成果が各地域の課題解決に還元される循環サイクル構築は重要なことと考えておりますので、引き続き取組を推進してまいります。	-
10	P133	総論 4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について 3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項 (4)	「公民館などの社会教育施設で、子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育むうえで重要です。」 .....大賛成。	子どもや若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流は重要なことと考えておりますので、引き続き取組を推進してまいります。	-
11	P133	総論 4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について 3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項 (5)	「(5)の共生できる環境をつくる」も賛成	多様な方々が共に学びあうことで、他者を理解し受け入れ共生できることは重要なことと考えておりますので、引き続き取組を推進してまいります。	-
12	P134	総論 5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像	第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像に■計画目標■がある。まず、全体像に理念が記載されていない。理念は忘れられてしまう。次に理念と目標、目標と目指すべき姿の関連性の分かりやすい表記である必要がある。	生涯学習の理念のもとに第6次千葉市生涯学習推進計画を策定しますが、ご意見のとおり関係性をわかりやすくするため「～一人ひとりが 学びを通して成長し みんなが輝くまち 千葉市～」が目指すべき姿であることを明記し、記載順を整理いたします。	○
13	P136	総論 5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像	まず、模式図は必要なのか。 次に、方向性1から方向性2へ、方向性2から方向性3へ、方向性3から方向性2へと番号が付けられている。「学び」と「活動」の循環サイクルと名付けられているが、施策展開の方向性の説明文には触れられていない。さらに、サイクルの2周目からは方向性2と方向性3の行き来だけとなっていて、サイクルとは言えない。方向性1の「学習活動のきっかけ」を初回だけでなく新たな分野での学習活動のきっかけとするなど広義で捉えて方向性3から方向性1に戻るようにするのが適切と思う。	模式図については、生涯学習の理念の浸透が課題であると考えている中で、第6次千葉市生涯学習推進計画の主旨や「学び」と「活動」の循環サイクルをわかりやすく表現・説明するために必要と考えております。	-
14	P138	各論 各論の見方	囲みで「アクションプランにおける各年度の数値は目標数値であり、今後の社会情勢等の状況により変更することもあり、確定したものではありません」と記載されている。この文章を計画書に記載してしまうと、計画書の目標値の信頼性がなくなる。当然、中間目標令和9年度の数値も確定していないわけなので、アクションプランそのものも怪しいものとなる。「今後の社会情勢に大きな変化があった場合、年度途中であってもアクションプラン、目標値を変更し、公表いたします」程度としていただきたい。	囲みの記載については、今後の社会情勢の変化等により目標どおりに事業を実施できない可能性があることを表記したものであるため、原文のままいたします。	-

No.	ページ	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
15	P155	各論 2 多様な学習機会の充実 基本施策2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供 No. 9 学習相談の充実	学習相談の充実【継続】となっているが、期待したい。	引き続き取組を推進してまいります。	-
16	P157	各論 2 多様な学習機会の充実 基本施策2-3 現代的課題に対応する学習機会の提供 No. 2 子ども達の放課後対策	子どもたちの放課後対策を拡充してほしい。	引き続き取組を推進してまいります。	-
17	P172 ～ P175	参考資料 2 用語解説	用語の末尾に掲載ページ数を示すという形になっている。用語を見てからページ数を探すという人はいないと思う。本文の用語の右肩に*などの記号を付けて用語解説を参照してもらう方式の方がよいと思う。	ご意見のとおり修正いたします。	○
18	-	各論の全般にかかるもの	公民館文化祭、図書館の企画展示、講演会、お話し会などは、市民が楽しみ期待しているところ。さらなる充実を望む。司書、社会教育指導主事など専門職がまだまだ足りていない。(正規職員化も課題なのでは?) 特にレファレンスサービスは大事で専門職でなければ十分応えられない。	いただいたご意見については、引き続き事業検討における参考とさせていただきます。	-
19	-	各論の全般にかかるもの	調べものなど現在はスマートフォンなどで直ぐに答えは出るが、例えば百科事典を引いたり、辞書を見ることにより、より深く広く知ることが出来る。 紙媒体、読書に子どもたちをいざなうために図書館、公民館図書室の充実を望む。 予算をつけてほしい。公民館図書室は、中学生くらいまでのレファレンスに答え得るものと考えるので古い資料(例:10年以上前の百科事典、地図、地球の歩き方などは役に立たない)は廃棄して新しい資料を入れることが出来るように、予算を付けてほしい。	いただいたご意見については、引き続き事業検討における参考とさせていただきます。	-

## 序章

## 1 千葉市の教育行政について [P2~4]

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年度（2009年度）に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、第2次千葉市学校教育推進計画を経て様々な施策に取り組んできました。

同様に、生涯学習については、平成5年度（1993年度）に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年度（1995年度）から第5次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

令和4年（2022年）9月には、中長期的な市政運営の基本方針となる「千葉市基本計画」（計画期間：令和5～14年度（2023～2032年度））を策定するとともに、国においては次期「教育振興基本計画」（計画期間：令和5～9年度（2023～2027年度））の策定が進められています。

そこで、次期「教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「千葉市基本計画」との整合性を考慮しながら、本市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」を策定しました。この2つの計画に沿って、本市の現状に即した教育行政に取り組んでまいります。

## 1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置付け

## (1) 法的な位置付け

「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

## (2) 本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

## (3) 千葉市の教育に関する大綱との調和

地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

本市の「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

## 2 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5～9年度）が令和5年度からであることを踏まえつつ、「千葉市基本計画」（令和5～14年度）との整合を図るため、市基本計画と同じ10年間とします。ただし、令和9年度に中間見直しを図ります。また、社会状況の変化等から、必要に応じて中途での部分修正を行うこともあります。

計画	年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		千葉市学校教育推進計画 千葉市生涯学習推進計画	第3次 第6次					中間 見直し			
千葉市基本計画	千葉市基本計画										
千葉市実施計画	第1次			第2次			第3次				
千葉市の教育に関する大綱	千葉市の教育に関する大綱										
教育振興基本計画（国）	第4期										

## 3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進

## (1) PDCAサイクル等に基づく計画の進行管理

計画（P）、実施（D）、確認・評価（C）、改善行動（A）へと続くマネジメントを、適切に行います。

## (2) 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が10年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（令和9年度）での見直しを行うこととします。



1 現状と課題 [P8~24]

【「第2次千葉市学校教育推進計画 事務点検・評価」より】

- (1) 「学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合」  
中2については増加していますが、小3及び小5については横這いです。また、「学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合」は、中2については増加していますが、小3及び小5については減少傾向です。
- (2) 「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」  
小6及び中3ともに減少傾向にあり、特に中3については、全国平均と比較して低い値です。
- (3) 「人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合」  
「地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合」と共に増加傾向です。
- (4) 「体力や運動習慣、朝食喫食率等」  
健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況です。
- (5) 「コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合」  
GIGAスクール構想による1人1台端末が配付された直後（R3当初）の調査であるが、小・中学校共に全国平均値と比較して低い値です。
- (6) 「授業において、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合」  
中学校においては、増加傾向ですが、小・中学校共に全国平均値（R3）と比較してわずかに低い値です。

2 保護者や教職員の意識について [P25~29]

最近の子どもの印象としては、「明るく元気だ」、「優しさや思いやりがある」、「社会のきまりや約束したことを守っている」、「何事もまじめに取り組むことができる」が上位に挙げられています。一方これからの社会を生きるために子どもに特に必要な能力として、コミュニケーション能力や他者を思いやる心などをはじめとした知・徳・体に係る基本的な力が大切であると考えている人が多い結果でした。

3 第3次千葉市学校教育推進計画策定について [P30~33]

1 第3次千葉市学校教育推進計画策定の基本方針

- (1) 第2次千葉市学校教育推進計画の課題への対応  
単なる施策の羅列にせず、本市の教育が目指すべきものをしっかり見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築しました。
- (2) 第2次千葉市学校教育推進計画の継承  
「目指すべき子どもの姿」及び「教育目標」については、第1次千葉市学校教育推進計画から第2次千葉市学校教育推進計画に継承しており、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第3次千葉市学校教育推進計画においても基本的に継承します。  
(千葉市基本計画を踏まえ、「チャレンジする子ども」を「未来を拓く子ども」に修正。)

「目指すべき子どもの姿」 夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども  
「教育目標」 自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

2 第3次千葉市学校教育推進計画が目指す学校教育の姿

本市で育つ全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し伸ばすとともに、一人一人が夢を持ち、多様な人々と協働しながら様々な困難をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、取組を進めていきます。

3 第3次千葉市学校教育推進計画の各施策において留意すべき事項

- (1) 人間尊重 (2) 人権尊重 (3) すべては子どもたちのために (4) 主体性 (5) 多様性 (6) 新しいスタイルの学校教育 (7) 持続可能性 (8) 学校・家庭・地域・行政の連携・協働 (9) 行政資源の最大限の有効活用

4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像 [P34~35]

第3次千葉市学校教育推進計画の全体像を以下のとおり整理します。

まず、教育目標である「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」のために必要な資質・能力として、「1 確かな学力」、「2 豊かな心」、「3 健やかな体」の3つを柱として設定しその育成に努めます。また、それらの育成を支えるのは、「4 質の高い教職員」と「5 魅力ある教育環境」の両輪であると考え、これらを柱として設定し、家庭・地域との連携を基盤に取組を進めます。さらに、「6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を柱として設定し、誰一人取り残すことのない環境の実現を目指していきます。

以上の6つの柱を設定するとともに、計画を体系的に捉えられるよう、6つの柱を「I 児童生徒の資質・能力の育成について」と「II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について」の2つに分類しました。

Society5.0時代の到来を踏まえ、本計画に沿ってこれまで培ってきた教育実践とICTを効果的に組み合わせていきます。子どもたちが主体的に学び、他者と協働して取り組む探究的な学習を充実させ、夢や希望を抱きながら成長できる学びを実現します。

～目指すべき子どもの姿～

夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

I 児童生徒の資質・能力の育成

II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備

施策1

- 確かな学力の育成  
「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立
- 1 基礎学力の定着
  - 2 ICTを活用した学びの充実
  - 3 探究的な学びの推進

施策2

- 豊かな心の育成  
思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現
- 1 思いやりの心と自己肯定感の育成
  - 2 多様な他者と協働していく力の育成
  - 3 夢や目標に向けた学びの実現

施策3

- 健やかな体の育成  
生涯にわたり健やかに生きるための土台の育成
- 1 学校体育の充実
  - 2 食育の推進
  - 3 健康的な生活のための資質・能力の育成

施策4

- 質の高い教職員  
教職員のキャリアステージに応じた研修の充実と働き方の抜本的改革
- 1 教職員の指導力の育成
  - 2 学校における働き方改革の推進

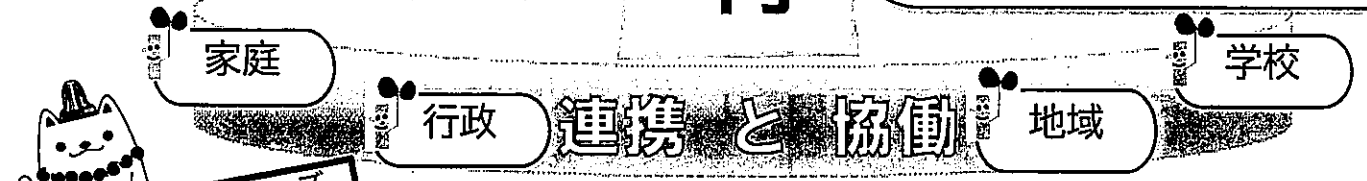
施策5

- 魅力ある教育環境  
特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備
- 1 魅力ある教育の推進
  - 2 安全・安心な教育環境の確保
  - 3 放課後活動の整備
  - 4 充実した教育施設・設備
  - 5 ICT環境の整備

施策6

- 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート  
一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現
- 1 いじめ防止等の対策の推進
  - 2 不登校児童生徒への支援の充実
  - 3 インクルーシブ教育システムの構築
  - 4 切れ目のない支援体制の構築
  - 5 教育機会確保に向けた施策の充実

人間尊重の教育



夢にチャレンジ 未来を拓け!

～すべての子どもたちの可能性を引き出す千葉市の学び応援プラン～



■目指すべき子どもの姿■  
夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

■教育目標■  
自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

施策展開の柱（6本）		施策方針（21方針）		主なアクションプラン（全86事業中）
I 児童生徒の資質・能力の育成について	1 確かな学力の育成	「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立	<p>【施策方針1-1】&lt;基礎学力の定着&gt; 予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせます。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。</p> <p>【施策方針1-2】&lt;ICTを活用した学びの充実&gt; 情報化が加速度的に進む中、GIGAスクール構想が進められ、令和3年度から1人1台端末による教育活動がスタートしました。これら端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していきます。</p> <p>【施策方針1-3】&lt;探究的な学びの推進&gt; 子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要です。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「わかる授業」の推進</li> <li>少人数学級・少人数指導の推進</li> <li>学力状況調査の実施と活用</li> <li>小学校高学年における一部教科担任制の充実</li> <li>ICTを活用した授業改善</li> <li>教職員向けICT研修の充実</li> <li>デジタル教科書の活用</li> <li>探究的な学習の充実</li> </ul>
	2 豊かな心の育成	思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現	<p>【施策方針2-1】&lt;思いやりの心と自己肯定感の育成&gt; 温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要です。他者への理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育みます。</p> <p>【施策方針2-2】&lt;多様な他者と協働していく力の育成&gt; 異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できる力を育成します。</p> <p>【施策方針2-3】&lt;夢や目標に向けた学びの実現&gt; 子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していきます。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発達を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育の推進</li> <li>人権教育の推進</li> <li>国際教育の推進</li> <li>体験学習の充実</li> <li>文化芸術に触れる機会の充実</li> <li>環境教育の推進</li> <li>社会参画意識の育成</li> <li>キャリア教育推進のための校内指導の充実</li> <li>職業体験学習の推進</li> </ul>
	3 健やかな体の育成	生涯にわたり健やかに生きるための土台の育成	<p>【施策方針3-1】&lt;学校体育の充実&gt; 運動する楽しさを感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育みます。また、体育的行事や運動部活動などを通して、学校体育の充実を図ります。</p> <p>【施策方針3-2】&lt;食育の推進&gt; 本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進します。</p> <p>【施策方針3-3】&lt;健康的な生活のための資質・能力の育成&gt; 身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体力づくり活動の充実</li> <li>中学校運動部活動指導員・民間指導者の派遣</li> <li>運動習慣を身に付ける取組</li> <li>健康の保持増進を図る取組</li> <li>食文化や食の歴史を尊重する心の育成</li> <li>睡眠リズムを整える学習</li> <li>歯と口の健康づくりの推進</li> </ul>
II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について	4 質の高い教職員	教職員のキャリアステージに応じた研修の充実と働き方の抜本的改革	<p>【施策方針4-1】&lt;教職員の指導力の育成&gt; 教職員が自己の現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるよう、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質能力を身に付けることができるよう支援します。</p> <p>【施策方針4-2】&lt;学校における働き方改革の推進&gt; 教員の採用倍率の低下傾向が続いており、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念があります。働き方改革の推進により教職員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内外の研修の充実</li> <li>派遣研修等の積極的な活用</li> <li>「学校における働き方改革プラン」による改革推進</li> <li>学校の業務・行事の精選</li> <li>専門スタッフ等の活用</li> </ul>
	5 魅力ある教育環境	特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備	<p>【施策方針5-1】&lt;魅力ある教育の推進&gt; 本市はこれまで国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきました。こうした本市ならではの特色ある教育活動として、各学校種間の連携（小中一貫教育等）、市立中等教育学校・高等学校教育の充実、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進します。</p> <p>【施策方針5-2】&lt;安全・安心な教育環境の確保&gt; 子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められます。そのために、学校管理下での事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築します。</p> <p>【施策方針5-3】&lt;放課後活動の整備&gt; 児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めます。</p> <p>【施策方針5-4】&lt;充実した教育施設・設備&gt; 老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進めます。</p> <p>【施策方針5-5】&lt;ICT環境の整備&gt; 教職員及び児童生徒の1人1台端末を最大限に活用できるように、スムーズな通信状況を確保しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備等のICT環境整備を進めます。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となる取組を進めます。これらICT機器を活用した教育活動の充実に向け、教職員の力量の向上とともに、メディアリテラシーの育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校・中学校の連携や小中一貫教育の推進</li> <li>市立高等学校・中等教育学校の教育の充実</li> <li>学校適正配置の推進</li> <li>地域等関係者との連携体制の強化</li> <li>学校総合防災マニュアルの改訂</li> <li>アフタースクールの拡充</li> <li>外壁改修工事の実施</li> <li>バリアフリー環境整備</li> <li>ネットワーク回線の増強</li> <li>情報モラル研修の充実</li> <li>メディアリテラシーについての情報発信</li> </ul>
	6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート	一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現	【施策方針6-1】<いじめ防止等の対策の推進> いじめについては、認知件数が年々増加傾向であり、憂慮すべき事態ですが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果です。今後も、いじめについての正しい理解とともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対応の校内研修のための要請訪問</li> <li>専門人材の配置拡充</li> <li>小学生ライトポートの設置と機能拡充</li> <li>スクールカウンセラーの配置時間の拡充</li> <li>スクールソーシャルワーカーの配置拡充</li> <li>「交流及び共同学習」の実施</li> <li>特別支援連携協議会の充実</li> <li>公立夜間中学に係る学び直し応援プランの策定及び支援体制の構築</li> <li>日本語指導における多様な人材や場の活用</li> </ul>
			【施策方針6-2】<不登校児童生徒への支援の充実> 不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっています。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保します。	
			【施策方針6-3】<インクルーシブ教育システムの構築> インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していきます。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進と、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。	
	【施策方針6-4】<切れ目のない支援体制の構築> 特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。各ステージや関係機関との円滑な連携や連携が図れるよう、個別的教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図ります。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るための研修とともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援します。			
【施策方針6-5】<教育機会確保に向けた施策の充実> 家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進めます。				



1 生涯学習の理念 [P120]

生涯学習は、一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。(教育基本法第3条)

(1) 生涯学習の意味

生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

(2) 生涯学習の種類

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行われるものです。

2 現状と課題 [P121~123]

- (1) 生涯学習については、多くの市民が関心を持っており、市民ニーズに応じた各種事業を実施するとともに、様々な媒体を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりに努める必要があります。
(2) 学習環境の整備については、感染症拡大防止による利用制限等もあり、利用しやすい市民の満足度が目標に達しませんでした。施設の整備等を図り利用しやすい学習環境づくりに努める必要があります。
(3) 市民ニーズに対応した学習機会の提供については、公民館主催講座の受講者においては高い満足度を示しており、ニーズを踏まえた上で、講座内容や実施回数を充実し、満足度の向上を図る必要があります。
(4) 地域の担い手となる人材育成や、学習成果の活用機会の提供については、感染症拡大の影響を受けましたが、活動に関する講座の充実や活動の周知、ニーズのマッチングなどの施策を進める必要があります。

3 生涯学習に関する市民の意識について [P124~131]

- (1) 生涯学習活動を地域活動等に役立つと考えるよりも、個人の成長と捉える市民が多い傾向となっています。
(2) 生涯学習に関する情報入手のツールとしてインターネットをあげる方が多くなっています。また、だれでも気軽に参加できる行事やイベントのニーズがあります。
(3) 市の歴史や文化財をはじめ、身近な地域のさまざまなものに愛着を感じています。
(4) 学習成果が地域に十分に還元されているとは言えない結果となっています。

4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について [P132~133]

1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針

- (1) 第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応
本市の生涯学習が目指すべきものを見据えた成果指標を設定し、その実現のための計画とするとともに、生涯学習の理念の周知に力を入れます。また、情報提供、学習環境、多様な学習機会の充実、地域人材の発掘・育成に力を入れます。
(2) 第5次千葉市生涯学習推進計画からの継承
これまでの本市の生涯学習推進計画は、教育基本法第3条で規定されている生涯学習の理念をめざした計画を継承しており、第6次千葉市生涯学習推進計画においても基本的に継承します。また、急速に変化する社会において、新しい時代の課題に対応するため、「あらたな視点」を取り入れるとともに、市民の学びを支え、その成果を適切に生かせる環境づくりをめざします。

2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点

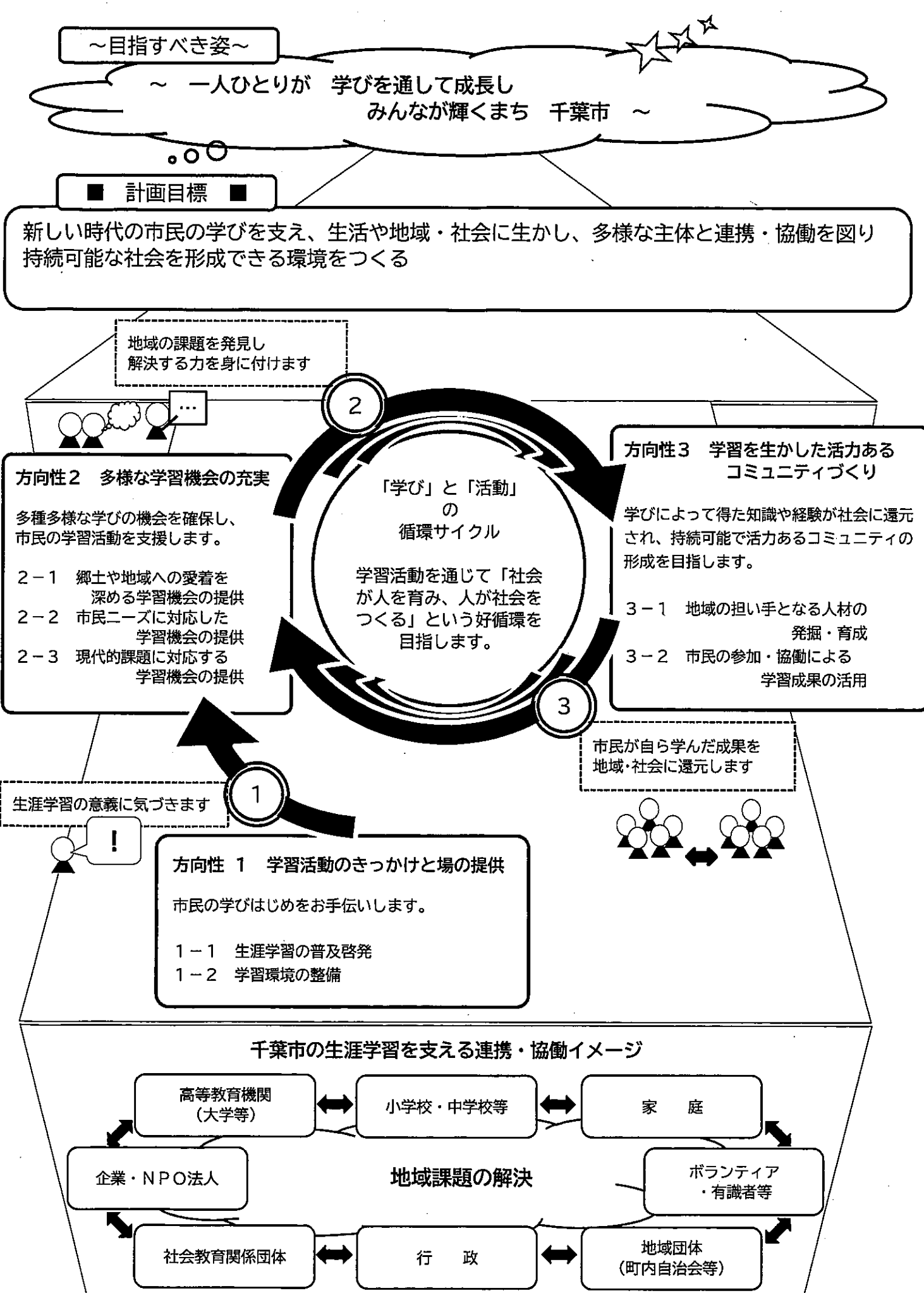
- (1) ICT機器を利用できる者とできない者の格差(デジタルデバイド)の解消を図ります。
(2) 新型コロナウイルスや自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり地域課題に向けて共に学びあったりする機会の充実を図ります。
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)の目標4「質の高い教育をみんなに」の目標達成に貢献するとともに、17の目標すべてのゴールを意識した施策を展開します。
(4) 公民館が身近な地域活動拠点となるため、社会教育主事有資格者の更なる活用や社会教育士との連携の強化を図ることにより、各地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進め、公民館の機能強化を図ります。

3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項

- (1) 目指すべき姿の達成状況を適切に把握・評価できる成果指標を検討します。
(2) 学びはじめから学習活動を経て、学習成果の活用によるコミュニティづくりが実現できる環境づくりを継承します。
(3) 講座に参加する形態だけでなく、個人でインターネットを活用し調べる形態も学習といえます。
(4) 子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、よりよい社会を創るうえで重要です。
(5) 学びの活動と、地域をつないでコーディネートする人材が重要です。
(6) 高齢者や障害者も、必要な時に必要な学びを通じ成長し活動することが求められます。
(7) 「オンライン」だけでなく「対面による学び」の組み合わせで、学びが更に豊かなものになります。
(8) 「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要です。
(9) SDGsを踏まえた取組を進め、持続可能な社会の実現に向けた取組への理解の浸透を図ります。

5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像 [P134~136]

計画の性格については、生涯学習の目指すべき目標・施策展開の方向性を定めた基本計画部分と、それを実現するための基本施策・具体的な事業を定めた実施計画部分の二つの要素を持った計画とします。目標、3つの施策展開の方向性、7つの基本施策は右図のとおりで、目標の実現を目指します。



■目指すべき姿■  
一人ひとりが  
学びを通して成長し  
みんなが輝くまち 千葉市

■計画目標■  
新しい時代の市民の学びを支え、  
生活や地域・社会に生かし、  
多様な主体と連携・協働を図り  
持続可能な社会を形成できる  
環境をつくる

施策展開の方向性	基本施策 (7施策)	アクションプラン (44事業) ※再掲1事業含む
<b>方向性 1</b> <b>学習活動のきっかけと場の提供</b> 市民の学びはじめをお手伝いします。	<b>基本施策 1-1</b> 生涯学習の普及啓発 市民に学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。	拡充 1-1-1 学習のきっかけづくりとなる生涯学習イベントの開催 1-1-2 学ぶ場と学ぶための情報提供の充実 1-1-3 eラーニングの普及事業の実施
	<b>基本施策 1-2</b> 学習環境の整備 学びに興味を持った市民が学習活動をはじめににあたって、快適で参加しやすく、新しい時代に合った学習環境の整備を行うとともに、子どもや若者をはじめ、あらゆる世代が利用しやすい環境づくりに努めます。	新規・拡充 1-2-1 生涯学習施設等の利用環境の充実 1-2-2 子どもの居場所づくりの推進 1-2-3 生涯学習施設の老朽化への対応 1-2-4 公民館の改修
<b>方向性 2</b> <b>多様な学習機会の充実</b> 多種多様な学びの機会を確保し、市民の学習活動を支援します。	<b>基本施策 2-1</b> 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供 郷土や地域に対する理解と愛着を深めるため、本市の歴史・文化資源を活用するとともに、地域に密着した資源も活用した学習機会を提供します。	拡充 2-1-1 郷土や身近な地域の理解を深める講座・事業の充実 2-1-2 特別史跡加曽利貝塚の魅力向上 2-1-3 縄文文化調査研究の推進 2-1-4 千葉氏をはじめとする郷土の歴史に関する企画展の実施 2-1-5 千葉氏に関する調査研究の推進 2-1-6 郷土博物館の充実 2-1-7 千葉市史史料編近現代の刊行 2-1-8 文化財の保存・活用の推進 2-1-9 地域情報サービスの充実
	<b>基本施策 2-2</b> 市民ニーズに対応した学習機会の提供 多様化する社会において、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するとともに、すべての市民が必要な時に必要な学びができる、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。	拡充 2-2-1 文化・芸術学習事業の実施 2-2-2 スポーツ・レクリエーション事業の実施 2-2-3 科学関連学習事業の実施 2-2-4 青少年教育・少年教育事業の実施 2-2-5 電子書籍サービスの充実 2-2-6 レファレンスサービスの充実 2-2-7 多様な主体による学習活動の推進 2-2-8 公民館への社会教育主事有資格者配置 2-2-9 学習相談の充実
	<b>基本施策 2-3</b> 現代的課題に対応する学習機会の提供 急速に変化する社会において、新たな時代の課題に対応し、生命や暮らしを守る学習や、持続可能なコミュニティづくりにつながる学習の機会を提供します。	拡充 2-3-1 生命や暮らしを守る学習の充実 2-3-2 子ども達の放課後対策 2-3-3 家庭教育支援事業の実施 2-3-4 子ども読書活動の推進 2-3-5 高齢化社会に対応した学習支援 2-3-6 公民館の機能強化 2-3-7 キャリア教育・リカレント教育の推進 2-3-8 SDGsの達成に寄与する学習機会の提供
<b>方向性 3</b> <b>学習を生かした活力あるコミュニティづくり</b> 学びによって得た知識や経験が社会に還元され、持続可能で活力あるコミュニティの形成を目指します。	<b>基本施策 3-1</b> 地域の担い手となる人材の発掘・育成 地域における学習活動の活発化を図るため、リーダーやファシリテーター、ボランティアなどの人材を発掘・育成します。	拡充 3-1-1 公民館への社会教育主事有資格者配置 <再掲> 3-1-2 ボランティアの発掘・育成 3-1-3 ボランティアセンター等におけるコーディネートの実施 3-1-4 団体・グループ活動のリーダーやファシリテーターの養成・育成 3-1-5 社会教育関係団体の育成
	<b>基本施策 3-2</b> 市民の参加・協働による学習成果の活用 学んだ成果が地域に還元され、様々な課題の解決が図られることで、持続可能なコミュニティの形成につながるよう、活用方法や機会を提供します。	拡充 3-2-1 市民自主企画講座や施設ボランティアによる学習機会の提供 3-2-2 生涯学習ボランティアの活動場所の提供 3-2-3 千葉市版コミュニティ・スクールモデル校の拡充 3-2-4 学習成果の発表機会の提供 3-2-5 地域交流・多世代交流事業の実施 3-2-6 青少年交流事業の実施

## 「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

「第2次千葉市特別支援教育推進計画（案）」に関するパブリックコメント手続におきましては、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

なお、ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

### 1 意見の募集期間

令和5年2月3日（金）～令和5年3月2日（木）

### 2 提出方法別の提出者数・提出意見数

意見の提出方法	人数	件数
郵送	0人	0件
FAX	0人	0件
電子メール	3人	22件
持参	2人	2件
合計	5人	24件

### 3 項目別意見数

項目	件数
全体に関する意見	5件
第Ⅰ部「総論」に関する意見	3件
第Ⅱ部「各論」に関する意見	12件
【関係資料】に関する意見	2件
概要版	1件
その他	1件
合計	24件

### 4 修正件数 13件

### 5 意見の概要と市の考え方 別紙のとおり

お問い合わせ

千葉市教育委員会学校教育部教育支援課

電話 043-245-5938

FAX 043-245-6424

電子メール課 kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp



第2次千葉市特別支援教育推進基本計画（案）に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目名	意見の概要	意見に対する市の考え方	計画案への反映
1		全般	国連の勧告など、最新の動向についての記載が必要ではないか。	最新の動向につきましては、本計画に関連のあるものとして、総論の2 近年の国や市の動向にまとめております。国連の勧告等につきまして、文科省の動向を注視しながら、千葉市における特別支援教育の推進を図って参ります。	—
2		全般	特別支援教育に係わる各部署の役割を俯瞰できるような図があれば理解の助けになる。	関係資料の【資料2 6】総合案内パンフレットに、関係機関の役割をまとめております。	—
3		全般	現在、教員の数が少ないと感じます。特別支援学級においては、8人に1人の担任。数字だけで決められていて、長年にわたり保護者からは不満と不安の声があがります。特別な教育的ニーズのあるお子さんをみたい、教員になりたいと教職についても、なかなか個別の教育支援計画に添った、教育が実践できない現状で、担任は疲弊しています。多様性と言っても先生が1人1人に目を向ける時間などないように感じます。 通常学級、特別支援学級ともに、定数にとられない人員配置、もしくは少人数のクラスにして子ども達と先生が共に育っていける環境を作っていただきたいです。		—
17	4	全般	インクルーシブな教育を推進し、みんなが同じ環境にいることを目指していただきたいです。 小さなころから障害のある人を目にしていくこと、接していくことで理解も深まりますし、障害のある子どもがいることでどうしたらいいか、なにを思っているのかを考えたり、お手伝いすることで自分の役割があると知ることができたり、人の役に立つことで、自分を大切に思う心もわいてくると思います。 なにより、言葉でコミュニケーションをとらない子ども達からのメッセージ力は素晴らしいです。人の心を豊かにしてくれる力があります。そうやって小さなことから一緒に過ごすことで福祉の仕事にも興味を持つ人も増えると感じます。	本市では、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を切れ目なく保障するために、多様な学びの場の充実を図っております。また、共生社会の実現のため、各学校において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会として、「交流及び共同学習」を推進し、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子ども達の自立と社会参加に向けた取組を進めております。「交流及び共同学習」については、各論第1章第7節に取組をまとめております。	—
5		全般	教職員の特別支援教育のスキルアップをお願いしたいです。	各論第2章に多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上に関する取組をまとめております。すべての教職員の特別支援教育に関する資質、能力の向上に向けて、取り組んで参ります。	—
6		はじめに	「その設置率は平成19年度の32.4%から令和4年度には86.6%となりました」の86.6%はP44の資料5に示されています。「ことばの教室、きこえの教室も含め、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加し、平成19年度の229人から令和4年度には877人となっています」の877人は資料のどこに示されているか教えてください。	関係資料の通級指導教室児童生徒数を示した【資料1】【資料2】の令和4年度の人数の合計した値となっております。	—

7	2	第Ⅰ部 総論 第1章	<p>最後から2段目の段落で「しかしながら、特別な支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、そのニーズも多様化する中、・・・」と記載されています。P44の資料6に過去10年間の特別支援学級等の在籍児童生徒数の変遷が示されています。少子化という流れの中で、特別支援学級等の児童生徒数が増加すると考えられる要因を教えてください。例えば発達障害のように、昔は障害と認められなかったものが今は認定されていることなども考えられます。</p>	<p>特別支援教育に関する理解や認識の高まりを背景に、就学先の決定にあたっては、本人、保護者の意向を尊重する教育相談をしたり、特別支援学級や特別支援学校だけでなく、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けるニーズが増えたりしたことから児童生徒が増えたと考えます。また、多様な学びの場や交流及び共同学習の充実も要因と考えられ、この点につきましては、本市の特別支援教育の充実を図るための重点の一つとして取り組んで参ります。</p>	—	
8	7	第Ⅰ部 総論 第2章	<p>「平成29年度から、保護者向けの『就学説明会』を実施（令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響で中止）し、就学相談の流れや学校参観、特別支援学校の特色を理解してもらう機会となっている」と記載されています。まず、第1次計画の期間は平成30～令和4年の5年間です。5年間の内2年間の就学説明会を中止しているにも関わらず成果として掲げるのは適切ではないと思います。課題だけの記載が適切だと思います。なお、平成29年度は計画期間ではないので、除外した方がよいでしょう。</p>	<p>令和2、3年度の就学説明会は、新型コロナウイルスの影響で対面による開催を中止いたしました。千葉市のHP上に就学説明会の資料を掲載しました。また、療育センター等の関係機関にはその旨の周知し、必要に応じて養護教育センターにて個別の相談を行いました。このことから、修正なしといたします。</p> <p>平成29年度の記載につきましては就学説明会の説明にあたる部分ですので、修正なしといたします。</p>	—	
18	9	12	第Ⅰ部 総論 第3章	<p>3. エリア方式のイメージ図がp12にあるが、イメージが今一湧かない。一つにはコーディネーターが「エリアコーディネーター」と「地域支援コーディネーター」の2種類あり、通常はエリアといえば地域でもあるし、ダブったネーミングがそもそも混乱を招くのではないかと。</p> <p>また、できれば用語解説の部分に両コーディネーターの現状の人数を載せてもらえると少しは現状が把握できると思うが。</p>	<p>特別支援教育エリアコーディネーターと地域支援コーディネーターは、第1次計画から同様の名称でそれぞれの役割を担っていることから、同名称を継続いたします。ただし、それぞれの役割を明確にするため、「地域支援コーディネーター」を用語解説に、人数も含めて追記します。また、特別支援教育エリアコーディネーターの人数について、全区配置を目標としている旨を用語解説に追記いたします。</p> <p>エリア方式のイメージ図については、概要版と同様の図に変更いたします。</p> <p>&lt;修正案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語解説に人数に関する記載を追記</li> <li>「特別支援学校地域支援コーディネーター」</li> <li>「特別支援教育エリアコーディネーター」</li> <li>・概要版で示したエリア方式のイメージ図に変更</li> </ul>	○
10		第Ⅱ部 各論 全般	<p>現状と課題において、項目が○と●で示されていますが、その差異は何でしょうか？説明が必要です。多分、○が現状、●が課題を表しているとする「1 現状(○)と課題(●)」という表記も考えられます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正案&gt;</p> <p>現状(○)と課題(●)</p>	○	
11		第Ⅱ部 各論 全般	<p>各論の「現状と課題」の中の○と●は何を意味するのか不明。</p> <p>読み始めは○は現状、●は課題と考えていたが、p19やP21の●は現状の記載としか思われられないものもあり混乱した。</p>	<p>同上</p>	同上	

12	15	第Ⅱ部 各論 第1章第1節 通常学級	「教職員の意識と資質を高めるシステムづくりの検討」のR5年が検討となっ ています。検討の検討には違和感があります。"の検討"を省略して、「教職 員の意識と資質を高めるシステムづくり」が適切だと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 3 具体的な取組 ～システムづくり 4 具体的な取組の目安 ～システムづくり	○
13	18	第Ⅱ部 各論 第1章第2節3 病弱、虚弱、肢体不自由特別 支援学級	2 現状と課題では「資料〇参照」がついている文がいくつかあるが、p18 の現状と課題では「資料5参照」と「資料6参照」の付け忘れではないか。	1-02【特別支援学級】の最初の段落に、01【知的障害特別支援学 級】、02【自閉症・情緒障害特別支援学級】、03【病弱、虚弱、肢体不 自由特別支援学級】をまとめて特別支援学級児童生徒数に触れていること から、ここでは記載していません。	-
14	19	第Ⅱ部 各論 第1章第3節通 級指導教室（言語障害・難聴 通級指導教室）	今後の方針（2）において、「早期発見・早期支援、また切れ目のない指 導、支援・配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図 ります」と記載されています。まず、この対策は、非常に重要で1-03-1 だけでなく他への適用も検討していただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 第1章第2節 特別支援学級の全体説明及び第1章第3節 LD等通級指 導教室の「2 今後の方針」に追記します。	○
15	19	第Ⅱ部 各論 第1章第3節 通級指導教室（言語障害・難 聴通級指導教室）	今後の方針（2）において、「早期発見・早期支援、また切れ目のない指 導、支援・配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図 ります」と記載されています。幼稚園、保育所の対象は千葉市立に限 定されるのでしょうか？もしそうだとすれば、私立にも対象を広げて いただきたい。	「千葉市立」に限定されるものではありません。	-
16	19	第Ⅱ部 各論 第1章第3節 通級指導教室（言語障害・難 聴通級指導教室）	「言語、難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置」のR6欄に ある“検討”は⇒の方がよいと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 「⇒」とします。	○
17	21	第Ⅱ部 各論 第1章第4節 高等学校	第4節 高等学校 は、第4節 高等学校（稲毛高等学校、市立千葉高等学 校）、第5節 特別支援学校はP23の1-05-02のように 第5節 特別支 援学校（養護学校高等部・高等特別支援学校）と（ ）書きで具体を示 していただけると、分かりやすいと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 第4節 市立高等学校（稲毛高等学校、千葉高等学校）	○
18	26	第Ⅱ部 各論 第1章第8節 人的配置（特別支援教育指導 員配置事業、学校訪問相談員 派遣事業）	「令和3年度は、…、前後期で80人に指導員を配置しました。令和4年 度には、4人を増員し、前後期で88人に対応できるようにしました。… （資料14参照）」と記載されています。P49の資料14は、指導員配 置希望件数です。まず、令和3年度前期の希望件数は88件、後期は 74件です。文中の「前後期で80人に指導員を配置しました」とどう 関連するのか不明です。次に「令和4年度には、4人を増員し、前後 期で88人に対応できるようにしました」と記載されていますが、資料14 には令和4年度が記載されていません。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 関係資料【資料14】特別支援教育指導員の配置人数	○

19	29	第Ⅱ部 各論 第2章第1節 研修（養七等研修）	1 現状と課題の最後に、「令和4年度特別支援学校教諭免許状の取得率については、特別支援学級担当者は54.2%、通級指導教室担当者は52.3%です」と記載され、2 今後の方針（3）において「特別支援学校教諭免許状の取得を推進します」と述べ、3 具体的な取組で「特別支援教育の免許状の所有率向上のための免許法認定講習の受講の推奨」と取得率向上に向けたトーンが下がっています。取得率50%台はあまりに少なすぎます。せめて「受講の徹底」という表現にしていきたいと思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 受講の推進	○
20	29	第Ⅱ部 各論 第2章第1節 研修（養七等研修）	文中にある取得率と所有率の使い分けの意味を教えてください。	取得率ではなく、正しくは所有率となります。ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 1 現状と課題 ～特別支援学校教諭免許状の所有率については、	○
21	35	第Ⅱ部 第3章第1節 就学相談	3 具体的な取組 の就学説明会の周知において、「ホームページで広く周知、就学児が受診している医療機関等への周知」と記載されています。医療機関等への周知に関しては、1 現状と課題 及び 2 今後の方針 にも関連する事項がなく唐突感があります。	医療機関とも連携を強めていきたいことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 1 現状と課題 ～、関係機関に対し、就学相談に～ 2 今後の方針 就学前に関わる関係機関（療育センター、医療機関等）	○
22		【関係資料】 Ⅱ用語解説	用語解説に掲載した用語には右肩に*などを付記していただくと助かります。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 用語解説で扱う用語に「*」を付記しました。	○
23		【関係資料】 Ⅱ用語解説	LD(Learning Disability)；学習障害をⅡ用語解説に加えてください。本計画書は、学習障害（LD）でⅡ用語解説に記載されていますが逆の方が分かりやすい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> LD（学習障害）	○
24	概要版	概要版 千葉市の現状に応じた特別支援教育を推進するシステム：エリア方式	【小中特別支援学校】とあるが、高等学校も含まれるのではないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 【小・中・中等教育・高等・特別支援学校】	○



## 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定にあたっての基本的な考え方

【千葉市の目指すべき子どもの姿】  
夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

### 計画改定の趣旨

第1次計画では、6つの取組の柱に基づき、取組を進めた。また、「エリア方式」を取り入れ、学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組むことを進め方の基本とし、一定の成果を上げることができた。

しかし、近年、特別支援教育に係るニーズがさらに多様化してきていることにより、「新たな課題への対応」と「エリア方式の更なる充実」（裏面参照）を図ることが必要であることから、第2次計画の策定をした。

### 第3次千葉市学校教育推進計画との関連

Ⅱ 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について

「個別の支援が必要な

児童生徒へのサポート」

○インクルーシブ教育システムの構築

○切れ目のない支援体制の構築

## 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画 [令和5年度～令和9年度]

### 【理念】

- 1 「人間尊重の教育」を基調とし、共生社会の形成を目指します。
- 2 障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行います。

### 【基本方針】

- 1 本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- 2 多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の一層の推進を図ります。
- 3 教職員の専門性の向上を図ります。
- 4 ライフステージに応じて地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。
- 5 学校を主体とした特別支援教育の推進を図ります。

### 【取組の柱】 ◎第2次計画からの主な取組 下線部：新たな課題または重点事項

- 1 連続性のある多様な学びの場の充実

- |            |             |              |          |
|------------|-------------|--------------|----------|
| (1) 通常学級   | (2) 特別支援学級  | (3) 通級指導教室   | (4) 高等学校 |
| (5) 特別支援学校 | (6) 就学支援委員会 | (7) 交流及び共同学習 | (8) 人的配置 |

◎障害の社会モデルの周知、それぞれの学びの場における ICT（ギガタブ等）の活用、進路指導に関する情報の共有と周知、交流及び共同学習の実績評価と実施の促進、通級指導スーパーバイザー設置の検討、特別支援学校の施設等の老朽化対応、医療的ケア等の人的配置 等

- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上

- |        |        |                    |                       |
|--------|--------|--------------------|-----------------------|
| (1) 研修 | (2) 研究 | (3) 特別支援教育コーディネーター | (4) 特別支援教育エリアコーディネーター |
|--------|--------|--------------------|-----------------------|

◎教職員のキャリアステージごとの研修内容の見直し、教職員のニーズに応じた研修の実施、教育実践や教育相談などの情報の収集と整理、養護教育センターにおける特別支援教担当のニーズや現代的課題に応じた研究の実施、特別支援教育エリアコーディネーターを活用した研修の実施 等

- 3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

- |                        |                         |                       |
|------------------------|-------------------------|-----------------------|
| (1) 就学相談               | (2) 教育相談                | (3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画 |
| (4) 連携に関する会議・ネットワークづくり | (5) ライフステージにおける関係機関との連携 |                       |

◎就学に関する情報の共有化、教育相談に係る連携会議の実施、不登校に係る関係機関との情報共有、個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ方法の検討、乳幼児期から成人期までのライフステージごとの医療・福祉等の関係機関との連携、就労に関する関係機関との連携 等

**【千葉市の現状に応じた特別支援教育を推進するシステム：エリア方式】**

エリア方式：地域内の実情に即した支援を迅速に講じるために、学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、学校主体の特別支援教育を推進する取組

**【小・中・中等教育・高等・特別支援学校】**

**1 特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修**

**(1) 特別支援教育エリアコーディネーター**

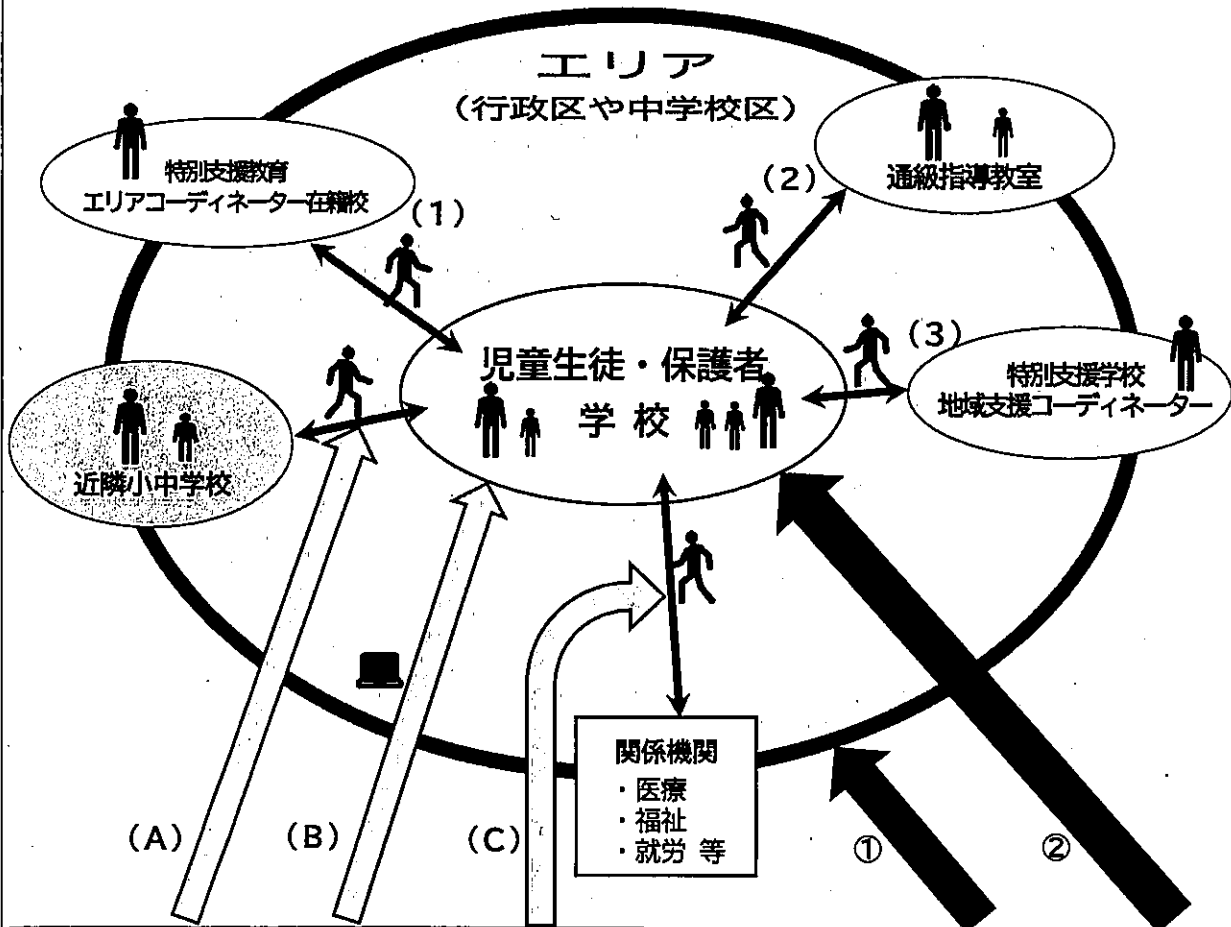
エリアコーディネーターが学校を訪問し、特別支援学級や特別支援教育コーディネーター等への助言、相談を行います。また、エリアコーディネーター在籍校での相談も行います。

**(2) 通級指導教室担当**

通級指導担当が巡回指導を実施したり、教職員への通級以外の児童生徒に関する相談、研修を行ったりします。

**(3) 特別支援学校地域支援コーディネーター**

地域支援コーディネーターが学校を訪問し特別支援学校に係る就学や進路の相談を行います。また、特別支援学校での本人、保護者との教育相談を行います。



**【教育支援課】**

**2 特別支援教育に関するネットワークの構築**

**(A) 近隣小中学校のネットワークの構築**

近隣校の特別支援学級担当が教育実践や進路指導等の情報交換を行う機会を設定します。

**(B) 特別支援教育情報の収集と整理**

教職員が必要な時にすぐに情報にアクセスできるように特別支援教育に関する情報の整備を図ります。

**(C) 関係機関とのネットワークの充実**

個別の教育支援計画の共有と連携会議等の促進を図ります。

**【養護教育センター】**

**① 市内の特別支援教育の推進**

- ・子どもや保護者に対する相談
- ・関係機関との連携
- ・教職員への研修
- ・研究

**② 学校支援**

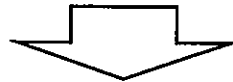
- ・医療的ケア等の多様な教育的ニーズに応じる人的配置（看護師、指導員、介助員等）
- ・学校の校内支援体制を支えるための学校訪問相談員の活用

## 千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）【概要】

### 第1章 プランの策定に当たって

#### <策定の背景・趣旨>

- 平成30年3月に策定した「放課後子どもプラン（第1期）」では、アフタースクールを中心とした居場所の整備を進めることとしていたものの、学校敷地内で必要なスペースを確保し、アフタースクールを導入できるのは40校程度に限られると見込んでおり、導入困難校への対応が課題。
- 令和3年度に導入条件を見直した上で改めて行ったシミュレーションでは、学校施設の有効かつ積極的な活用により、今後10年間で、近隣地域におけるマンション開発等の影響により当面導入が困難な学校を除く9割の学校に導入することができる見通しが立った。



- こうした状況の変化を踏まえ、千葉市の放課後施策の推進体制を改めて整備するため、本来の更新時期を1年前倒しして第2期プランを策定。

#### <計画の位置付け・対象施策の範囲>

- 千葉市における小学生の放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画
- アフタースクール、放課後子ども教室及び子どもルームの3施策を中心として構成

##### アフタースクール

- 小学校敷地内において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に毎日の居場所を提供するとともに、「体験プログラム」による体験・活動の機会と、「継続プログラム」による継続的な学びの機会を提供する事業。
- 民間事業者等に運営を委託して実施。

##### 放課後子ども教室

- 放課後の学校施設を使用し、地域住民や保護者の参画を得て、児童に様々な体験・活動の機会を提供する事業。
- 学校ごとに設置された「実行委員会」が、市からの委託を受けて体験・活動の企画・運営を実施。

##### 子どもルーム

- 千葉市における放課後児童クラブの呼称であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
- 公設民営（社会福祉協議会又は民間事業者に運営委託）又は民設民営（民間事業者に補助金交付）により実施。

#### <計画期間>

- 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）の5年間

#### <計画の推進体制>

- 教育委員会及びこども未来局が緊密に連携するとともに、学校施設を有効かつ積極的に活用
- PDCAサイクルに基づき、毎年度、取組内容や目標に照らして達成状況を点検・評価
- 中間年度である令和7年度に進捗状況を検証の上、必要に応じて中間見直しを実施

## 第2章 現状と課題

### アフタースクール

#### 【現状】

- 令和4年4月時点で24校（令和5年4月時点では34校）に導入
- 令和4年4月時点で、導入校における全児童の33.8%（8月時点では38.4%）が利用登録
- 実態調査（R4.6）の結果によれば、利用者からの評価は概ね良好

#### 【課題】

- 円滑な導入・運営のため学校との情報共有・連携
- 子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割の継承
- 放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」の継承
- 体験プログラム・継続プログラムの充実
- ギガタブによる宿題・自主学習に対応できる環境の整備

### 放課後子ども教室

#### 【現状】

- ボランティア主体で構成する実行委員会や協力員の担い手不足が顕在化
- コロナ禍の影響により、近年は活動が低調（令和3年度は90校中30校が1度も活動できず）
- 総合コーディネーターによる活動支援は一定の成果を上げているが、対象校が固定化する傾向
- 実態調査（R4.6）の結果によれば、参加者からの評価は概ね良好

#### 【課題】

- 担い手不足やコロナ禍という困難な状況下における安定的・継続的な体験・活動の提供
- アフタースクール導入後も意欲ある実行委員等が児童との関わりを持ち続けるための関係構築
- 現状を踏まえた活動支援の事業目的の再整理と目的に合致した支援の提供

### 子どもルーム

#### 【現状】

- 令和4年4月時点で、公設民営ルーム（159か所）及び民設民営ルーム（15か所）合わせて174か所を運営
- 需要の急増に対応して推進してきた受入枠の拡充により、待機児童数はピーク時の638人（平成30年4月時点）から83人（令和4年4月時点）まで減少
- 令和4年4月時点で、設置校における全児童の24.4%が利用登録
- 実態調査（R4.6）の結果によれば、利用者からの評価は概ね良好

#### 【課題】

- 待機児童解消に向けた受入枠の拡充の効率的・効果的な推進
- 夏季休業中の需要への対応の強化
- 育成支援及び施設運営に係る質の確保・向上
- ギガタブによる宿題・自主学習に対応できる環境の整備

### 第3章 基本理念

- ①希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所を提供
- ②希望するすべての児童に、放課後における多様な体験・活動の機会を提供
- ③放課後における居場所及び体験・活動の機会の提供に当たり、学校施設を有効かつ積極的に活用

### 第4章 施策の方向性

- アフタースクールは、以下の特性を生かして基本理念の実現に寄与。
  - ①保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童を受け入れ、毎日の居場所を提供
  - ②地域住民、保護者及び学校教職員に過度な負担を掛けることなく、安定的かつ継続的に体験・活動の機会を提供
- また、利用率の高さや実態調査における評価から、アフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致。
- 改めて実施したシミュレーションでは、9割の小学校にアフタースクールを導入できる見通し。



- ◎本プラン以降は、当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指すとともに、拡充のペースを加速し、基本理念の早期実現を図る。

#### 【留意点】

- 子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承。
- 児童や保護者に不安や混乱を生じさせることのないよう、丁寧な説明や引き継ぎを実施。
- アフタースクールの導入が当面困難な学校や、導入までに一定以上の期間を要する学校については、児童に安定的かつ継続的な体験・活動の機会を提供するための施策を講じる。

- 放課後子ども教室については、アフタースクールを導入するまでの間、担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援を強化することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会を確保。
- 子どもルームについては、アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を適切に果たすとともに、待機児童の解消を目指して受入枠を確保。

アフタースクール

(1) 導入計画 (別表参照)

【基本的な考え方】

- 10年後の令和14年度までの間に98校へ導入可能と判断。
- 令和5年度以降は年10校ずつ拡充し、令和12年度までに98校への導入を完了。
- 学校敷地内でのスペース確保、放課後子ども教室の活動状況、学校の所在区、学校規模等を総合的に勘案して導入の順序を決定。
- 令和10年度以降の導入計画は、中間見直し(令和7年度)及び第3期プラン策定(令和9年度)の時点で推計児童数等を確認し、必要な範囲で見直し。

【当面導入が困難と見込まれる学校】

- 以下の9校については、マンション開発等の影響による児童数の急増により、令和14年度までに導入することが困難。 ※将来的に児童数の減少により可能となった段階で導入。
  - ・新宿小学校      ・本町小学校      ・登戸小学校      ・院内小学校      ・蘇我小学校
  - ・弁天小学校      ・上の台小学校      ・西の谷小学校      ・稲毛小学校

【円滑な導入及び運営のためのルールの設定】

- 「アフタースクール導入・運営マニュアル(令和4年10月策定)」に基づき、学校・教育委員会・受託事業者の連携の下で円滑な導入及び運営を図る。

(2) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

- 放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保
- 運営状況の把握及び指導・助言
- 障害のある児童への対応
- 特に配慮を必要とする児童(児童虐待、いじめ、アレルギー、外国につながる児童)への対応
- 地域、学校及び受託事業者との連携の強化
- 保護者との連絡・情報共有の強化
- 利用者からの評価の把握と活用
- インターネット環境の整備(ギガタブによる宿題・自主学習への対応)
  - 令和5年度中にすべてのアフタースクールで対応可能となるよう、20か所で整備

(3) 体験プログラムの充実

- 豊富な機会の提供
- 地域人材や保護者の参画を得たプログラムの提供
- プログラム提供体制の強化

(4) 継続プログラムの充実

- 豊富な機会の提供
- 利用しやすい参加費の設定

(5) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

- 地域人材の参画を得る方法等を検討するための協議の場を新設(令和5年度～)

## 放課後子ども教室

### (1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実

○各校で活用可能なプログラムの開発・発掘・共有、実行委員同士の情報交換・交流の活性化

### (2) 総合コーディネーターによる活動支援

○担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援への重点化

→アフタースクール導入が令和10年度以降となる見込みの24校に対し、R9年度までに支援を提供開始

#### <放課後子ども教室活動支援（累積対象校数）>

現状 (R4)	R5	R6	R7	R8	R9
17校	18校	19校	20校	22校	24校

### (3) アフタースクール導入に当たっての関係構築

○意欲ある実行委員等とアフタースクール受託事業者との橋渡し

### (4) 子どもルーム利用児童の活動への参加の促進

○活動内容や予定の子どもルームでの積極的な周知、双方のスタッフの連携

### (5) アフタースクールの導入が当面困難な学校（9校）における体験・活動の機会の確保

○放課後子ども教室運営の民間委託

→令和5～6年度は1校でモデル事業として実施し、令和9年度までに残り8校へ展開

#### <放課後子ども教室の民間委託（累積実施校数）>

R5	R6	R7	R8	R9
1校（モデル事業）		3校	6校	9校

### (6) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

○地域人材の参画を得る方法等を検討するための協議の場の新設（令和5年度～）

## 子どもルーム

### (1) 受入枠の拡充

#### ○施設整備

→需要の高い地域に的を絞って施設整備

#### <公設民営ルームの施設整備（新規整備箇所数）>

	R5	R6	R7	R8	R9
新規整備	0 箇所	0 箇所	2 箇所	状況に応じて さらに拡充	
教室改修	2 箇所	2 箇所	2 箇所		

#### ○公設民営ルームにおける民間事業者への委託の拡大

→社会福祉協議会に運営委託しているルームの指導員不足を緩和

#### <公設民営ルームの民間事業者委託（新規委託箇所数）>

R5	R6	R7	R8	R9
0 箇所	3 箇所	3 箇所	状況に応じて検討	

#### ○民設民営ルームの利用促進

→多様なサービスを積極的にPR

#### ○夏季休業中の待機児童への対応

→夏季休業中限定の受入枠の設定対象を拡充

#### <夏季休業中限定受入枠の設定（累積対象箇所数）>

現状 (R4)	R5	R6	R7	R8	R9
3 箇所	5 箇所	7 箇所	9 箇所	状況に応じてさらに拡充	

### (2) 既存施設的环境整備

#### ○高学年ルームの環境改善

#### ○学校敷地外にある公設民営ルームの学校敷地内への移転

### (3) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

#### ○放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保

#### ○運営状況の把握及び指導・助言

#### ○障害のある児童への対応

#### ○特に配慮を必要とする児童（児童虐待、いじめ、アレルギー、外国につながる児童）への対応

#### ○受託事業者との連携の強化

#### ○保護者との連絡・情報共有の強化

#### ○利用者からの評価の把握と活用

#### ○インターネット環境の整備（ギガタブによる宿題・自主学習への対応）

→令和7年度までにすべての子どもルームで対応可能となるよう整備

#### <インターネット環境の整備（新規整備箇所数）>

R5	R6	R7	R8	R9
30 箇所	30 箇所	33 箇所	—	—

#### ○放課後子ども教室の活動への参加の促進



(別表)

## アフタースクール導入計画

導入年度	校名	導入校数
H29	稲浜小学校	1校
R1	生浜小学校	5校
	土気小学校	
	千草台東小学校	
	若松台小学校	
	西小中台小学校	
	都賀小学校	
R2	更科小学校	6校
	川戸小学校	
	さつきが丘東小学校	
	さつきが丘西小学校	
	高洲第四小学校	
	大宮小学校	
R3	あやめ台小学校	6校
	真砂第五小学校	
	朝日ヶ丘小学校	
	千城台わかば小学校	
	千城台みらい小学校	
	長作小学校	
	草野小学校	
R4	柏井小学校	6校
	生浜東小学校	
	おゆみ野南小学校	
	幸町小学校	
	大森小学校	
	坂月小学校	
R5	千草台小学校	10校
	柏台小学校	
	千城台東小学校	
	高浜第一小学校	
	大木戸小学校	
	幕張南小学校	
	高浜海浜小学校	
	花見川小学校	
	若松小学校	
	横戸小学校	
	椎名小学校	
	白井小学校	
	緑町小学校	
R6	生浜西小学校	10校
	あすみが丘小学校	
	瑞徳小学校	
	高洲小学校	
	花島小学校	
	畑小学校	
	横橋小学校	
	松ヶ丘小学校	
	仁戸名小学校	
	大巖寺小学校	
R7	みつわ台北小学校	10校
	みつわ台南小学校	
	源小学校	
	大椎小学校	
	真砂西小学校	

導入年度	校名	導入校数
R8	幕張小学校	10校
	蒼田小学校	
	宮野木小学校	
	幕張西小学校	
	高洲第三小学校	
	都賀の台小学校	
	小谷小学校	
	有吉小学校	
	扇田小学校	
	若葉地区新設校	
R9	花園小学校	10校
	鶴沢小学校	
	山王小学校	
	稲毛第二小学校	
	星久喜小学校	
	こてはし台小学校	
	幸町第三小学校	
	越智小学校	
	海浜打瀬小学校	
	美浜打瀬小学校	
R10	検見川小学校	10校
	園生小学校	
	稲丘小学校	
	弥生小学校	
	轟町小学校	
	平山小学校	
	小倉小学校	
	泉谷小学校	
	金沢小学校	
	磯辺小学校	
R11	寒川小学校	9校
	都小学校	
	宮崎小学校	
	幕張東小学校	
	桜木小学校	
	北貝塚小学校	
	作新小学校	
	打瀬小学校	
	真砂東小学校	
R12	小中台小学校	5校
	小中台南小学校	
	蒼田東小学校	
	磯辺第三小学校	
	土気南小学校	

※千城小学校は児童数が極めて少ないため、当面の間、アフタースクールの導入は行わないものと想定し、この導入計画に含まれていない。



## 「千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）」に関するパブリックコメント手続におきまして、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

### 1 募集期間

令和5年2月3日（金）～3月2日（木）

### 2 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール及び窓口への持参

### 3 募集結果

提出方法	人 数	件 数
郵送	1	1
ファクシミリ	0	0
電子メール	8	74
窓口への持参	0	0
合 計	9	75

### 4 プラン（案）を修正した箇所

2箇所

### 5 意見の概要と市の考え方

別紙のとおり

#### お問い合わせ先

千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

電 話 043-245-5957

ファクシミリ 043-245-5992

電子メール [hokago@city.chiba.lg.jp](mailto:hokago@city.chiba.lg.jp)

千葉市子ども未来局子ども未来部健全育成課

電 話 043-245-5973

ファクシミリ 043-245-5995

電子メール [kenzenikuser.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:kenzenikuser.CFC@city.chiba.lg.jp)



千葉市放課後子どもプラン(第2期)(案)に対するご意見と市の考え方

No.	ご意見	市の考え方	修正
1	<p>今後10年の間に、子どもルームからアフタースクールに9割の学校が移行する第2期の案ですが、じっくり読ませていただきました。一見すべての子ども達が対象になり、子どもの放課後の生活が充実するよう思えますが、働く親の子ども達にとっては今まで使っていた専用室や専任の指導員が保証されず、遊び場はあれど生活の場がなくなってしまいます。生活の場とは、継続性があり積み上げていく関係性の上に築いていくものです。毎日一緒に過ごす指導員がいるからこそ、子ども達の変化に気づき、安心して話ができるのです。また、今まで子どもルームで行ってきた、子ども達が自ら考え作り上げていく取り組みや行事が全くできなくなり、大人が提供するプログラムをするという大人主導のプログラム主義になっていくのではないかと思います。日本の子ども達が苦手とする、自分の考えを表明し形にしていくという機会と場所がどんどん失われていきます。一般の子ども達の立場から言えば、遊び場の提供として充実させたいのなら、なぜ他の市町村でやっているように、昼間の部分を無料にしないのでしょうか？今までの放課後子ども教室は、材料費をとってはいますが、無料で参加できていたはずです。</p> <p>今回のアフタースクール移行の背景の一つとして、放課後子ども教室がボランティアが集まらず全小学校では実施されていないことがあります。全児童の放課後の施策が必要であるのであればその改善が必要であって、子どもルームが担ってきた働く親の生活と子どもの安全を守るという役割をなくさないでほしいというのが要望です。17:00で帰る子ども達の多くが働く親の子ども達です。一般の子ども達は帰りたいときに帰りますが、その子たちは帰りたいくてもアフタースクールにいない子ども達たちなのです。そういう子ども達が、ゆっくりゴロゴロマンガの本が見れるようなそんな環境を保証してほしいです。</p>	<p>「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、子どもルームの高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、同条例に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。また、アフタースクールに勤務する職員は、原則として施設ごとに配置されており、児童や保護者との関係構築を図っているところです。</p> <p>アフタースクールにおいても、本や玩具等の選択、プログラムの選択、季節行事の企画運営等に児童の意見を取り入れる取組みを行っており、今後も、こうした取組みの充実を図っていきます。</p> <p>児童の自主的・主体的な遊びは極めて重要であると認識しており、プログラムによる多様な体験・活動の機会との両立を図っていきます。なお、プログラムは希望者が参加するものであり、居場所としての過ごし方とプログラムへの参加を選択することができます。</p> <p>従来の放課後子ども教室は、ボランティアが主体となり、概ね年数回～月数回の体験・活動を提供するものですが、アフタースクールは、希望する全ての児童に対して17:00まで毎日の居場所を提供するものであり、これを安定的に運営していくために、費用の一部を利用者にご負担いただいています。子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p> <p>子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「児童の健全育成の場」という役割を適切に引き継ぐことができるよう、良好な環境の整備や育成支援の質の確保・充実を図っていきます。</p>	修正
2	<p>初めにアフタースクール、放課後子ども教室、子どもルームの定義を先ず示していただくと読みやすくなります。</p>	<p>各事業の内容を詳しくご紹介する必要があったため、第2章の「02 放課後施策に関する現状と課題」にて解説することとしました。</p>	
3	<p>第5ポツ目の“アフタースクールを導入することができる校数を40校程度※1と見込んでおり”との記載の中の40校程度に注釈のマークが付いており、※1として、ページ下段の脚注に“千葉市立小学校の校数は、第1期プラン開始時点(平成31年4月)では、112校であったが、令和5年4月時点では107校となる”と記載があります。脚注※1は、何故40校程度の見込みとしたかの説明を記述すべきで、市立小学校の総数だけを記述するところではないような気がします。</p>	<p>この脚注は、第1期プランでアフタースクール導入可能と見込んでいた「40校程度」が、全小学校のうちどの程度の割合を占めるかをお示しする意図で付したものです。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
4	放課後とは、学校での授業や学校活動終了後の自由な時間帯のことを指すと理解しています。図表8 小学生の放課後の過ごし方 の選択肢に、自宅で過ごす、塾や習い事に行く、などがありますが、これらは授業や学校活動終了後の過ごし方であって「放課後」ではないと思います。	このプランでは、学校でその日の授業が終わった後の時間において、自宅で過ごしたり、塾や習い事に行くことも、放課後の過ごし方の一環と捉えています。	
5	〈アフタースクール登録率(令和4年度)〉は〈アフタースクール利用率(令和4年度)〉と思われる。登録率とすれば、分子・分母は何かを教えてください。	ご指摘のとおりであり、「利用率」に修正します。 なお、利用率の分子・分母は下記のとおりです。 【分子】アフタースクールの総利用児童数 【分母】アフタースクールが導入されている小学校の総児童数	○
6	利用者からの評価(実態調査より)の利用者とは、児童の保護者(父母)ですか？本来は先ず、児童の調査があって、次に保護者の順とすべきではないでしょうか？もし利用者が保護者とすれば、「児童が楽しく通っているか」という設問は、「子どもが楽しく通っているか」が適切だと思います。	保護者も含めて「利用者」と表現しています。 今回の実態調査では、直接児童に対するアンケートは行わず、保護者がお子さんの様子をどのように捉えているかをご回答いただきました。 ご指摘の点は、今後の参考にさせていただきます。	
7	3ポツ目に“共働き家庭の割合が増加傾向であるものの、少子化の進行により総児童数は減少を続けていることから、全市的に見れば、需要の伸びは鈍化していくものと見込まれます”と記載されています。このコメントは、表く公設民営ルームの利用児童数、待機児童数及び施設数の推移(各年度4月1日時点)の待機児童数から判断しているもの思われますが、この待機児童数にはアフタースクール、放課後子ども教室および民設民営の子どもルームとの関係が明確ではないため、“需要の伸びの鈍化”と結論付けるのは無謀だと思います。	少子化の進行により年少人口が減少していく見通しを踏まえると、近年の需要の急増と比べれば、その伸びは鈍化していくものと考えています。	
8	基本理念の01、02には、“希望するすべての児童に”という文言が使われています。アフタースクール及び子どもルームを利用するには利用料の支払が発生します。P.10のアフタースクール利用料などを見ると、注意書きで、“所得が一定水準を下回る世帯は・・・”と記載されていますが、一定水準の数値を示していただけると、“希望するすべての児童”が妥当な表現がどうか判断できると思います。	アフタースクール・子どもルームのいずれについても、利用料の負担軽減の対象(令和5年度)は以下のとおりです。 【無料】 市区町村民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 【半額】 市区町村民税所得割課税額(世帯合算額)が、千葉市を含む政令指定都市の課税世帯にあっては概ね 63,300円未満、他の市区町村の課税世帯にあっては47,500円未満の世帯 ※均等割のみ課税世帯含む	
9	第1ポツに“アフタースクールは以下の特性を生かして基本理念の実現に寄与するものです。①保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童を受け入れ・・・”と記載されています。“保護者の就労等に関わらず”とP.10の“所得が一定水準を下回る世帯”との差異の説明をしてください。	子どもルームを利用することができるのは「保護者が就労等により昼間家庭にいない児童」に限られますが、アフタースクールについては、そのような制限を設けておらず、「希望するすべての児童」を対象としています。 所得が一定水準を下回る世帯の定義は、上記8のとおりです。	

No.	ご意見	市の考え方	修正
10	<p>アフタースクール、放課後子ども教室および子どもルームとも第2章で現状と課題が示され、その課題に対して第5章で施策が提示されなければならないと理解しております。課題と施策の関係が明確でない非常に分かりにくい計画書になってしまいます。例えば、P.14の課題に対して、P.26で施策の方向性を述べ、最終的に導入計画を提唱する構成が適切だと思います。また課題にはありませんが、P.10のアフタースクールの利用時間・対象児童・利用料の変更有無は？</p>	<p>第2章で各事業の現状と課題をお示しし、第5章において、第3章の基本理念と第4章の施策の方向性を踏まえた具体的な施策展開をお示しする構成としています。 アフタースクールの利用時間・対象児童・利用料については、現時点で変更することは考えていませんが、プランの中間見直しや次期プラン策定に当たり必要が生じた場合には、検討することとなります。</p>	
11	<p>アフタースクール導入計画が着実に進んだ場合、令和12年度の導入学校数と千葉県全小学校数に対する割合を示していただきたい。また残りの学校の予定年度も併せて記述していただきたい。</p>	<p>プラン案にも記載のとおり、令和12年度で98校への導入を想定しています。また、令和5年4月時点の小学校数は107校となります。 プラン案のP.39以降に、令和12年度までの各年度における導入予定校を掲載しています。 なお、令和14年度時点で導入が困難な9校については、現時点で導入可能となる時期をお示しすることはできませんが、プランの中間見直しや次期プラン策定の際に改めて検討します。</p>	
12	<p>今回のプランで「アフタースクール導入の条件を見直した上で」ほぼ全校にアフタースクールを導入できる見通しが立ったとのことですが、当初の条件と、今回の条件について具体的に説明してください。</p>	<p>「アフタースクール導入・運営マニュアル」を市HでP公開しましたので、導入の条件はそちらをご参照ください。 《URL》  第1期プランでは、専用室及び余裕教室のみにより必要面積を確保することを前提として移行可否を判定してきましたが、特別教室のほか、ランチルーム、会議室等も活用することとしました。 また、少子化による児童数の減少により、現時点で導入が不可能であっても将来的に可能になる学校があることも加味しました。 さらに、移行対象から除外されていた公設民営ルームや校外ルームについても、物理的に可能な場合は「導入可」と判定することとしました。</p>	
13	<p>登降所の確認を昼間の部の児童のうち、2年生以上は希望制となっていますが、実際に昼間の部で確認をとっていない2年生以上の児童がいますか。子どもルームよりも安心安全面での評価が若干低い印象がありますから、実態に合わせ、全員把握にした方がよいのではないのでしょうか。どのようにかんがえますか。また、支援単位ごとの居場所づくりも昨年の委託業者から始まったと教育委員会の方に聞きました。市健全育成課から、子どもルームのように落ち着いて過ごせる環境を整えることが引き継がれているのでしょうか。</p>	<p>アフタースクールにおいては、2年生以上の利用児童については、保護者が希望する場合のみ、利用予定、降所時間及び送迎の有無を事前に把握し、保護者と共有するとともに、利用が予定されている児童が登所しないときは、速やかに保護者に連絡し、当該児童の所在を確認することとしています。 この運用で大きな支障は生じていないことから、現時点では変更することは考えていません。なお、登降所の時刻の確認は、全ての利用児童について行っています。  支援の単位に関する基本的な考え方は、従来と変わっていません。教育委員会(生涯学習振興課)と子ども未来局(健全育成課)との連携を図っており、子どもルームの理念や考え方も共有しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
14	<p>「希望するすべての児童に安全安心な場所を提供する」とありますが、  ①現状の子どもルームの方が、保護者アンケートでは安全安心と評価されています。特に国が掲げる「新・放課後子ども総合プラン」にある小1の壁についても、低学年ほど安全面の評価が高いのは子どもルームです。(千葉市放課後児童アンケート、令和4年10月)子どもルームを利用している児童は、第2の家庭としてルームに通っており、自由に自宅に帰る選択はない中、アフタースクールでは、休みたいときに休める児童と一緒に過ごすこととなりますが、第2の家庭に定着するのが困難になるとは考えられないでしょうか。  ②放課後子ども教室はすべての児童が対象でしたがアフタースクールは利用料を支払った児童のみが受けることのできる限定的な居場所となっています。この時点で希望するすべての児童とは言えないのではないのでしょうか。その現状を鑑みると、アフタースクールに移行する意義はどこにあるのでしょうか。なぜアフタースクールの推進をここまで急ぐのでしょうか。</p>	<p>①アフタースクールも生活の場としての役割を果たすものであり、児童が必要な休息を取ることができる環境の整備に努めています。</p> <p>②従来の放課後子ども教室は、ボランティアが主体となり、概ね年数回～月数回の体験・活動を提供するものですが、アフタースクールは、希望する全ての児童に対して17:00まで毎日の居場所を提供するものであり、これを安定的に運営していくために、費用の一部を利用者にご負担いただいています。子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p> <p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>基本理念の早期実現という観点や、導入済の学校とそれ以外の学校との公平性という観点からは、可能な限り迅速な全校導入が望ましいところですが、各施設における育成支援や施設運営の質の確保、優良な事業者の確保、子どもルーム及び放課後子ども教室からの円滑な引継ぎ等の観点から、年10校ずつ導入することとしました。</p>	
15	<p>アフタースクールは民間事業者へ委託すると思いますが、市社会福祉協議会にアフタースクールを委託することを考えていますか。  現状では一社しか公募に集まらない学校もあります。3年で業者が変わってしまう不安定なアフタースクールではなく、社協が安定的に運営するアフタースクールの方が、利用者が安心し、仕様書にある長期的で安定した雇用の元で保育ができます。また、予算からも社協の委託であれば、余った予算が市に戻りますが、民間事業者では、利用者が減るほど委託金額中の利益が多くなり、もちろん余ったものは返金ではなく会社の利益となります。本来であれば厳しく管理されるべき委託内容ですが、実際には利用児童の減少や最低基準での職員配置を教育委員会の説明では当たり前のようにお話しされていることから、市の税金が市外へ垂れ流されている印象を受けます。委託金の執行状況など、どのように監査されているのか、現状を教えてください。もし、今はしっかり現地で見れていないが今後は現地にてチェックしていくのであれば、その要員も確保されているのでしょうか。</p>	<p>現時点では民間事業者の参入が十分に見込まれるため、アフタースクール運営を市社会福祉協議会に委託することは考えていません。</p> <p>子どもルームと同様、事業計画書や実績報告書等により運営状況を確認するほか、市職員が各アフタースクールを訪れて実施するモニタリング調査等を実施しています。引き続き、これらの取組みを適切に実施することができる組織体制の確保に努めます。</p>	
16	<p>利用料は、享受するサービスに対する対価だと考えると、アフタースクールと子どもルームで生じる差は何でしょうか。  17時までの利用で、差額が5000円あります。19時までの利用で、差額が1000円あります。  もし、17時までの利用であれば、子どもルームも同様に利用料を3500円以下にすべきではないでしょうか。放課後子ども教室が含まれない分はさらに割引となるはずですが。</p>	<p>アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。  現時点では、子どもルームに17:00までの利用区分を設けることは考えていません。</p>	



No.	ご意見	市の考え方	修正
17	アフタースクールに係る費用の半分は保護者負担となります。利用料の低さは委託料の低さに結びついているのでしょうか？	アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。	
18	アフタースクールでの保育についての基本理念を教えてください。	アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。	
19	アフタースクールは放課後児童クラブの機能が含まれていますが、アフタースクールの専任職員、専用室についてどのように考えていますか。専任職員…例えば、1支援単位に常勤職員が専任で2名の確保はできていますか。支援員の資格を持った職員は1支援単位で何人いますか。専用室…生活の場に足りうる専用室が利用人数分確保できていますか。「支援の単位」とは、子どもと指導員の独立した集団で、国は「子どもが相互に関係性を構築したり一つの集団としてまとまりを持って生活したり放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を気づいたりできる規模」としておおむね40人以下を定めています。これは「子どもの視点」から必要とされています。施設についての記載が、量的な面(面積)しか記載されていません。質的なことはどのようにお考えですか。記載を加えてください。	職員配置については、条例の規定に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、概ね児童40人以下で構成する支援の単位ごとに職員2名以上を配置し、うち1名以上を放課後児童支援員とすることとしています。なお、アフタースクールに勤務する職員は、原則として施設ごとに配置されています。 「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。 アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しています。	
20	希望するすべての児童と謳っていますが、放課後子ども教室に通っていた児童にとっては「体験」が有料化になり、通うのをやめている実態はありませんか。希望するすべての児童とするため、無料の体験を提供できないのでしょうか。放課後子ども教室の6年生の利用率が6.6%、アフタースクールの6年生の利用率が5.2%と減っています。また、子どもルームと放課後子ども教室を合わせた6年生の利用率は8.8%です。明らかにアフタースクールよりも高い状況です。(2022.9市アンケート)	子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。また、令和3年度における放課後子ども教室の登録率は全校平均で8.2%、活動頻度は年間7.9日に止まっており、アフタースクールを導入することで、より多くの児童に体験・活動の機会を提供できると考えています。	
21	児童の居場所として、保育が必要な児童に対しての内容が、生涯学習振興課に適切に引き継がれていますか。高学年ルームの扱いについて、必要な設備について、引き継がれていますか。現状で施設に改善が必要なが伝わっていますか。	これまで、アフタースクール受託事業者の本部職員が各子どもルームを訪れ、個々の児童の様子を含めた情報の共有を行なうとともに、子どもルーム側で作成した書面により、利用児童、保育内容、学校との連携、保護者との連絡等の状況を引き継いできました。令和5年4月導入分以降については、より円滑な移行を図るため、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえて、引継ぎ事項をより具体的にリスト化し、双方で確認し合う仕組みとするとともに、アフタースクールの責任者となる予定のスタッフ等が子どもルームの現場に入り、育成支援の内容や児童の様子を実際に確認する取組みも実施することとしています。子どもルームの意見もうかがいながら、より適切な引継ぎの方法を検討していきます。 高学年ルームの施設・設備の状況は、生涯学習振興課が現地確認するとともに、必要に応じて、健全育成課に確認しています。	

No.	ご意見	市の考え方	修正
22	保護者への説明においてもアフタースクールに移行すると決まった時点で設備が十分でないことをしっかり説明されていますか。	「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いられていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。	
23	子どもたちの意見や考え、活動を尊重した生活の構築が行われていますか？ 職員(大人)が決めた一方的な生活の場の押し付けになっていませんか？ 草野小学校アフタースクールでは、市社会福祉協議会の指導員全員がアフタースクールに移りました。そこでは、子どもルームの時と同じように、子どもたちが考えて、子供たちの手で夏まつりが行われたそうです。他の小学校も、そういったアフタースクールでしょうか。事業者の努力に頼っているのではなく、子どもたちが主体となる取り組みがなされていますか。	仕様書において、児童のニーズを把握し可能な限り運営に反映するよう求めており、現状では、本や玩具等の選択、プログラムの選択、季節行事の企画運営等に児童の意見を取り入れるなど、各施設の判断による取り組みが行われています。 子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取り組みの充実を図っていきます。	
24	現状で、子どもたちの意見を汲み上げる機会はありますか。 国の資料では「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る」とされていますが、そのようなアフタースクールにするためにどのような改善が必要で、千葉市は受託者へ働きかけをしていますか。	仕様書において、児童のニーズを把握し可能な限り運営に反映するよう求めており、現状では、本や玩具等の選択、プログラムの選択、季節行事の企画運営等に児童の意見を取り入れるなど、各施設の判断による取り組みが行われています。 子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取り組みの充実を図っていきます。	
25	おやつは生活リズムを考慮しない時間設定であり、子どもの最善の利益を考慮していないのではないのでしょうか。 仕様書によると、おやつは午後5時だと「帰宅後の夕食への影響を考慮し…」と想定しているにもかかわらず、おやつを午後5時にしている理由は何ですか？そもそもおやつを時間を定める必要はないのではないのでしょうか。 昼間の部の児童に配慮というなら、おやつが「必要な時間帯」に「必要な内容のおやつ」を全児童を対象に提供したらよいのではないのでしょうか？ 児童が本事業を利用しない日…は現物を持ち帰らせるというのは、後日、おやつを渡すということでしょうか？不利益が生じないようにするのは大変難しいです。	「昼間の部ならばおやつは不要」というご家庭も多く、現状では、昼間の部での提供は難しいと考えています。 子どもルームと同様、おやつ代は1か月分を実費をいただいているため、利用しない日は、原則としてお持ち帰りいただくこととしています。	
26	利用児童について、アフタースクールになると、今まで5時以降に残っていた児童が、利用料を理由に5時前に帰ってしまっていると見込まれます(利用者の1/4、2022.9市アンケート)。実態を調査していますか。留守番時間が長くなり安全面で問題があると思います。	児童の留守番の可否は、各家庭において適切にご判断いただいているものと考えています。 なお、アフタースクールを19:00まで利用した場合でも、利用料は子どもルームの18:00までと同額の8,500円となっています。	

No.	ご意見	市の考え方	修正
27	<p>職員配置についてはアフタースクールの受託者へどのように伝えていきますか。子どもルームを同様に考えるのなら、交代要員を含め、指導員＝常勤の支援員を配置することになるということで間違いありませんか。</p> <p>①子ども未来局長(大野和広さん) 子どもルームの指導員の配置につきましては、事業者との運営業務委託契約仕様書におきまして、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき必要な人数の指導員を配置することに加え、交代要員など十分な体制を整えることとしております。円滑な運営を図るため、引き続き、事業者に対し十分な指導員を配置するよう求めてまいります。(令和4年第2回定例会6月22日議事録より引用: 検見川地区の子どもルームの職員配置他の質問を受けて)</p> <p>②市条例 10条2項 放課後児童支援員及び補助員は支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたるものでなければならない」 受託者がその配置を守らない場合はどのような指導がなされますか。</p>	<p>放課後児童クラブの対象とならない児童も含め、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に即した職員の配置を求めており、常時基準を満たすためには、夜間や週休等のための交代要員も含めて配置するよう求めています。なお、仕様書において、これらの職員の常勤・非常勤の別は問うていませんが、いずれのアフタースクールにも常勤の職員が配置されています。</p> <p>万一、配置基準が遵守されていない場合は、例えば他の施設から応援を派遣させるなどにより可及的速やかに配置基準を満たすとともに、早急に必要な職員を配置するよう指導することとなります。</p>	
28	<p>今回は児童も対象にアンケートの対象として頂けないでしょうか。</p>	<p>子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、子どもたち自身の意見やニーズを的確に把握する方法を検討していきます。</p>	
29	<p>プランの25ページに「子どもルームが培ってきた…役割と…丁寧な説明や引継ぎに努めますとあります」が、実績を教えてください。</p> <p>引継ぎは適切に行われていますか。</p> <p>受託業者任せになっていませんか。プロボで受託業者が示したことが現場で実際にできているのか確認されましたか。</p> <p>保育所の民間移管と同様に共同保育を引き継ぎで行えますか。</p> <p>来年度からアフタースクールになる小学校の1、2、3年生は保育所においても、民間への移管が行われた児童で、保護者から、「保育所の時と同様に、また、先生が一気に変わってしまう。子どもが慣れるか心配だ。」との声が上がっています。</p>	<p>これまでは、アフタースクール受託事業者の本部職員が各子どもルームを訪れ、個々の児童の様子を含めた情報の共有を行なうとともに、子どもルーム側で作成した書面により、利用児童、保育内容、学校との連携、保護者との連絡等の状況を引き継ぎできました。</p> <p>令和5年4月導入分以降については、より円滑な移行を図るため、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえて、引継ぎ事項をより具体的にリスト化し、双方で確認し合う仕組みとしました。</p> <p>公立保育所の民間移管の場合と同様の共同保育を行うことは考えていませんが、アフタースクールの責任者となる予定のスタッフ等が子どもルームの現場に入り、育成支援の内容や児童の様子を実際に確認する取組みも実施することとしています。</p> <p>子どもルームの意見もうかがいながら、より適切な引継ぎの方法を検討していきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正																								
30	<p>「利用率の高さや実態調査における評価からアフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致していると考えられます」と言える根拠は何でしょうか。</p> <p>利用者の満足度が高いから、ニーズに合致していると解釈するのは強引なのではないでしょうか。アフタースクールに移行して、利用者が激減したアフタースクールについても、令和2年の委託から3年たち、再び同じ民間事業者への委託が決定しました。公平な審査の結果だとしても、その小学校のプロポーザルに手を挙げたのはその一社だけでした。</p> <p>アフタースクールの満足度についても、アンケートを行っていますが、子どもルームと異なり、3分の1の児童は、保育が必要だから利用しているのではなく、楽しいから利用している児童です。満足度が高くなるのも、子どもルームとは分母の特性が異なるためです。そもそも子どもルームと比較することが適切ではありません。一方で、放課後子ども教室とは比較していません。</p> <p>p.2に計画の推進にPDCAサイクルに基づきと書かれていますが、PDCAをアフタースクールを開始した令和2年から、これまで実施していますか。アフタースクール立ち上げの4月1日には市の職員が来たけれども、その後は事業者からの報告を受けているだけで、現地において確認をしていないアフタースクールがあります。</p>	<p>R4.4時点のアフタースクールと子どもルームの利用率は以下のとおりであり、アフタースクールの方がより多くの児童が利用しています。また、利用者からの評価も概ね良好です。これらのことから、児童と保護者のニーズに合致していると考えています。</p> <table border="1" data-bbox="969 379 1966 453"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年生</th> <th>2年生</th> <th>3年生</th> <th>4年生</th> <th>5年生</th> <th>6年生</th> <th>全学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アフタースクール</td> <td>58.0%</td> <td>55.9%</td> <td>45.2%</td> <td>28.7%</td> <td>16.1%</td> <td>5.2%</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td>子どもルーム</td> <td>46.7%</td> <td>41.1%</td> <td>31.7%</td> <td>18.4%</td> <td>8.2%</td> <td>2.3%</td> <td>24.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>実態調査においては、アフタースクールも子どもルームも、概ね良好な評価を得ていることを確認することができました。両者を比較することにより、双方の強みや、今後補っていくべき点が見えてくると考えています。</p> <p>放課後子ども教室は事業の形態が大きく異なるため、アフタースクールと子どもルームのような比較を行うことは困難です。</p> <p>プラン(案)の「第5章:施策の展開」については、毎年度、取組内容や目標に照らして達成状況の点検・評価を行います。アフタースクールの現地確認は適宜実施しており、今年度から、モニタリング調査を開始したところです。</p>		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年	アフタースクール	58.0%	55.9%	45.2%	28.7%	16.1%	5.2%	33.8%	子どもルーム	46.7%	41.1%	31.7%	18.4%	8.2%	2.3%	24.4%	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全学年																				
アフタースクール	58.0%	55.9%	45.2%	28.7%	16.1%	5.2%	33.8%																				
子どもルーム	46.7%	41.1%	31.7%	18.4%	8.2%	2.3%	24.4%																				
31	<p>社協ではない民間事業者へ委託している子どもルームでは、委託期間が終了した時にアフタースクールにすると話していました。民間への委託期間が3年と考えると、計算の合わない学校(北貝塚小、幕張東小他)があります。委託更新後、2年でアフタースクールになる学校もあるということでしょうか。</p>	<p>例えば北貝塚小については、現在の契約期間が令和4年度から令和6年度までになります。令和7年度からは4年契約(～令和10年度)とし、令和11年度にアフタースクールを導入することを想定しています。</p>																									
32	<p>千葉県児童の放課後の過ごし方に関するアンケート調査(2018:7)では、保護者に子どもルームと放課後子ども教室の課題について聞いています。そこでは、「活動する部屋が狭いなど施設環境が十分整っているとは思えない21.5%」という意見が一番多くありました。</p> <p>アフタースクールになって、預かる児童数が多くなったにもかかわらず、専用施設が足りず、低学年が図書室や多目的室を一時利用し、落ち着かない状況があります。子ども未来局健全育成課では高学年ルームの環境改善が挙げられていますが、教育委員会のアフタースクールでは一切記載がありません。それはなぜですか。千葉県独自の取り組みとして、全児童の居場所を作るのではないのですか。「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第56号)」に則って記載がありますが、本気ですか。職員配置についても、業務仕様書には最低基準を満たすこととさえされていないのですが、条例を確認されていますか。専任職員が支援単位ごとに配置されていない現状を未だご存じないのでしょうか(放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたる者でなければならぬ。条例抜粋)。</p>	<p>「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、同条例に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。</p>																									

No.	ご意見	市の考え方	修正
33	<p>アフタースクール拡充検討委員会の議論の内容はどこに公開されていますか。資料はどこに公開されていますか。マニュアルを作成するにあたって、保護者や運営事業者の立場からの意見がはいっていません。管理者からの視点のみで、利用者の意見が入っていない片手落ちのマニュアルですが、それでいいのですか。今後も改善していくことですので、ぜひ受託事業者、利用者の声反映されるようお願いいたします。</p> <p>子どもルームは子ども未来局健全育成課が環境改善に取り組んでいますが、アフタースクールではそのような計画が全くないので、心配です。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は市役所内部の検討組織であり、資料や議事録は公開していませんが、その成果物である「アフタースクール導入・運営マニュアル」は、意見を踏まえて市HPで公開しました。 《URL》</p> <p>同マニュアルは、アフタースクールの円滑な導入及び運営を実現するために、導入の条件、学校施設の使用方法、学校・事業所管課・受託事業者間の役割分担等に関する一般的なルールを定めたものであり、市内部における検討を以って足りると認識しています。 ヒアリング等で把握した受託事業者の意見、アンケート等で把握した利用者の意見や評価等も参考として課題を抽出し、マニュアルの改善を図っていきます。</p> <p>アフタースクールにおいても、学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き良好な環境の整備に努めていきます。</p>	
34	<p>アフタースクールの円滑な導入について、学校施設の利用に対して対策をとられていますが、子どもルームや放課後子ども教室からの引継ぎについてp25で丁寧な説明引継ぎに努めるとありますが、具体的な記載がありません。引継ぎをアフタースクールの受託事業者の努力もしくは提案内容に頼るのではなく、準備段階の人件費を入れた委託費用の設定をお願いします。また、保育所の民間移管の時と同様に子どもルーム職員との共同保育ができないでしょうか。例えば、子どもルーム委託団体からの1年の出向という形での職員配置はできないでしょうか。社協で働きたいが、勤務している小学校の児童が全て知らない職員になることが不安と話していることから、いったん退職して、その小学校のアフタースクールで働くことを選ぶ職員もいます。あまりにも、職員頼みであり、仕組みとして整えていただけないでしょうか。</p>	<p>これまでは、アフタースクール受託事業者の本部職員が各子どもルームを訪れ、個々の児童の様子を含めた情報の共有を行なうとともに、子どもルーム側で作成した書面により、利用児童、保育内容、学校との連携、保護者との連絡等の状況を引き継いできました。 令和5年4月導入分以降については、より円滑な移行を図るため、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえて、引継ぎ事項をより具体的にリスト化し、双方で確認し合う仕組みとしました。 また、公立保育所の民間移管の場合と同様の共同保育を行うことは考えていませんが、アフタースクールの責任者となる予定のスタッフ等が子どもルームの現場に入り、育成支援の内容や児童の様子を実際に確認する取り組みも実施することとしています。 子どもルームの意見もうかがいながら、より適切な引継ぎの方法を検討していきます。</p> <p>市社会福祉協議会からの出向については、市社会福祉協議会と受託事業者との調整・合意形成が難しいと考えられ、現時点では想定していません。</p>	
35	<p>アフタースクールにおける障害のある児童への対応で、民間事業者への委託において、加配分が見込みで発注されていますが、加配等の対応は十分にされていますか。児童放課後支援員等を加配するとありますが、実際に児童放課後支援員が加配されていますか。 また、障害のある児童もアフタースクールにおいて体験プログラムに参加できていますか。 また、アフタースクールについては、学校の保護者面談にも参加するように記載がありますが、受託事業者へ伝わっているのでしょうか。 また、健全育成課管轄の子どもルームでは保護者面談への参加に言及されていない理由は何でしょうか。</p>	<p>加配に係る人件費は委託料に含まれており、加配の判断は受託事業者に委ねていますが、必要と判断された場合は加配が行われているものと認識しています。 障害のある児童も、希望があれば体験プログラムに参加することができることを前提としています。 学校が行う保護者面談への同席は、仕様書の中でも規定しています。</p> <p>子どもルームについても、「学校が実施する保護者面談に受託事業者が同席して必要な情報を共有するほか、」を追記します。</p>	○

No.	ご意見	市の考え方	修正
36	<p>千葉県は、2020年(令和2年)にアフタースクール事業を正式に実施し始めました。本事業を進めるにあたり、実態においても良好な状況を把握されていると思いますが、プランp28の「市職員が施設を訪問し、…確認評価している」の実績を教えてください。おおむねプロボの通り、計画通りに実施できているのでしょうか。</p> <p>保育事業においては、株式会社などの委託事業者が、人件費圧縮による利益率の上昇を図ったり、委託費の流用や職員確保について虚偽の報告をするなどの例が多発しています。こうした事業者の違法行為や会計処理、不適切な運営について、職員の巡回による確認・評価(p28)では適切にモニタリングすることは困難です。運営費における人件費比率のチェック、保護者や子ども等からの直接的なフィードバックを受けられるような仕組みを作るべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>アフタースクールにおけるモニタリング調査は、今年度から試行的に開始し、7か所で実施した結果、いずれも概ね適正に運営されていると評価しています。</p> <p>適切な運営を担保することができるよう、引き続き、モニタリング調査その他の現地調査、実績報告書の確認等を実施していきます。</p> <p>また、現在実施しているアフタースクール利用者アンケートは、直接的なフィードバックを受けることができる貴重な機会であり、引き続き、全てのアフタースクールで実施していきたいと考えています。</p>	
37	<p>「学校ごとの施設利用のルール等に関する合意書を作成するなど、運営の円滑化を図るとともに教職員の負担を最小限に止めるよう配慮します。」とありますが、教職員の負担を考えるなら教室などを放課後子ども教室よりも多く使うアフタースクールのほうが負担が大きくなるのではないのでしょうか。放課後子ども教室の機能を拡充しなければいけない理由や今までの週に一回などの頻度の放課後子ども教室に戻すことはできないのでしょうか。</p>	<p>放課後子ども教室の担い手不足は根本的な解決が困難な状況にあり、また、2年間にわたるコロナ禍の影響も大きく、実質的に活動が困難になった実行委員会もある中、児童に安定的・継続的に体験・活動の機会を提供していく必要があります。</p> <p>また、担い手不足により実行委員会が円滑に機能していない学校においては、実質的に、教頭などの教職員がその役割を担わざるを得ない状況も生じており、大きな負担となっています。</p> <p>「アフタースクール導入・運営マニュアル」に基づき、学校ごとの施設利用のルール等に関する合意書を作成するなどの工夫により、学校との連携を強めつつ、教職員の負担軽減を図ることができると考えています。</p>	
38	<p>保護者との連絡・情報共有の充実について、実際に職員がお迎え等に来た保護者一人一人と話することができる機会はどこくらいあるのでしょうか。</p>	<p>施設によって内容は異なりますが、保護者がお迎えにいらした際には、コミュニケーションを取った上で児童を引き渡しています。</p> <p>仕様書においては、「保護者のお迎えがある場合は、児童を確実に引き渡すとともに、その日の児童の様子や活動内容を伝えるなど、保護者との情報共有及びコミュニケーションの向上を図ること」と規定しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
39	<p>有料の継続プログラムについて</p> <p>①公共の場(学校の施設)を用いて行うことは適切でしょうか。そもそも、アフタースクールに参入している会社のほとんどが千葉県以外に本社を持っている会社です。学校周辺の習い事教室の経営を圧迫することになっています。</p> <p>②地元でそろばん教室や公文教室、ダンス教室等行っている個人事業主の方が優先で場所の提供できるようになりませんか。</p> <p>③現状では、自分が通っている学校で安く習い事が展開されていても、アフタースクールの利用料3,500円を払っていないと、継続プログラムを利用できません。アフタースクールに通わなくても継続プログラムだけを利用することはできますか。</p> <p>④学校の教室を民間の利益の場にしてよいのならば、アフタースクールに限らず、子どもに関係する事業者に開放してはいかがですか。</p> <p>⑤アフタースクールやそれと関係のない児童が、グラウンドで遊んでいるときに、同じグラウンドをサッカーの習い事があるため、利用できないでいます。うらやましそうに見ている子もいれば、遊べずに不満を抱える子もいます。どう改善していけばよいでしょうか。</p>	<p>市の考え方</p> <p>①アフタースクールの一環として学校施設を使用して継続プログラムを提供することに、特段の支障はないと考えています。学校周辺の習い事・教室等の経営の圧迫に繋がっているとは考えておらず、当事者の方々からそのような指摘を受けたことはありません。</p> <p>②継続プログラムの内容は、利用者のニーズを踏まえて受託事業者が選択することとしており、現時点では、その選択について何らかのルールを設けることは考えていません。</p> <p>③アフタースクール利用児童以外が継続プログラムを利用することはできません。</p> <p>④継続プログラムは、あくまでアフタースクールという市の委託事業の一環として実施するものであり、その範囲で学校施設を使用しています。</p> <p>⑤アフタースクールや子どもルームで校庭を利用する児童と、校庭開放等で校庭を利用する児童との調整については、可能な限り両者が校庭を利用することができるよう、検討する必要があると考えています。</p>	修正
40	<p>プランを確認し、放課後子ども教室が地域力が低下することで窮地に立たされている現状を把握することができました。総合コーディネーターによる活動支援を受けている学校がアフタースクールになっているようで、放課後子ども教室の支援が必要で、そのために、子どもルームと一緒の事業にすることがよくわかりました。</p> <p>その対策として、アフタースクールの導入が難しい9校についての放課後子ども教室民間委託が挙げられています。これこそが、全児童を対象とした放課後の児童の居場所づくりと言えないのでしょうか。この9校の児童だけ、本当に無償で、体験を受けられるのはどうしてでしょうか。また、この9校だけ、子どもルームが存続し、低学年から安全面の評価の高い環境で過ごすことができることとなります。できましたら、地域力が低下し放課後子ども教室が成り立たない他の小学校も、アフタースクールではなく、本当の全児童を対象とした放課後子ども教室を開催して頂きたいです。</p> <p>一方で、アフタースクールに、保育を必要としている子どもルーム利用者を巻き込む必要はないと考えます。</p>	<p>アフタースクールは、希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所と放課後における多様な体験・活動の機会を提供することを目的として導入を進めるものです。</p> <p>アフタースクールの導入が当面困難な学校で実施する放課後子ども教室の民間委託は、体験・活動の機会の提供を目的としており、その頻度は、概ね週1日程度を想定しています。毎日の居場所としての役割を果たすものではありません。</p> <p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p>	修正
41	<p>アフタースクールは一人帰りは17時まで、子どもルームは18時までというのはなぜでしょうか。</p>	<p>それぞれ、利用時間の区分に応じてお迎えをお願いしています。 (アフタースクールは夜間の部(17:00)から、子どもルームは延長時間(18:00)から)</p>	修正

No.	ご意見	市の考え方	修正
42	<p>市社会福祉協議会が運営する子どもルームを民間の事業者へ委託するのは職員が不足しているためという理由であることがはっきり記載されています。さて、アフタースクールへ毎年、10校分が移行していく中で、さらに民間への委託も進めるというのであれば、職員の雇用不安は大変なものがあります。千葉市は雇用者責任として、どのような対策をとって職員の雇用不安を払拭しているのでしょうか。アフタースクールの職員となるためには、現状では、履歴書・業務経歴書の提出、面接、入社手続き等、ほとんどがリモートで行われ、メールやPCを使いこなすことが必須となっています。市社会福祉協議会で働いているときは期間の定めがない雇用ですが、アフタースクールで1年契約となり、3年後には違う会社になるという、永続的に続く雇用不安にさらされます。アフタースクールの仕様書には「長期的に安定した雇用」とアフタースクール職員について記載がありますが、長期的の目安を教えてください。現状ではアフタースクール職員は1年契約で雇用されています。</p>	<p>アフタースクール受託事業者に対し、移行前の子どもルームに勤務していた指導員等が希望する場合には雇用に配慮するよう働きかけることを検討しています。ただし、現状では、子どもルームの指導員等が不足している状況と認識していますので、働きかけの時期については、市社会福祉協議会の意向も踏まえて検討します。なお、今回お示した導入計画に基づいて移行を進めても、当面の間、指導員等の雇止めや解雇が生じることはないと思込んでいます。</p> <p>受託事業者に配慮を働きかける際、メールやPCを使いこなすことが難しい方への配慮を求めることも検討します。</p> <p>市社会福祉協議会の指導員・補助指導員についても、契約期間は原則として1年であり、通算契約期間が5年を超える場合に、本人の申込により無期労働契約への転換が可能となるものと承知しています。有期労働契約が5年を超えて更新された場合に、労働者からの申込みにより無期労働契約に転換されるというルールは、民間事業者においても基本的に同様と認識しています。</p> <p>仕様書における「長期的に安定した雇用形態となるよう努めること」という規定については、具体的な雇用期間や雇用形態を想定しているものではありませんが、児童とのかかわりの安定性・継続性という観点からも、複数年にわたって勤務する職員がいることが望ましいと考えています。</p>	
43	<p>子どもルームで令和7年度までにギガタブを活用した宿題・自主学習ができるようにするとあります。インターネット環境だけでなく、利用環境の整備や高価な物で取り扱いについて、現状の子どもルームの設備環境では使用は困難だと考えます。学校でのルールを確認する等、学校との連携も欠かせません。令和5年から30箇所とあり、具体的にどうしていくのか教えてください。説明会では、これからルール作りを検討すると話がありました。検討は子どもルーム職員も加えていただけますか。実際に子どもルームでの様子から、提案できることがあると考えます。</p> <p>なお、ギガタブの保護カバーは義務ではなく、多くの児童がランドセルに教科書と同じように入れている状態です。毎日持ってくることを考えても壊れそうで、重そうで大変です。ランドセルの蓋のカギを閉めないで登所する子も多いので、靴を脱ぐときにギガタブが滑り落ちてきます。取り扱いについての指導を学校で徹底して頂けますか。水筒をランドセルに入れて、漏らしてしまうお子さんもいます。子どもルームでの破損は保護者の責任となりますか。また、ギガタブを持って帰った場合のランドセルの重さを計測したことがありますか。持って帰ってきただけで使わずにまた学校にもっていくだけの場合も見受けられます。そもそも学校でギガタブが活用されていない現状です。学校内の有効活用を図ってからも遅くはないと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>子どもルームにおけるインターネット環境の整備は、宿題や自宅での自主学習の使用頻度が高い学校や、ICT推進校から整備をしていく予定です。</p> <p>子どもルーム及びアフタースクールにおけるギガタブの使用ルールについては、今後、子どもルームやアフタースクール職員、市社会福祉協議会及びアフタースクール受託事業者の意見も踏まえながら、教育委員会ととも未来局とで協議していきます。</p> <p>ランドセルの蓋のことも含め、持ち帰りの際に破損等が生じないよう、児童や保護者への注意喚起に努めています。</p> <p>その時々状況によるため一概には言えませんが、子どもルームやアフタースクールでギガタブが破損した場合の修理費については、原則として、子どもルームやアフタースクールの職員の負担となることは想定していません。</p> <p>宿題を含めた自主学習においても、ギガタブを有効活用していくこととなっており、既に、ギガタブを活用した宿題を行っている学校もあります。</p> <p>放課後児童クラブ運営指針においても、必要な育成支援の内容として「子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う」が挙げられており、今後のギガタブの普及を見据えれば、迅速な環境整備が不可欠と考えています。</p>	



No.	ご意見	市の考え方	修正
44	<p>校庭開放について記載がありますが、アフタースクールや子どもルームの児童と一緒に遊ぶことができるよう環境整備をお願いします。市が全児童の居場所を大切に考えると言っておきながら、現場ではアフタースクールや子どもルームの職員から保険の事情で子どもたちの遊びの足かせになるような規制をしたくありません。</p>	<p>アフタースクールや子どもルームで校庭を利用する児童と、校庭開放等で校庭を利用する児童との調整については、可能な限り両者が校庭を利用することができるよう、検討する必要があると考えています。</p>	
45	<p>多くの子どもが以前とは違う環境で育っています。大人の都合で0歳から預けられ、保育時間は11時間まで可能…家庭での睡眠時間を入れたら、集団で預けられている時間の方が長いかもしれません。子どもは特定の大人と愛着(信頼)関係を結んで人としての土台をつくります。一昔前までは家庭でその土台をつくることができました。現在は家庭での養育が不十分になり、人としての土台をつくる場所が無くなっています。一人の保育士が多くの子を担当する日本では愛着が不十分で土台ができません。そのまま年齢だけ進み、小学生になっても多くの子が“私をもっと見て”と甘えてきます。</p> <p>愛着障害で土台のできていない子が増えているのに、早期教育や習い事のようなプログラムは必要ですか？土台が欠だらけなのに何かを積み上げることはできますか？子どもが安心して安定するためには大人に十分甘えられて、受け止めてもらうことや自分へのあたたかいまなざしを実感することが必要です。それができて初めて安心して過ごすことができ、様々な経験が身に付き成長できるようになります。もし、それが不足した状態であれば集団での行動や何かを教えるということは身につけません。さらにその子の成長、発達を進めていくことも難しいかもしれません。</p> <p>学童保育が生活の場であるなら家庭で不足しているところを補うことが仕事ではないのでしょうか。今、スタッフとして勤務しているアフタースクールでは多くの子どもを利用時間だけ預かる…サービス業になっています。子どもを受容して信頼関係を築いていくのに十分な職員がいません。保護者との信頼関係も難しく子育て支援ができていません。</p>	<p>アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としており、国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p> <p>併せて、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>継続プログラムは、放課後の放課後の過ごし方の選択肢として、希望者に対して継続的な学びの機会を提供するものであり、早期教育を目指すものではありません。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。</p> <p>適切な職員配置を前提とした上で、受託事業者とも意見交換しながら、児童や保護者と向き合う時間を増やすための運用上の工夫を検討していきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
	<p>私は、数年前まで千葉市の子どもルーム指導員として長年働いてきた者です。私が在職中もアフタースクールは実施されていましたが、今回のプランで導入を前倒し急ピッチで進めることに、大変危惧を抱えています。そもそもなぜアフタースクールにして、子どもルームとの一体型を進めるのでしょうか。</p> <p>希望するすべての児童とっていますが、利用料が発生している時点で希望するすべての児童となるでしょうか。</p> <p>いわゆる学童保育は昼間保護者がいない子どもたちであっても豊かな放課後を過ごしてほしいとの保護者の切実な願いにより、全国的な親たちの粘り強い運動により、国に法整備をさせてきました。</p> <p>千葉市においても地域運営委員会時代は保護者が大変苦労されながら指導員も一緒になって子どもたちを守ってきました。不幸な事件もありましたが、20数年前社協への一括委託が始まり、施設も徐々に整備され、ルーム数も増え、当然利用児童も増加しました。様々な課題もありますが、所管も教育委員会から健全育成課に変わり、児童福祉の側面が大切にされてきたと思いますし、今後も昼間保護者のいない児童に家庭に代わる生活の場を保障するという理念は失ってはならないものです。</p> <p>アフタースクールの「保護者の就労状況等にかかわらず・・・云々」とありますが、まさにそこ(保護者の就労等)にこだわっていただきたいと思うのです。子どもルームに通う子どもたちは、ルームに「ただいま」と帰って来た時から学童保育の必要な子どもたちです。5時以降に必要な子どもたちではないのです。適正な人数(40名程度が理想)複数の専任指導員の配置そして、安心して過ごせる専用室。そして、適切な時間のおやつ提供。その上で一般児童と一緒に遊んで過ごすのもいいでしょう。今までもそうしてきました。ルームの中で一緒に勉強したり本を読んだりできてほしいと思います。</p> <p>子どもルームの指導員が専任指導員である必要は言うまでもなく、毎日一緒に過ごし、遊びの中で子どもたちとの信頼関係を紡いでいくものだからです。そして、はじめて子ども一人ひとりに向き合っていくことができます。そういかかりから子どもの安全、安心が図られていきます。子どもの体調の変化やいつもと違う様子などを察知するのも指導員の大切な仕事です。そのためにも児童数の規模も自ずと定まってきます。</p>	<p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p> <p>アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。</p> <p>国の関係法令等や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p> <p>職員配置については、昼間の部においては放課後児童クラブの対象となる児童(保護者が就労等で昼間家庭にいない児童)と対象外の児童が同じ空間で区別なく過ごすこととなりますが、放課後児童クラブ対象外の児童も含め、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則って放課後児童支援員等を配置することとしています。また、アフタースクールに勤務する職員は、原則として施設ごとに配置されており、児童や保護者との関係構築を図っているところです。</p> <p>なお、利用児童に適切な遊びの場を提供することは、放課後児童クラブにおいても不可欠な育成支援であると認識しています。</p>	
46	<p>遊び場提供事業、体験プログラム提供事業、と子どもルーム事業は別のものです。前者は教育的側面が主となり子どもルーム事業は児童福祉の側面は主になるのではないのでしょうか。</p> <p>船橋市では放課後子ども教室を充実させて学童保育と別々に実施し、連携を図っているようです。千葉市においても別途実施して連携できる仕組みにできないのでしょうか。</p> <p>アフタースクールは利用せず子どもルームだけ利用したいという希望にも対応できると思います。</p>		

No.	ご意見	市の考え方	修正
	<p>アフタースクールの利用料と子どもルーム利用料の差も問題です。アフタースクールになった場合、本来であればルームの必要な児童であっても5時までの利用であれば留守番ということにならないでしょうか。</p> <p>有料プログラムもどうなのでしょう。参加は自由といっても有料であれば、参加できない児童も出てきます。放課後の自由な空間に”有料”が入り込むには違和感があります。</p> <p>アフタースクール導入については、現に働いている指導員も多大な影響を受けます。</p> <p>今からでも、指導員、保護者、アフタースクール職員、行政で、意見交換を行う場を設定してはどうでしょうか。子どもたちの放課後のことなのに、子どもたちの意見、気持ちなどが反映したものになっているのでしょうか。</p> <p>施策は簡単に変更できるものではありません。ぜひ拙速は避けて、関係者、現場の方たちなどの意見を聞き、よりよい施策になるよう、お骨折りにお願いいたします。</p> <p>また、子どもルームの指導員は日々熱心に働かれていますと思いますが、コロナ感染以降研修が充実していないと伺っています。ぜひ合わせて研修の充実をお願いします。子どもたちの幸せのために、大人が力を合わせていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>夜間の部の利用の可否や児童の留守番の可否は、各家庭において適切にご判断いただいているものと考えています。</p> <p>継続プログラムは、放課後の過ごし方の選択肢として、希望者に対して、市場よりも低廉な価格で、継続的な学びの機会を提供することを意図しています。また、共働きで習い事の送迎の負担が大きい家庭への支援にも繋がると考えています。</p> <p>アフタースクールの導入に当たっては、子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、を適切に継承するために、丁寧な引き継ぎに努めます。</p> <p>また、こども未来局と緊密に連携し、子どもルームと同様に、現場で働く職員の意見も参考としながら、育成支援及び施設運営の質の確保・充実に取り組みます。</p> <p>毎年度実施している利用者アンケートにより、保護者や児童の意見やニーズを把握するほか、受託事業者と市との情報共有・意見交換の機会を設けることとしています。</p> <p>また、子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取組みの充実を図っていきます。</p> <p>職員の研修については、市が実施する研修の充実を図るほか、受託事業者に対して必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修を受講しやすい環境の確保を働きかけます。また、放課後児童支援員認定資格研修の積極的な受講を働きかけます。</p>	
47	<p>生活とは一日でリセットではない。継続した保育を希望します。</p> <p>毎日、時間帯でスタッフが代わるような運営では、平常時子どもの姿を知っておくことができません。</p> <p>些細な変化に気が付くためには、日々の観察力と関わり合いが大切になります。</p> <p>異変は体調だけでなく、心の不調、友達関係で悩みを抱えている事もあります。</p> <p>相談にのってあげるには、信頼関係も必要です。自分の事を知らない、相手の事も分からないのに心のを開いて相談できますか？</p> <p>また、先生同士の関わり方にも影響があります。</p> <p>職員会議などのコミュニケーションがなければ、チームで仕事をする事ができません。</p> <p>遠足や調理など、行事の運営も大変になるため、行事そのものがなくなってしまいかもれません。</p> <p>子どもにとっての大切な小学生の時間は、その瞬間だけです。すべての子どもに継続した遊びの機会を。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、職員は原則として施設ごとに配置され、また、常勤の職員も配置されています。シフトによる職員の交代はありますが、職員間の情報共有やコミュニケーションを図り、継続した育成支援の提供に努めています。</p> <p>各施設において、季節行事や遠足などの活動を取り入れており、児童の意見も踏まえて充実を図っていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
48	<p>コミュニケーションを円滑にとれる規模40人(クラス・グループ)運営を希望します。</p> <p>学校のクラスが40人であるのには理由があります。ひとりひとりが顔や名前、性格などを覚えて、コミュニケーションを取るのに適切な規模だからです。</p> <p>教育現場では、少人数制を導入しているところもあります。逆に言えば、40人を超えて大規模になると、誰かがいなくても気が付かない。何に困っているのかも分からない。</p> <p>目が行き届かず、ケガや転落など事故の原因になります。</p> <p>また、子どもに寄り添った細やかな対応もできません。保護者の子育て支援も無理でしょう。</p> <p>大人数の子どもたちをみるには、特別なスキルが必要です。資格をもった先生を40人に2人配置してください。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しています。</p>	
49	<p>支援の必要な子どもを見落とさないでください。</p> <p>最近では、診察や検査を受けたことはないけれども、生きにくさを感じていたり、他人との生活に困難を抱えている子どももいます。</p> <p>特別支援学級に通っていても、異年齢や騒がしい環境に苦痛を感じる子どももいます。</p> <p>いつもやんちゃで迷惑な行動をとってしまう子どもには目がいきませんが、目立たない子どもこそ支援が必要です。そして、その保護者にも。</p> <p>大人になって社会に出てから、実は発達障害だったことが分かるケースもあります。</p> <p>見抜く力をもった先生を配属して、見逃さない見落とさない保育を実現してください。</p> <p>子どもの未来に関わる問題です。</p>	<p>障害のある児童や、診断等の有無を問わず特別な支援を必要とする児童への対応は、子どもルーム・アフタースクールに共通の重要な課題であると考えています。</p> <p>令和5年度より、障害などにより特に配慮を必要とする児童の支援に関する助言や指導を行う「巡回アドバイザー」を新たに配置することとしており、こうした取組みを含めて、こども未来局と教育委員会が緊密に連携し、個々の児童の特性に応じた援助を行うことができるよう努めます。</p>	
50	<p>「放課後子ども教室」と「子どもルーム」とでは、もっている役割・機能が違います。</p> <p>子どもが選択し、行き来できる運営をしてください。</p> <p>普段は外遊びが好きな活発な子どもでも、じっくり工作やブロックをしたい時もあります。</p>	<p>アフタースクールにおいては、プログラムは希望者が参加するものであり、居場所としての過ごし方とプログラムへの参加を選択することができます。児童の意思・意欲を尊重するよう、受託事業者への周知を徹底します。</p>	
51	<p>委託後も巡回指導をしてください。</p> <p>先生の配置基準を満たしているのか？紙面上の数字だけではダメです。</p> <p>ワンオペレーションになっていないか？事故は数秒の死角でおきます。</p> <p>面積に対する人数は適切か？人がいないからといって狭い空間にルールで縛り閉じ込めていませんか？</p> <p>保護者や地域、学校と連携は取れていますか？学校での様子も重要な情報です。</p> <p>すべての子どもたちの幸せを祈っています。</p> <p>よろしく願っています。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、職員の出勤状況の提出を求め、日々の職員配置を確認しています。また、モニタリング調査を行い、利用児童の処遇や施設の運営状況等の把握・評価を行うとともに、適宜、各施設に赴いて現地調査を行い、必要に応じて指導・助言を行います。</p> <p>保護者との連携については、アフタースクール・子どもルームにおける児童の生活、遊び、その他の活動の様子を連絡帳、アプリ、お便り等で保護者に伝達するとともに、お迎え時に可能な限りコミュニケーションを取り、関係構築に努めます。</p> <p>児童虐待やいじめのリスクが懸念される場合など、必要に応じて、受託事業者、学校及び事業所管課が適切に情報共有を行い、相互の連携の下で適切な対応を図っています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
52	<p>計画の前倒しは有害です。見直しは来年度以降に延期すべきです。(理由)アフタースクール(以下ASと表記)は、学校、放課後子ども教室、子どもルームと少なくとも3つの主体間の調整が必要な事業です。無理をして空き教室を確保しようとするれば、通常の学校での教育活動へ影響します。コロナ禍のこの3年は特殊な状況にあり、平常の状況把握が難しいため見直しには不適なタイミングです。ルームの利用率は、コロナの影響で一時的に下がっていますが、長期的にはまだ保護者の就労率は上がり、ルーム利用率の上昇は続くとの見込みが妥当ではないでしょうか。この2年の一時的な待機児解消の状況を前提に今後の方針を決めてしまうのは、誤りです。市は、これまでも需要予測を誤り、施設整備を怠り、多くの待機児童を生じさせてきました。急な追加の施設整備、あるいは移行の強行により現場に混乱が生じ、子どもの環境に悪影響を及ぼすことになるのではないのでしょうか。</p> <p>本プランに先立つ「中間見直し」では、AS小学校と、未開設小学校でのサービス提供の「差異」を理由にASの普及促進を主張しています。しかし、子どもルームでは、保育が欠ける状況にありながら、待機児となり安全な居場所を得られない、あるいは3年生でありながら高学年ルームに入れられるなどの事態が生じており、提供されるサービスに大きな開きがあります。この差異の方が重大かつ緊急度が高く、優先すべき問題なのではないのでしょうか。</p>	<p>学校教育に支障が生じないよう、必要に応じて学校施設の状況を確認し、学校とも協議した上で、アフタースクールの導入可否を判断しています。ご指摘のように、コロナ禍の収束により現状より利用率が高まることも考えられますが、それも加味したスペースを確保することを前提にシミュレーションを行い、導入計画を作成しています。</p> <p>「希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供する」という基本理念は第1期プランを引き継ぐものであり、その早期実現を目指して、第2期プランの策定を1年間前倒しました。アフタースクール導入計画では、令和12年度の導入完了を予定しており、それまでに時間を要することとなりますが、育成支援や施設運営の質の確保、優良な受託事業者の確保、子どもルーム及び放課後子ども教室からの円滑な引継ぎ等の観点から、年10校ずつ導入することとしたものです。</p> <p>引き続き、子どもルームを必要とする児童に放課後の居場所を提供できるよう、利用児童数の増加が見込まれる地域等において子どもルームの受入枠を拡充し、待機児童の解消を目指します。</p>	
53	<p>これまでのASへの移行は、学校施設や児童数の状況からみると、導入が容易な条件で行われてきました。しかし、令和5年4月以降のアフタースクールへの移行は(学校規模やスペースなどの条件を考慮すると)難しさを増すはずで、課題も多くなっていくと予想されます。その課題を踏まえてからのプランの更新をしたほうが移行にともなう混乱が少なくなるのではないのでしょうか。</p> <p>拙速な計画の推進は、事件・事故の発生につながります。あくまでも事業の実施責任は市にあり、仕様書に書き込んで事業者に責を負わせてすみ話ではありません。計画を早めることで生じる被害が十分に予測でき、また計画を先延ばしにすることで混乱を少なくできることが見込まれる中で、計画を早める理由が十分に説明されていません。</p>	<p>「希望するすべての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供する」という基本理念は第1期プランを引き継ぐものであり、その早期実現を目指して、第2期プランの策定を1年間前倒しました。アフタースクール導入計画では、令和12年度の導入完了を予定しており、それまでに時間を要することとなりますが、育成支援や施設運営の質の確保、優良な受託事業者の確保、子どもルーム及び放課後子ども教室からの円滑な引継ぎ等の観点から、年10校ずつ導入することとしたものです。</p> <p>令和4年度時点で24校にアフタースクールを導入済みであり、これまでの実績を踏まえて、事故の未然防止をはじめ、児童の安全確保を図るとともに、安定的な運営に努めていきます。</p>	
54	<p>アフタースクール事業を児童向けの放課後の児童福祉事業として位置付け、全児童に対し権利保障をする制度としてください。</p> <p>(理由)現代では、子どもの状態、保護者の事情も様々で、単に保護者の就労状況ということだけが保育を必要とする要件ではなくなっています。全ての子どもにも物理的にも精神的にも安心して過ごせる場所が用意されるべきと考えます。それは子どもの権利あるいは児童福祉の観点から必要と考えます。ただし資源に限られるもとの、すぐさま全児童の権利保障を行うことは困難です。それでも児童や保護者の個別の事情を十分考慮し、提供するサービスの質を確保しつつ、優先度の高い児童の居場所確保は確実に行うべきです。</p>	<p>アフタースクールは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するものであり、子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
55	<p>ASの利用料は無料とすべきです。  (理由)アフタースクールは、全児童向けの事業です。有料にすれば、利用にハードルを設けることになり、全ての児童に開かれたものではなく、利用料を払わない・払えない児童を排除することになります。安全な居場所、遊び場や体験の場は全ての児童に保障すべきことであるので、そうした利用のハードルは設けるべきではありません。これまで子ども教室を利用していた児童が有料化により利用しなくなってしまう可能性があります。それで全児童向け事業と言えますか。  多くの自治体で放課後子ども教室は無料としています。千葉県として有料にしなければならない理由があるのであれば、それを説明してください。</p>	<p>従来の放課後子ども教室は、ボランティアが主体となり、概ね年数回～月数回の体験・活動を提供するものです。アフタースクールは、希望する全ての児童に対して17:00まで毎日の居場所を提供するものであり、これを安定的に運営していくために、費用の一部を利用者にご負担いただいています。  子どもルームと同様、低所得世帯に対する無料又は半額措置等により経済的負担の軽減を図っており、希望する方にはご利用いただけるものと考えています。</p>	
56	<p>ASが準用する子どもルームの運営基準は低すぎるため、大幅に引き上げるべきです。  &lt;具体的基準&gt;面積基準は、専ら児童が過ごす面積のみで計算すべきです。  児童単位は、小学校のクラスと同様35人を上限とした基準にすべきです。  施設は、学校教育との兼用でなく専用とし、必要な設備を伴う必要があります。  職員配置は、1単位につき常勤2人の配置を基本とすべきです。  (理由)現状の子どもルームの状況は、特に都市部では、待機児童解消を優先するあまり劣悪な状況があります。国際的な避難所の基準であるスフィア基準も下回る状況であり、「尊厳ある生活を営む権利」を保障できていません。この運営水準をASに広げたのでは、放課後の生活の質の悪さを全市に広げることになるのではないのでしょうか。  具体的には、一人当たりの面積基準は、最低限国の運営基準とし、専ら児童が過ごす空間の面積のみとし、廊下や玄関、トイレや事務スペース、棚等の面積は除外して計算すべきです。  児童が生活する集団の規模は、小学校のクラスと同様の規模にすべきである。70人、100人とした集団規模では、生活を営むことは困難です。  職員配置は、常勤2人の配置を基本とすべきです。全てを把握する常勤職員が切れ目なく勤務しているためには常勤1人の配置では不可能です。</p>	<p>「千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に即したものであり、現時点では、基準を引き上げることは考えていませんが、可能な限り良好な環境の整備や人材の確保に努めていきます。</p>	
57	<p>ASの昼間の部の開設時間は16時までとすべきです。  (理由)17時までとすると季節によっては暗くなり、帰宅時の危険性が高まってしまいます。  17時までとすると、夜間利用の児童のおやつが17時以降となります。間食時間が17時では昼食からの時間は離れすぎ、夕食時間には近すぎ、生活リズムを考慮しない時間設定となっています。16時までの利用とすれば、夜間利用の児童はこれまで通り16時におやつを食べられます。</p>	<p>「安全・安心な居場所の提供」、「多様な体験・活動の提供」という目的に鑑み、昼の部は17:00までとしています。  17:00までの一人帰りは妥当と考えていますが、保護者が必要と判断した場合には、お迎えに来ていただきます。  なお、6時間授業の場合の下校時間は15:30頃になります。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
58	<p>AS夜間利用要件(=子どもルーム利用要件)を満たす児童の保護者が、夜間利用を控えることで、児童の安全が守られない状況が生まれる蓋然性が高い。制度設計のやり直しが必要です。</p> <p>(理由)ASの17時の利用区分と料金設定などの制度設計が、保護者の17時までの利用の選択を誘導しています。このことは17時近くでの児童の一人帰りを増やし、自宅で一人だけで過ごす時間を増やす結果となり、子どもを危険にさらします。これは子どもの利益に反する重大な誤りです。</p> <p>・保育に欠ける状態にある児童に対して、市は放課後健全育成事業の実施責任を放棄していると言わざるを得ません。</p> <p>ルーム利用者アフタースクール利用</p> <p>18時まで利用 8500おやつ2000 ⇒17時まで利用3,500円 ⇒18時まで利用3500+5000+2,000</p> <p>19時まで利用8000+2000+1000円(延長)⇒3500+5000+2000</p> <p>●18時まで利用可能な者を17時までの利用に誘導する料金設定となっている。</p> <p>●17時前の利用児童の保護者の就労状況は確認しない=市は保育に欠けると認知しない ⇒本来保護を受けられる児童を排除 =事件・事故のリスクを高めている。</p>	<p>夜間の部の利用の要否や留守番の可否は、各家庭において適切にご判断いただいているものと考えています。</p> <p>17:00までの一人帰りは妥当と考えていますが、保護者が必要と判断した場合には、お迎えに来ていただきます。</p> <p>「安全・安心な居場所の提供」、「多様な体験・活動の提供」という目的に鑑み、昼間の部を17:00までとしているものであり、保護者を誘導する意図はありません。</p> <p>また、アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。</p> <p>なお、すべての児童について、利用申込の際に保護者の就労状況を確認しています。</p>	
59	<p>官製ワーキングプアを作り続けるのではなく、社会福祉協議会にAS事業を受託させるべきです。</p> <p>(理由)市は、これまで社会福祉協議会では職員確保ができなるとし、社会福祉協議会から子どもルーム事業を別の事業者に移譲してきました。しかし、社会福祉協議会から多くの職員が新事業者に移籍することとなり、社会福祉協議会には職員不足が続く一方、事業者は職員と現場のノウハウを手に入れることができた面があります。委託は、事実上、職員の事業者間の移籍を前提としていると思われる。それに一体何の意味があるのでしょうか。行政が責任から逃れようとしているようにしか見えません。事業としては今後も継続していくもので、無くなりません。子どもの成長に関わる職員を低賃金・不安定雇用で置き続け、社会的損失を生み出していることを市としてどう考えているのでしょうか。</p> <p>今回のASへの移行は単に、子どもルーム機能について社会福祉協議会から事業と職員をはぎ取って、新しい事業者に乗せ換えるだけに見えます。内容が少々熟化する程度で、受託事業者は利益の種を掴んだのでしょうか、保護者と児童にあまりメリットがない。むしろ在籍児童数が増えて生活の質が低下する可能性が高いのではないのでしょうか。ASへの移行には、利用者にとってのメリットが見出せません。</p> <p>社協は市の関与する度合いが強く、雇用も安定しています。内容のモニタリングも可能です。社会福祉協議会から事業をはぎ取らなければならない理由がありません。体験プログラムと同様の内容であれば、すでに子どもルームで実施しています。</p> <p>市として、社協に受託させないことの合理的説明が不足しています。</p>	<p>市社会福祉協議会が受託している子どもルームの指導員等が、民間事業者が受託する子どもルームやアフタースクールに続けて勤務することは、児童や保護者との関係の継続という観点からも望ましいと考えていますが、継続して勤務するか否かは、あくまでご本人が選択されるものと考えています。</p> <p>また、必ずしも、民間事業者であれば低賃金・不安定雇用であるとは考えていません。</p> <p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々との参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>現時点では民間事業者の参入が十分に見込まれるため、アフタースクール運営を市社会福祉協議会に委託することは考えていません。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
60	<p>保護者の意見を正しく聞いていません。聞き直してください。 AS利用者の多くは従来のルーム利用者に当たります。AS導入マニュアル策定の検討委員会や、「アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場」に保護者の参加が位置付けられていないことは大きな問題です。</p> <p>第4章 方向では、「利用率の高さや実態調査における評価からアフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致していると考えられす」と言える根拠は何でしょうか。利用者の満足度が高いから、ニーズに合致していると解釈するのは強引です。ルーム利用者の満足度も同程度に高い結果が出ており、ニーズに合致しているか否かを問う質問がされていません。そうした不適切な保護者の声を根拠に政策を推進しようとするのは誤りです。</p> <p>保護者には多様なニーズもあるのだらうとは思いますが、圧倒的にはシンプルなニーズです。「子どもが放課後を安心してできる場所で楽しく過ごしてほしい」といった希望です。自由に遊ぶことそれ自体が深い学習であり、生きる力になります。その環境さえ用意できれば、プログラムを与える必要などないと思えます。市には単純に、十分に遊び休み生活できる空間と、放課後の居場所としての設備と、子どもを遊びにいざなう支援者(指導員)を確保してほしい、集団規模を小さくしてほしいというのが、保護者の要望だと思います。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は、学校現場を含めた市の内部において、アフタースクール拡充に向けた課題の解決策を検討するために設置したものであり、保護者の参加を得る性質のものではないと考えています。</p> <p>ニーズに合致していなければ、利用率や実態調査における評価は低くなると考えられ、今回の実態調査で寄せられた保護者の声が不適切であるとは考えていません。</p> <p>ご指摘のとおり、子どもルームの満足度もアフタースクールと同程度に高く、とりわけ「安全・安心な居場所」に関しては、子どもルームが果たしてきた役割を、アフタースクールが適切に継承する必要があると考えています。</p> <p>自発的・自主的な遊びとプログラムを通じた多様な体験・活動をバランスよく提供することができるよう、児童や保護者のニーズを把握するとともに、受託事業者とも意見交換しながら、育成支援や施設運営への反映に努めていきます。</p>	
61	<p>「アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場」p31には、利用保護者代表者を入れるべきです。</p> <p>サービスを受ける当事者の声を正確に聞き取ることなくして適切なサービス提供はあり得ません。AS昼間利用者および夜間利用者の利用者代表2人以上の参加が協議会に位置付けられるべきです。少なくとも、市と利用者代表者との協議の場が制度化されるべきです。</p>	<p>令和5年度から新設する「アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場」は、アフタースクール及び放課後子ども教室における実践事例等に関する情報共有や意見交換を行い、地域人材の参画を得る方法や、より多様で豊かな体験・活動を提供する方法等を検討することを目的とするものであり、利用者代表の参加は想定していません。</p> <p>利用者アンケート等を通じて、児童や保護者の意見やニーズの把握に努めていきます。</p>	
62	<p>AS導入条件の見直しの内容について旧導入条件との差異を具体的に示してください。</p>	<p>見直した条件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期プランでは専用室及び余裕教室のみにより必要面積を確保することを前提として導入の可否を判定していましたが、特別教室のほか、ランチルーム、会議室等も活用することとしました。</li> <li>・少子化による児童数の減少により、現時点で導入が不可能であっても、将来的に(令和14年度までに)可能になる学校があることも加味しました。</li> <li>・民間事業者が受託する子どもルームや学校敷地外にあるルームは導入不可としていましたが、学校敷地内でスペースを確保できる場合はこれらも導入可能と判定しました。</li> </ul>	
63	<p>アフタースクール導入・運営マニュアルの内容と、策定検討委員会での議論を公開してください。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は市役所内部の検討組織であり、資料や議事録は公開していませんが、その成果物である「アフタースクール導入・運営マニュアル」は、意見を踏まえて市HPで公開しました。</p> <p>〈URL〉</p>	



No.	ご意見	市の考え方	修正
64	<p>「アフタースクール導入・運営マニュアル」p27について、保護者を入れた新たな検討委員会のもとで改定してください。</p> <p>(理由)「アフタースクール導入・運営マニュアル」を学校教育関係者のみで策定したのは不適切なのではないでしょうか。少なくとも放課後子ども教室運営関係者、子どもルーム関係者、保護者団体、ルーム保護者団体の参加があつてしかるべきであり、構成をあらため再度検討委員会を開催したうえでマニュアルを改定すべきです。</p>	<p>アフタースクール拡充検討委員会は、学校現場を含めた市の内部において、アフタースクール拡充に向けた課題の解決策を検討するために設置したものであり、保護者の参加を得る性質のものではないと考えています。</p> <p>また、アフタースクール導入・運営マニュアルは、学校施設の使用法、学校・事業所管課・受託事業者間の連携等に関する手引書であり、同検討委員会において協議し、必要に応じて改善を図っていきます。</p>	
65	<p>委託事業内容のモニタリングを向上させる制度を盛り込むべきです。</p> <p>保育事業においては、株式会社などの委託事業者が、人件費圧縮による利益率の上昇を図ったり、委託費の流用(さまざまな理由をつけて本社や関連会社に支払いをさせる)や職員確保について虚偽の報告(保育士の水増し)をするなどの例が多発しています。こうした事業者の違法行為や不適切な会計処理、「不適切な保育」等について、職員の巡回による確認・評価(p28)だけでは、把握が困難です。市による運営費の使途(特に人件費比率)のチェックなど突っ込んだ審査・実地検査とともに、市が保護者や子ども等からの直接的なフィードバックを受けられるような仕組みを作るべきです。</p>	<p>モニタリング調査については、子どもルームにおける調査内容とも整合を図りながら、よりの確かな評価が可能となるよう、内容の改善を図っていきます。併せて、適宜実施する現地調査や実績報告書の確認等を通じて、運営状況の把握に努め、必要に応じて指導や助言を行います。</p> <p>また、現在実施している利用者アンケートは直接的なフィードバックを受けることができる貴重な機会であり、引き続き、全てのアフタースクールで実施していきたいと考えています。</p>	
66	<p>職員加配ルールの明確化と加配の義務化をすべきです</p> <p>(理由)障がいのある児童への対応p28において、加配の基準の明確化と、確実な加配を仕様書に入れるべきです。事業者に努力義務を課すというだけでは十分でなく、行政として責任をもって関わるべきだと考えます。また、障がい手帳を持つ子以外にも、多くの「配慮が必要な子」がいます。学校と連携し、適切な支援が可能になるように、職員加配のルールを作り明示してください。</p>	<p>アフタースクールにおいても、子どもルームと同様、障害のある児童の受入れに当たり、児童の安全確保や適切な育成支援のために必要な場合は、加配を行うこととしています。</p> <p>加配に係る人件費は委託料に含まれており、加配の判断は受託事業者に委ねていますが、必要と判断された場合には適切に加配が行われているものと認識しています。</p> <p>加配を含め、障害のある児童や、診断等の有無を問わず特別な支援を必要とする児童への対応は、子どもルーム・アフタースクールに共通の重要な課題であると考えています。</p> <p>令和5年度より、障害などにより特に配慮を必要とする児童の支援に関する助言や指導を行う「巡回アドバイザー」を新たに配置することとしており、こうした取組みを含めて、こども未来局と教育委員会が緊密に連携し、個々の児童の特性に応じた援助を行うことができるよう努めます。</p>	
67	<p>確保スペースや人員などの点で、ASの利用を制限する場合はどのような基準にもとづき優先順位を判断するのか、具体的基準を示してください。</p> <p>今後、ASに移行したものの昼間の利用者が多く、確保したスペースでは利用を希望するすべての児童を受け入れることが困難となるケースが想定されます。希望者を全入させれば危険が伴うことから、利用制限が必要と考えますが、優先順位を判断する基準はどうなるのでしょうか。具体的に示してください。</p>	<p>「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保することができる学校に導入可能と判定しており、現時点では、昼間の部の利用を制限する事態は想定していません。</p>	
68	<p>継続プログラム選択にかかる透明性を確保する仕組みを示してください。</p> <p>継続(有料)プログラムは、公立小学校という公共施設において、継続的に教育サービスの営業を行わせることです。このプログラムの内容の設定・業者の決定にあたっては、高い透明性が求められる。市は継続プログラムの内容および業者の選定に係り、談合や贈収賄の温床とならないように、どのような対策を取る考えですか。</p>	<p>継続プログラムの企画・運営は受託事業者にて委ねていますが、それを以って談合や贈収賄の温床になるとは考えていません。</p> <p>なお、受託事業者に対しては、契約締結に当たり、法令の遵守を求めています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
69	<p>有料プログラムは、普段過ごす場所とは別空間(追加スペース)で実施すべきです。</p> <p>有料プログラムの実施が普段過ごす空間に設定されると、有料プログラムに参加しない児童の生活が物理的にも圧迫されるおそれがあります。空間を別に確保して、そこで行うべきです。</p>	<p>継続プログラムは、居場所として利用児童が過ごしている部屋では実施しません。</p>	
70	<p>利用者の評価)アンケート結果において不満度が高いアフタースクールを推進し、不満度が低い子どもルームを廃止することは適切な施策ではない。</p> <p>第2章 放課後施策に関する現状と課題 利用者からの評価において、「保護者としてアフタースクールに満足しているか」という設問に対し、一体型のアフタースクールは「そう思う」「まあそう思う」が79.7% 「あまりそう思わない」「そう思わない」が8.4%。同じ質問で「保護者として子どもルームに満足しているか」という設問に対し、従来型の子どもルームは「そう思う」「まあそう思う」が78.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が7.3%。アフタースクールが肯定的な意見は僅かに上回るものの、否定的な意見が多く、差し引きすれば子どもルームの満足度は高いといえる。</p> <p>また「安全安心な居場所であると思うか」という質問に対しても、同様に肯定的な意見は、子どもルームが上回っている。(アフタースクール91.4%、子どもルーム94.4%)</p> <p>にもかかわらず、子どもルームのほぼ廃止の決定をするのはおかしい。</p> <p>このアンケートには、アフタースクールは昼間保護者が家にいる児童の保護者も回答しており、子どもの希望で通っているケースでは、求める内容も大きく異なり子どもルームよりアフタースクールへの肯定率が上がることが予想できる。5時まで利用のアフタースクールの利用者は利用料金が半分以下の3500円となっており、さらに肯定的な意見が多くでることも予想される。そうしたアンケートでありながら、子どもルームに対する肯定的な意見が多くあることを考えれば、子どもルームを廃止していくことは、思慮に欠ける判断ではないか？</p> <p>別の設問で「子どもが楽しく通っていると思うか」という設問でアフタースクールが上回ったのは、就労のためやむを得ず利用している児童以外に、子どもが希望して通っている児童が含まれているからであると考えられる。アンケートの結果から見る限り、保護者の不満度が高いアフタースクールを推進し、従来型の子どもルームを廃止しなければならない正当な理由はなく、正しい施策とはいえない。</p>	<p>子どもルームは、共働き家庭等の児童に対し、安全・安心な居場所を提供するとともに、クラスや学年を超えた交友関係を築いたり、学校教育以外の様々な事柄への興味関心を広げたり、自主性や社会性を身につけたりする場としても、重要な役割を果たしています。</p> <p>アフタースクールは、学校施設を有効かつ積極的に活用しながら、保護者の就労状況等を問わず、希望する全ての児童がこうした機会を享受することができる環境の整備を目指すものです。</p> <p>また、地域の方々の参画も得ながら多様な体験・活動の機会を提供することにより、さまざまな大人とかかわりを持ちながら、子どもたちがより豊かな放課後の時間を過ごすことができるものと考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、子どもルーム・アフタースクールのいずれも概ね良好な評価を得ており、とりわけ「安全・安心な居場所」に関しては、子どもルームが果たしてきた役割を、アフタースクールが適切に継承する必要があると考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
71	<p>ハード面での問題)千葉市のアフタースクール推進では児童数の増加に伴い、学校との共有教室の利用や空き教室利用が増え、小集団による放課後児童クラブ(1支援の単位毎)の生活の場、専用室の確保の観点が欠落しています。</p> <p>学校との共有スペースを利用すること、おやつ時間にプログラムが設定されること、は、5時まで利用する児童の生活、さらに5時移行、移動が強制される生活の児童が日常となる児童が生まれ、確保されるべき生活の場としての機能が十分に確保できないものになっています。</p> <p>アフタースクールでは、とりわけ5時までの時間帯には定員を設けないことになり、1施設あたりの児童の数は増える可能性があります。アフタースクールも子どもルームと同様に、放課後健全育成事業の国の補助金・援助を受け取って運営を行うものであり、子どもにとって安全で生活スペースを専用スペースとして確保しなければならない事業であるはずで</p> <p>集団として40名を越える児童の中で生活を行うことは児童にとって大きなストレスとなり、トラブルや不測の事態を招くリスクを生むことにつながります。学校との共有スペース頼みで運営することは、運営の質を落とすこととなり、放課後健全育成事業の基準条例4条の向上義務に違反するものです。</p> <p>コロナ対策、待機児童の解消等の問題を考えれば、なおさら児童のより安全で衛生的な環境を維持するために、千葉市は責任をもってすべての放課後健全育成事業に対し大規模施設を分割し、第2施設の建設に務めるべきです。平成22年3月「子どもルームの整備・運営に関する方針」にあるように、学校の特別教室など共有スペースの活用ではなく、少数で分割し、専用の生活スペースとしての機能が整ったものを整備すべきです。</p>	<p>「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定による「専用区画」については、昼間の部に関しては、高学年ルームと同様に特別教室なども用いていますが、同条例に即して、放課後児童クラブ対象外の児童を含め、児童1人当たり概ね1.65㎡の基準面積を確保しています。学校と緊密に連携して学校施設を有効に活用するとともに、必要な備品等を整備するなど、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p> <p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しており、条例に抵触するものではないと考えています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
72	<p>(運営に関する問題)1支援の単位ごとに常勤指導員の2名確保が最重要の課題-アフタースクールでは、支援の単位毎の生活が確保されていない。子どもルームでは1支援の単位につき2名の指導員が配置されることが原則とされています。この原則は、放課後健全育成事業の省令・千葉市条例にもある通りです。</p> <p>しかし、アフタースクールは民間が運営することとなり、この原則があいまいにされ、</p> <p>5時以降は、1カ所に集められて支援の単位が2でも3でも1支援の単位と扱われ、この省令・条例の意図する目的に反し、常に安定して1日同じ指導員が同じ児童の保育を行うのではなく、時間ごとに違う指導員が保育するという状態が生まれかねません。日々の保育の中で正確な引き継ぎを行うことはできず、本来初めから終わりまで同じ指導員が同じ児童を保育することができないシステムです。たとえ主任なり責任者が1人で3支援の単位を見ていたとして、1人で100名を越える児童の正確な把握は不可能です。「40名につき2名の指導員」というのは、児童にとっても指導員にとっても最初から最後まで保育に関わる人数であり、あるときはA、あるときはB、あるときはAB合同、あるときはABC合同と指導員が保育にあたる児童が変わる状態で、支援の単位がめまぐるしく流動的になることで、児童も指導員も安定した信頼関係を築くことができるでしょうか？ 国からの補助金は、1支援の単位40名を基準に最大金額を補助し、適正規模になるよう配分しています。千葉市は、支援の単位毎の補助金を申請し取得している以上、しっかり40名毎に分割するとともに、その支援の単位に2名という配置をするようにすべきです。</p> <p>千葉市では、2015年から社会福祉協議会に委託した子どもルームにおいても学校の共有施設を借り高学年ルームを立ち上げ、待機児童が多いことから、こうした支援の単位を合体させ運営を続けています。多くのルームで高学年の児童の不満が大きな問題となっていて、子どもにとっても指導員にとってもよい環境とはけっしていえません。このような高学年ルームの問題を、アフタースクールではさらに拡大していくことが懸念されます。</p> <p>保育所の配置基準の見直しは問題となっていますが、学童保育(放課後児童クラブ)においては、支援の単位ごとに2名をしっかりと分割し、保育にふさわしい環境を整えることが必要です。</p>	<p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40名を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しており、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に抵触するものではないと考えています。</p> <p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、学校施設を有効に活用しながら、引き続き、良好な環境の整備に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
73	<p>社協で働く指導員の雇用不安の解消を千葉市の放課後健全育成事業で働く指導員(指導員390名、補助指導員350名)にとって、今後千葉市の子どもルームで働くことができるかどうかは、本人・家族の生活がかかった大きな問題です。</p> <p>厚労省が作成した放課後児童クラブ運営指針にある通り「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態であることが望ましい」ことは明らかです。</p> <p>このプランの2期が実施されるようなことがあれば、子どもルームの指導員は真綿で首を締められるような10年間となりかねません。指導員が不安を抱えながら仕事を続けることは、児童にとっても指導員にとっても百害あって一利なしです。</p> <p>雇用不安を解消するための対策が一刻も早く必要です。このまま社協が子どもルームを続けられなくなることで、多くの指導員が職を失うことのないようにすべきです。</p> <p>アフタースクールへ移籍をという話も出されていますが、アフタースクールでの雇用も3年更新であり、長期的な雇用を保障されるものではありません。また雇用条件は、社協と異なり、同じ仕事、同じ賃金が保障されるとは限りません。社協の子どもルームを改善し、残すという選択もありえます。社協に大きな問題があるならば、その点を改善し子どもルームを残すことも考えるべきです。何より放課後健全育成事業全体の改善・向上が第1選択で、アフタースクール移行ありきで議論すべきではないと思います。</p> <p>社協の子どもルームをつぶし、民営企業化アフタースクールだけが全市のにのぞましい姿というならば、その根拠を明確にし、じっくりと議論を重ね、多くの意見を取り入れ、永年働き続けてきた指導員の生活を考えて移行を実施すべきです。</p>	<p>アフタースクール受託事業者に対し、移行前の子どもルームに勤務していた指導員等が希望する場合には雇用に配慮するよう働きかけることを検討しています。</p> <p>ただし、現状では、子どもルームの指導員等が不足している状況と認識していますので、働きかけの時期については、市社会福祉協議会の意向も踏まえて検討します。</p> <p>なお、今回お示しした導入計画に基づいて移行を進めても、当面の間、指導員等の雇止めや解雇が生じることはないと見込んでいます。</p> <p>市社会福祉協議会の指導員・補助指導員についても、契約期間は原則として1年であり、通算契約期間が5年を超える場合に、本人の申込により無期労働契約への転換が可能となるものと承知しています。有期労働契約が5年を超えて更新された場合に、労働者からの申込みにより無期労働契約に転換されるというルールは、民間事業者においても基本的に同様と認識しています。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
74	<p>充実した学童保育の実現を アフタースクールと学童保育の大きな違いは、全員を対象におやつを提供・時間がないという点です。5時まで利用の児童にもおやつを希望する児童も多いでしょう。おやつ時間が5時以降に設定されているのも大きな特徴です。できれば早めのおやつを希望する保護者も多いでしょう。適切な時間におやつがとれるかどうか、学童保育の内容にも大きな違いが生まれます。千葉県ガイドラインでは、40名に3名の指導員を基準に掲げていました。支援の単位毎に40名に3名の指導員で分割され、しっかりと専用施設があれば、プログラム(放課後子ども教室)は専用室で行う必要はなく、空き教室が使えれば実施が可能です。</p> <p>一体型にこだわり、企業委託にこだわることで、多くの大切な放課後健全育成事業の豊かな内容を失うこととなります。3500円という料金設定が、アフタースクールで可能なら、どうして子どもルームで同じ料金設定が不可能なのでしょう。アフタースクールで行うプログラムは、子どもルームの数十年の歴史の中で培った楽しい遊びや行事を実施すること何が異なるのでしょうか？ 子どもルームに指導員を追加すればプログラムの実施が可能です。さまざまなイベントを企画してきた子どもルームが充実したプログラムを、おやつ時間を犠牲にせずに行うことができるはず。学童保育の充実することが、社会全体に大きな利益をもたらすことにつながるはず。永年の保護者と指導員の大きな運動の成果として、現在の放課後児童クラブ運営指針ができました。最低基準として支援の単位40名に2名の支援員を確保すべきという条例は、小規模学童保育への願いが込められてきた法律です。</p> <p>この法律をないがしろにするようなアフタースクールに千葉市が移行することなく、支援の単位をきっちり分離し、専用室のある学童保育を充実させることこそ未来の学童保育の姿でなければなりません。その中では、もっともっと充実したプログラムで子どもたちが喜ぶことも可能でしょう。まずは、子どもたちの環境改善・指導員の確保を優先すべきです。</p>	<p>アフタースクールのおやつは夜間の部利用児童のみに提供しているため、多くのアフタースクールでは、17:00以降なるべく早い時間に提供されていますが、「昼間の部ならばおやつは不要」というご家庭も多く、昼間の部の提供は難しいと考えています。</p> <p>プログラムを実施するための部屋は、生活の場として使用する部屋以外に確保していいいます。</p> <p>アフタースクール及び子どもルームの利用料は、それぞれの事業の実施に要する経費、公費と利用者負担のバランス、利用児童数、利用時間等を勘案して設定しています。</p> <p>体験プログラムに相当する活動が実施されている子どもルームもあると承知していますが、アフタースクールにおいては、放課後子ども教室を継承するものとして、地域人材の参画を得て豊かな体験を提供することを重視しており、その充実を図って行きたいと考えています。</p> <p>アフタースクール・子どもルームのいずれにおいても、施設の規模に応じて、40人を超える児童が同じ空間で共に過ごす場合がありますが、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専用区画を確保するとともに、利用児童概ね40人に対して2人以上の職員(うち1人以上は放課後児童支援員)を配置しており、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に抵触するものではないと考えています。</p> <p>引き続き、良好な環境の確保や、放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保に努めていきます。</p>	

No.	ご意見	市の考え方	修正
75	<p>千葉市に移住を検討しています。孫のために子ども施策がどうなっているのか調べている時にこの放課後子どもプランを知りました。</p> <p>保育園に子どもを預けている娘が保育園と子どもの放課後考えた時に、学童保育を利用としたとき、このアフタースクールとはどういう内容なのでしょう。</p> <p>実態を知りたいです。</p> <p>学童保育は、働く親にとって最後の砦です。核家族で助けてくれる祖父母もまだ現役で仕事をし学童保育を利用をした時に、アフタースクールは子どもの放課後を安心して利用することができる場所になっているのでしょうか。</p> <p>教えていただきたいです。</p> <p>学童保育は、学びの場ではなく、何より家庭の代わりに子どもが信頼できる人と場所と生活の場として環境が整った居場所を望みます。</p> <p>規模は国が定めるように、一つのクラブの利用者は40人以下で、さまざまな研修を毎年受け、子ども理解と保護者支援もしてくれる働く親の放課後を支えてくれるような居場所であることを望みます。</p> <p>たくさんの子どもの登録し、出入りをし、子どもたちに自由と放課後の体験を学びとして増やすということが大きく謳われているこのプランでは心配です。</p> <p>学童保育とは違うアフタースクールを全校に設置し、すべての子どもの対策とし、放課後子供教室と子どもルーム(学童保育)を一体型で全児童対策とするアフタースクール構想がメインの今回のプランは正直不安です。</p> <p>千葉市が進めようとしている施策は子どもの居場所として子どもの意見表明権を保障し子どもの権利条約を生かすものになって行くのでしょうか。</p> <p>現在資料しているお子さん、スタッフの声を反映して作られたプランなのでしょうか。</p> <p>十分な説明会を市民に開き行われているものなのでしょうか。</p> <p>お尋ねしたいと思います。</p> <p>政令市千葉市が子どもにとって今を生きる放課後の居場所として地域やさまざまな関係機関と繋がりがながら豊かに展開されることを望みます。</p>	<p>昨年6月に実施した実態調査において、アフタースクール利用者に対し、「アフタースクールは安全・安心な居場所であると思うか」と質問したところ、47.9%が「そう思う」、34.5%が「まあそう思う」と回答しており、概ね良好な評価を得ています。</p> <p>アフタースクールも子どもルームと同様に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。国の関係法令や条例の遵守はもとより、国の「放課後児童クラブ運営指針」等に則った育成支援を目指す必要があると考えています。</p> <p>職員の研修については、市が実施する研修の充実を図るほか、受託事業者に対して必要な研修の実施を求めるとともに、外部の研修を受講しやすい環境の確保を働きかけます。また、放課後児童支援員認定資格研修の積極的な受講を働きかけます。</p> <p>子どもたちの意見や考えを生活や活動に反映することは重要であると考えており、現に行われている好事例も参考としながら、取組みの充実を図っていきます。</p> <p>プラン(案)の策定に当たっては、上記の実態調査をはじめ、毎年度実施している利用者アンケートの結果等も参考としています。</p> <p>また、プラン(案)の策定に当たり、スタッフから直接意見を聴取する機会は設けていませんが、アフタースクールや子どもルームにおけるスタッフの働きぶりや意見を十分に把握し、今後の施策展開に生かしていきたいと考えています。</p> <p>保護者や地域の方々に対しても、本プランの内容やアフタースクール・放課後子ども教室・子どもルームにおける取組みの周知を図ります。</p>	





千葉市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第14号）

教育総務部総務課

1 議案の趣旨

花島小学校と花見川第三小学校の統合に伴い、市立小学校数が108校から107校に減少することに伴う所要の改正を行う。

2 規則改正の概要

花島小学校と花見川第三小学校の統合に伴う改正

小学校印（一般公印・専用公印）及び小学校長印（一般公印）の個数を108個から107個に変更する。

3 施行年月日

令和5年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会公印規則の一部改正）

千葉市教育委員会公印規則（昭和43年千葉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後																																												
千葉市教育委員会公印規則 第1条～第17条（略） 別表第1（略） 別表第2（第5条関係） 1 一般公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印					千葉市教育委員会公印規則 第1条～第17条（略） 別表第1（略） 別表第2（第5条関係） 1 一般公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>個数</th> <th colspan="2">保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>小学校印</td> <td><u>108個</u></td> <td colspan="2">小学校長</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>小学校長印</td> <td><u>108個</u></td> <td colspan="2">小学校長</td> </tr> <tr> <td>第3号～ 第22号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					番号	名称	個数	保管者		第1号	小学校印	<u>108個</u>	小学校長		第2号	小学校長印	<u>108個</u>	小学校長		第3号～ 第22号	(略)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>個数</th> <th colspan="2">保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>小学校印</td> <td><u>107個</u></td> <td colspan="2">小学校長</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>小学校長印</td> <td><u>107個</u></td> <td colspan="2">小学校長</td> </tr> <tr> <td>第3号～ 第22号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>					番号	名称	個数	保管者		第1号	小学校印	<u>107個</u>	小学校長		第2号	小学校長印	<u>107個</u>	小学校長		第3号～ 第22号	(略)	(略)	(略)	
番号	名称	個数	保管者																																														
第1号	小学校印	<u>108個</u>	小学校長																																														
第2号	小学校長印	<u>108個</u>	小学校長																																														
第3号～ 第22号	(略)	(略)	(略)																																														
番号	名称	個数	保管者																																														
第1号	小学校印	<u>107個</u>	小学校長																																														
第2号	小学校長印	<u>107個</u>	小学校長																																														
第3号～ 第22号	(略)	(略)	(略)																																														
2 専用公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印					2 専用公印 ア 事務局用公印（略） イ 教育機関用公印																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>使用範囲</th> <th>個数</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>小学校 印</td> <td>卒業証書 及び表彰 状</td> <td><u>108個</u></td> <td>小学校長</td> </tr> <tr> <td>第2号～ 第7号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					番号	名称	使用範囲	個数	保管者	第1号	小学校 印	卒業証書 及び表彰 状	<u>108個</u>	小学校長	第2号～ 第7号	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>使用範囲</th> <th>個数</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>小学校 印</td> <td>卒業証書 及び表彰 状</td> <td><u>107個</u></td> <td>小学校長</td> </tr> <tr> <td>第2号～ 第7号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					番号	名称	使用範囲	個数	保管者	第1号	小学校 印	卒業証書 及び表彰 状	<u>107個</u>	小学校長	第2号～ 第7号	(略)	(略)	(略)	(略)										
番号	名称	使用範囲	個数	保管者																																													
第1号	小学校 印	卒業証書 及び表彰 状	<u>108個</u>	小学校長																																													
第2号～ 第7号	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
番号	名称	使用範囲	個数	保管者																																													
第1号	小学校 印	卒業証書 及び表彰 状	<u>107個</u>	小学校長																																													
第2号～ 第7号	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
ウ 補助執行用公印（略） 様式第1号～様式第6号（略）					ウ 補助執行用公印（略） 様式第1号～様式第6号（略）																																												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について（議案第15号）

教育総務部総務課

### 1 改正の趣旨

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報保護に関する法律」が令和5年4月1日付けで改正されることに伴い、同日付で「千葉市個人情報保護条例」が廃止されるため、規程の一部改正を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 規程内において、廃止される「千葉市個人情報保護条例」の規定を引用している規定の改正を行う。（目次、第2条、第25条関係）
- (2) 「千葉市個人情報保護条例」の廃止されることに伴い、当該条例の電子計算機に係る規定を引用した電子計算機の結合に関する規定を削除する。（第26条関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日

新旧対照表(千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について)

(千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正)

千葉市教育委員会電子情報処理規程(平成15年千葉市教育委員会訓令(甲)第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 電子情報の管理</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 電子情報の利用及び提供(第23条—第26条)</p> <p>第4章 委託処理(第27条—第31条)</p> <p>第5章 雑則(第32条)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>実施機関 千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。)第2条第7号に規定する実施機関をいう。</u></p> <p>(5) <u>個人情報 条例第2条第1号に規定する個人情報</u>をいう。</p> <p>(6)～(16) (略)</p> <p>第3条～第24条 (略)</p> <p>(重要電子情報の外部への提供)</p> <p>第25条 部長は、外部に重要電子情報(条例第2条第4号</p> <p style="padding-left: 40px;">に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。)を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(個人情報の提供のための電子計算機の結合)</p> <p>第26条 部長は、<u>個人情報</u>を外部に提供するため、<u>条例第10条第3項本文の規定により通信回線による電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>情報総括管理者は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、CIO 補佐監に対し、当</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 電子情報の管理</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 電子情報の利用及び提供(第23条—<b>第25条</b>)</p> <p>第4章 委託処理(<b>第26条—第30条</b>)</p> <p>第5章 雑則(<b>第31条</b>)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに議会</u>をいう。</p> <p>(5) <u>個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報</u>をいう。</p> <p>(6)～(16) (略)</p> <p>第3条～第24条 (略)</p> <p>(重要電子情報の外部への提供)</p> <p>第25条 部長は、外部に重要電子情報(<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項</u>に規定する特定個人情報を除く。第3項において同じ。)を提供しようとするときは、あらかじめ、情報総括管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>削除</b></p>

<u>該電子計算機の結合について、意見を求めることができる。</u>	
<u>第27条</u> (略)	<u>第26条</u> (略)
<u>第28条</u> (略)	<u>第27条</u> (略)
<u>第29条</u> (略)	<u>第28条</u> (略)
<u>第30条</u> (略)	<u>第29条</u> (略)
<u>第31条</u> (略)	<u>第30条</u> (略)
<u>第32条</u> (略)	<u>第31条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



千葉市教育委員会組織規則の一部改正について（議案第16号）

教育総務部教育職員課

1 議案の趣旨

- (1) 令和5年4月1日付け組織改正等に伴う所要の改正を行うため、規則の一部を改正するもの。
- (2) 令和5年4月1日付けで「個人情報の保護に関する法律」が改正されることに伴い、同日付けで「千葉市個人情報保護条例」が廃止されるため、規則の一部を改正するもの。

2 議案の概要

- (1) 令和5年4月1日付け組織改正に伴う規定の整備
  - ア 保健体育課に新設される担当課長の事務分掌を加え（第17条関係）、別表中保健体育課の項に「部活動地域移行担当課長」を加える。
  - イ 令和4年4月1日付け組織改正において総務課に新設された任用担当班の事務が、令和4年度中に総務課に集約されたことに伴い、当該事務を教育職員課、教育指導課及び保健体育課の事務分掌から削除する（第17条関係）。
  - ウ 令和5年4月1日から新設される附属機関について教育職員課の事務分掌に加える（第17条関係）。
- (2) その他の規定の整備
  - 文化財課の事務分掌及び博物館並びに青少年センターの所掌事務の修正
- (3) 「千葉市個人情報保護条例」の廃止に伴う規定の整備
  - 個人情報の開示等の請求の根拠を、「千葉市個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」に改める（第12条関係）。

3 施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則の一部改正）

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（教育長の専決事項）</p> <p>第12条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12）千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）による公文書の開示、<u>千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）</u>による個人情報の開示等の請求に対する決定等に関すること。</p> <p>（13）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第13条～第16条（略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p>総務課及び企画課（略）</p> <p>教育職員課</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p><u>（9）会計年度任用職員の任用に関すること。</u></p> <p>学校教育部</p> <p>学事課及び教育改革推進課（略）</p> <p>教育指導課</p> <p>（1）～（15）（略）</p> <p><u>（16）会計年度任用職員の任用に関すること。</u></p> <p>教育支援課（略）</p> <p>保健体育課</p> <p>（1）～（7）（略）</p>	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>（教育長の専決事項）</p> <p>第12条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p>（12）千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）による公文書の開示、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>による個人情報の開示等の請求に対する決定等に関すること。</p> <p>（13）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第13条～第16条（略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第17条 前条に規定する内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部（略）</p> <p>総務課及び企画課（略）</p> <p>教育職員課</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p><u>（9）児童生徒性暴力等防止対策検討委員会に関すること。</u></p> <p>学校教育部</p> <p>学事課及び教育改革推進課（略）</p> <p>教育指導課</p> <p>（1）～（15）（略）</p> <p>教育支援課（略）</p> <p>保健体育課</p> <p>（1）～（7）（略）</p>



(8) ~ (30) (略)

(31) 会計年度任用職員の任用に関する  
こと。

生涯学習部

生涯学習振興課 (略)

文化財課

(1) ~ (5) (略)

(6) 私立博物館及び博物館に相当する施設の登録、指定等に関すること。

新博物館整備室 (略)

第18条~第21条 (略)

(博物館)

第22条 博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 加曾利貝塚縄文遺跡公園の維持管理に関すること(加曾利貝塚縄文遺跡博物館に限る。)

第23条及び第24条(略)

第25条~第25条の8 (略)

(青少年センター)

第25条の9 青少年センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) (略)

第26条~第57条 (略)

別表(第28条、第37条、第38条関係)

課	職名	担当事務
学校施設課	(略)	(略)
保健体育課	(略)	(略)
生涯学習振興課	(略)	(略)

(8) 学校部活動の地域移行・地域連携に関する  
こと。

(9) ~ (31) (略)

生涯学習部 (略)

生涯学習振興課 (略)

文化財課

(1) ~ (5) (略)

(6)  博物館及び博物館に相当する施設の登録、指定等に関すること。

新博物館整備室 (略)

第18条~第21条 (略)

(博物館)

第22条 博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 加曾利貝塚縄文遺跡公園の維持管理に関すること(加曾利貝塚 博物館に限る。)

第23条~第24条(略)

第25条~第25条の8 (略)

(青少年センター)

第25条の9 青少年センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) ~ (5) (略)

(6)  青少年センター運営審議会に関すること。

第26条~第57条 (略)

別表(第28条  関係)

課	職名	担当事務
学校施設課	(略)	(略)
保健体育課	<u>部活動地域移行担当課長</u>	<u>学校部活動の地域移行・地域連携に関すること。</u>
	(略)	(略)
生涯学習振興課	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この附則は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について（議案第17号）

教育総務部教育給与課

### 1 改正の趣旨

職員の定年を引き上げるための地方公務員法の一部改正を受けた、千葉市職員の定年等に関する条例等が一部改正（施行：令和5年4月1日）されたことに伴い、その施行に必要な教育委員会規則の改正を行うほか、所要の改正を行う。

### 2 主な改正の概要

#### (1) 定年前再任用短時間勤務職員

これまでの「再任用短時間勤務職員」制度に替わる制度として、新たに地方公務員法に「定年前再任用短時間勤務職員」制度が導入されることに伴い、規則上の文言及び地方公務員法の引用条文の修正（地方公務員法第28条の5第1項→地方公務員法第22条の4第1項）を行う。

#### (2) 暫定再任用短時間勤務職員

既に改正前の「再任用短時間勤務職員」制度に任用されている者を、改正後の地方公務員法の「定年前再任用短時間勤務職員」とみなすための規定を設ける。

#### (3) 勤務時間の割振り変更

勤務時間の割振り変更、育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員の規定を追加する。

### 3 改正する教育委員会規則

- (1) 千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (2) 千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則
- (3) 千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則

### 4 施行期日

令和5年4月1日

千葉県教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年千葉県教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第3条 教育長は、学校運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、条例第4条第1項及び第2項の規定により、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u></p> <p>となるように、学校職員の週休日及び勤務時間を割り振ることができる。この場合において、1回の勤務に割り振られる勤務時間が11時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>第3条の2～第5条（略）</p> <p>（<u>再任用短時間勤務職員</u>の半日を単位とする休暇）</p> <p>第6条 教育職員であって、<u>再任用短時間勤務職員（千葉市職員の給与に関する条例5条の3に定めるものをいう。）</u>であるものの半日を単位とする休暇については、1日の勤務時間が4時間未満であって教育長が別に定める日にあつては、これをもって半日とする。ただし、特別休暇及び組合休暇については、半日勤務時間（条例第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として教育長が定める勤務時間をいう。）のみが割り振られている日にあつては、その時間をもって1日とする。</p> <p>第7条～第8条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）</p> <p>第3条 教育長は、学校運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、条例第4条第1項及び第2項の規定により、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分（条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員（以下、「育児短時間勤務職員」という。）については、同項に規定する1週間当たりの勤務時間とし、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下、「定年前再任用短時間勤務職員」という。）については、同項に規定する1週間当たりの勤務時間とする。）</u>となるように、学校職員の週休日及び勤務時間を割り振ることができる。この場合において、1回の勤務に割り振られる勤務時間が11時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>第3条の2～第5条</p> <p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の半日を単位とする休暇）</p> <p>第6条 教育職員であって、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>であるものの半日を単位とする休暇については、1日の勤務時間が4時間未満であって教育長が別に定める日にあつては、これをもって半日とする。ただし、特別休暇及び組合休暇については、半日勤務時間（条例第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として教育長が定める勤務時間をいう。）のみが割り振られている日にあつては、その時間をもって1日とする。</p> <p>第7条～第8条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第5号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、千葉市教育委員会の職員（千葉市職員定数条例(昭和24年千葉市条例第31号)第2条第1項の表に掲げる職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>で、教育委員会に所属する職員(学校に勤務する職員を除く。)をいう。以下同じ。)の職及び職務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務局の職員の職及び職務)</p> <p>第2条 千葉市教育委員会組織規則(昭和45年千葉市教育委員会規則第4号)第34条の規定により事務局に置かれる職員の職及び職務は、同規則第26条から <u>第29条</u>までに規定するものを除くほか、別表第1のとおりとする。</p> <p>以下(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、千葉市教育委員会の職員（千葉市職員定数条例(昭和24年千葉市条例第31号)第2条第1項の表に掲げる職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u> で、教育委員会に所属する職員(学校に勤務する職員を除く。)をいう。以下同じ。)の職及び職務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務局の職員の職及び職務)</p> <p>第2条 千葉市教育委員会組織規則(昭和45年千葉市教育委員会規則第4号)第34条の規定により事務局に置かれる職員の職及び職務は、同規則第26条から <u>第28条</u>までに規定するものを除くほか、別表第1のとおりとする。</p> <p>以下(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。

千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（平成3年千葉市教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 この規則は、千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「職員」という。）の給与の取扱い及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>（以下「職員」という。）の給与の取扱い及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 （略）</p>	<p>第2条 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項により採用された職員とみなして、同規則の規定を適用する。





## 千葉市立学校職員服務規程等の一部改正について（議案第18号）

教育総務部教育給与課

### 1 改正の趣旨

職員の定年を引き上げるための地方公務員法の一部改正を受けた、千葉市職員の定年等に関する条例等が一部改正（施行：令和5年4月1日）されたことに伴い、その施行に必要な教育委員会訓令（甲）の改正を行う。

### 2 主な改正の概要

#### （1）定年前再任用短時間勤務職員

これまでの「再任用短時間勤務職員」制度に替わる制度として、新たに地方公務員法に「定年前再任用短時間勤務職員」制度が導入されることに伴い、地方公務員法の引用条文の修正（地方公務員法第28条の5第1項→地方公務員法第22条の4第1項）を行う。

#### （2）暫定再任用短時間勤務職員

既に「再任用短時間勤務職員」制度に任用されている者を、改正後の地方公務員法の「定年前再任用短時間勤務職員」とみなすための規定を設ける。

### 3 改正する規程

- （1）千葉市立学校職員服務規程
- （2）千葉市教育委員会服務監理委員会規程
- （3）千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程

### 4 施行期日

令和5年4月1日

千葉市立学校職員服務規程（平成29年千葉市教育委員会訓令(甲)第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、本市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の職員（常勤の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>をいう。以下同じ。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第22条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、本市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の職員（常勤の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>をいう。以下同じ。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市立学校職員服務規程第1条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

千葉県教育委員会服務監理委員会規程（昭和53年4月27日教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、職員（千葉市職員定数条例（昭和24年千葉市条例第31号）第2条第1項の表に掲げる教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>であって教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関のものに限る。）の服務規律を確立するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育長に意見を述べ、及び教育長の諮問に答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第12条 略</p> <p>附則 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、職員（千葉市職員定数条例（昭和24年千葉市条例第31号）第2条第1項の表に掲げる教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>であって教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関のものに限る。）の服務規律を確立するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育長に意見を述べ、及び教育長の諮問に答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第12条 略</p> <p>附則 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉県教育委員会服務監理委員会規程第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程（平成29年教委訓令（甲）第3号）新旧対照表

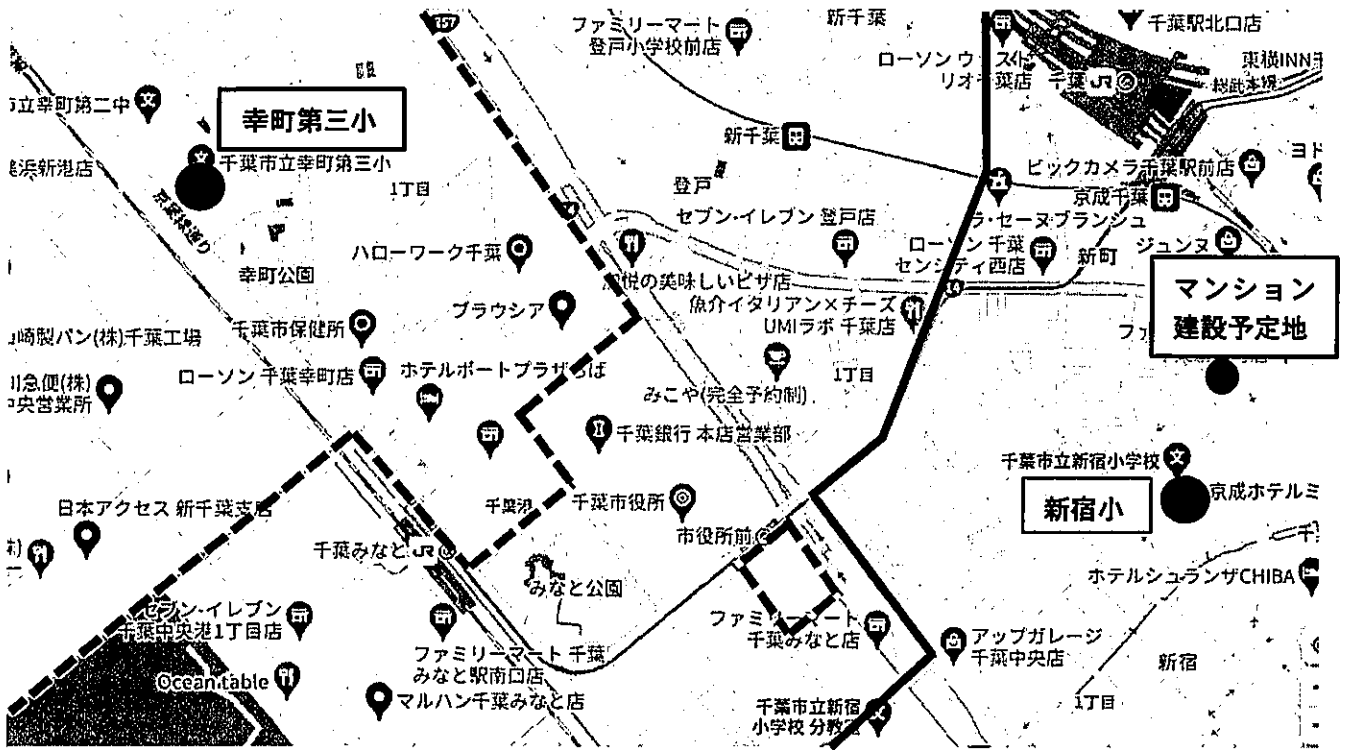
改正前	改正後
<p>○千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、千葉市職員定数条例（昭和24年千葉市条例第31号）第2条第1項の表に掲げる者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者</u>で教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をいう。</p> <p>第3条～第31条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>○千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、千葉市職員定数条例（昭和24年千葉市条例第31号）第2条第1項の表に掲げる者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員</u>で教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をいう。</p> <p>第3条～第31条（略）</p> <p>附則（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

新宿小学区の開発地域の通学区域について



※三愛記念病院跡地マンションから幸町第三小 1.8 km 徒歩23分

-----内 幸町第三小学区

————内 新宿小学区

新旧対照表（千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（昭和44年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）		
別表第1			別表第1		
中学校区	小学校区	通学区域	中学校区	小学校区	通学区域
千葉市立加曾利中学校 ～千葉市立花園中学校	(略)	(略)	千葉市立加曾利中学校 ～千葉市立花園中学校	(略)	(略)
千葉市立新宿中学校	千葉市立新宿小学校	新宿1、2丁目、新田町、新町、神明町、新千葉1丁目、問屋町(市立寒川小学校通学区域を除く。)、出洲港(市立寒川小学校通学区域を除く。)、中央港2丁目	千葉市立新宿中学校	千葉市立新宿小学校	新宿1、2丁目、新田町(市立幸町第三小学校通学区域を除く。)、新町、神明町、新千葉1丁目、問屋町(市立寒川小学校通学区域を除く。)、出洲港(市立寒川小学校通学区域を除く。)、中央港2丁目
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
千葉市立蘇我中学校 ～千葉市立高浜中学校	(略)	(略)	千葉市立蘇我中学校 ～千葉市立高浜中学校	(略)	(略)
千葉市立幸町第二中学校	千葉市立幸町第三小学校	幸町1丁目、新港の一部、千葉港3番の一部、7番、8番	千葉市立幸町第二中学校	千葉市立幸町第三小学校	幸町1丁目、新港の一部、千葉港3番の一部、7番、8番、 <u>新田町の一部</u>
千葉市立山王中学校 ～千葉市立高洲中学校	(略)	(略)	千葉市立山王中学校 ～千葉市立高洲中学校	(略)	(略)
以下（略）			以下（略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について（議案第20号）

学校教育部教育改革推進課

### 1 改正の趣旨

国公立高等学校等の低所得世帯の生徒に対し、国の補助事業を活用して、千葉県が支給する奨学のための給付金において、低所得世帯や多子世帯の教育費負担の軽減を図るために、非課税世帯における第1子の給付額を増額することに伴い、その差額の支給について規定している本規則の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

- (1) 第3条「支給額から相当額を控除する給付金」第2号に規定する給付金の年額を、114,100円から117,100円に改める。
- (2) 第4条「委員会規則で定める額」第2号に規定する支給額を、月額490円（3月にあつては、510円）から、月額240円（3月にあつては、260円）に改める。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

#### 【参考】

奨学のための給付金の給付額（年額）

- ・生活保護受給世帯 全日制等・通信制  
国公立：32,300円、私立：52,600円
- ・非課税世帯 全日制等（第1子）  
国公立：117,100円、私立：137,600円
- ・非課税世帯 全日制等（第2子以降）  
国公立：143,700円、私立：152,000円

新旧対照表（千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正）

千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支給額から相当額を控除する給付金）</p> <p>第3条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める給付金は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）奨学のための給付金であって、年額 <u>114,100円</u>のもの</p> <p>（委員会規則で定める額）</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前条第2号に規定する給付金を受給している者 月額<u>490円（3月にあっては、510円）</u></p> <p>第5条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支給額から相当額を控除する給付金）</p> <p>第3条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める給付金は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）奨学のための給付金であって、年額 <u>117,100円</u>のもの</p> <p>（委員会規則で定める額）</p> <p>第4条 条例第3条ただし書に規定する委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）前条第2号に規定する給付金を受給している者 月額<u>240円（3月にあっては、260円）</u></p> <p>第5条～第12条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



## 千葉市科学館管理規則の一部改正について（議案第21号）

生涯学習部生涯学習振興課

### 1 改正の趣旨

市民等の利便性向上や行政手続簡素化のため、書面による行政手続き等における押印を見直すことに伴い、規則の一部の改正を行う。

### 2 改正の内容

様式第1号「千葉市科学館バス駐車場利用許可申請書」

- ・代表者氏名の押印を廃止する。

様式第7号「展示品館外貸出申請書」

- ・代表者職氏名の押印を廃止する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

新旧対照表（千葉市科学館管理規則の一部改正）

改正前	改正後																		
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">様式第1号</p> <p style="text-align: center;">千葉市科学館バス駐車場利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(あて先)指定管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 名 称 代表者氏名 ① 連絡先電話番号 連絡先メールアドレス ② 担当者の氏名</p> <p style="text-align: center;">千葉市科学館のバス駐車場を利用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 70%;">年 月 日 ( ) : ~ :</td> </tr> <tr> <td>バスの種類</td> <td colspan="2">大型自動車・中型自動車</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td colspan="2">台</td> </tr> </table> <p>様式第2号～様式第6号（略）</p>	日	時	年 月 日 ( ) : ~ :	バスの種類	大型自動車・中型自動車		台数	台		<p>第1条～第16条（略）</p> <p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">様式第1号</p> <p style="text-align: center;">千葉市科学館バス駐車場利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(あて先)指定管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 名 称 代表者氏名 連絡先電話番号 連絡先メールアドレス ② 担当者の氏名</p> <p style="text-align: center;">千葉市科学館のバス駐車場を利用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 70%;">年 月 日 ( ) : ~ :</td> </tr> <tr> <td>バスの種類</td> <td colspan="2">大型自動車・中型自動車</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td colspan="2">台</td> </tr> </table> <p>様式第2号～様式第6号（略）</p>	日	時	年 月 日 ( ) : ~ :	バスの種類	大型自動車・中型自動車		台数	台	
日	時	年 月 日 ( ) : ~ :																	
バスの種類	大型自動車・中型自動車																		
台数	台																		
日	時	年 月 日 ( ) : ~ :																	
バスの種類	大型自動車・中型自動車																		
台数	台																		

改正前

改正後

様式第7号

様式第7号

展示品館外貸出申請書

(あて先) 千葉市教育委員会

年 月 日

申請団体名  
所在地  
代表者職氏名 ①  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス

下記のとおり展示品の館外貸出しを受けたいので、申請します。

記

利用目的							
利用場所							
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで				
貸出展示品	分類番号	品名	数	単位	備	考	
利用方法							
輸送方法							
取扱責任者							

様式第7号

様式第7号

展示品館外貸出申請書

(あて先) 千葉市教育委員会

年 月 日

申請団体名  
所在地  
代表者職氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス ①

下記のとおり展示品の館外貸出しを受けたいので、申請します。

記

利用目的							
利用場所							
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで				
貸出展示品	分類番号	品名	数	単位	備	考	
利用方法							
輸送方法							
取扱責任者							

様式第8号 (略)

様式第8号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。



## 博物館の登録に関する規則の一部改正について（議案第22号）

生涯学習部文化財課

### 1 改正の趣旨

博物館の設置主体の多様化と適正な運営の確保を目的として、博物館法（以下「法」という。）の一部が改正された（令和4年4月15日公布、令和5年4月1日施行）ことに伴い、市内の博物館の設置者が、博物館の運営の状況について定期的に千葉市教育委員会に報告することが必要になるなど、規定の整備を図る必要があるため、規則の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 登録申請の添付書類の整理（第2条）

- ・法改正により法に基づき審査基準に適合することを証する書類を申請書に添付することとなり、重複することとなった添付書類及び様式について規則で定めている規定を削除する。

#### (2) 実地調査の対象の追加（第3条）

- ・登録の審査、取消しに加え、法第18条に基づく博物館の設置者に対する勧告、命令に際しても実地調査の対象に追加する。

#### (3) 登録通知に関する規定の削除

- ・博物館の活動・経営の改善・向上を図るため、登録通知の際、学識経験者の意見を附して指導・助言を行うなどの柔軟な対応を可能とするため、登録通知の様式について定める規定を削除する。

#### (4) 定期報告の義務化に伴う規定の追加（第6条）

- ・法第16条に基づき、登録博物館の設置者は、定期的に千葉市教育委員会に対して博物館の運営状況を報告しなければならないことを定める規定を追加する。

#### (5) 公表方法に関する規定の追加（第8条）

- ・法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項又は第20条第2項に規定する公表方法について、公示及びインターネットの利用により行うことを定める規定を追加する。

#### (6) 委任に関する規定の追加（第9条）

- ・登録の審査基準等を千葉市教育委員会で定めることが必要になるため、委任に関する規定を追加する。

#### (7) 法改正に伴う条項ずれ等の整理（第1条、第4条、第5条、第7条、様式第1号～様式第5号）

- ・その他条項ずれの対応や様式の整備など、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和5年4月1日（博物館法の一部を改正する法律の施行日と同じ日）

新旧対照表（博物館の登録に関する規則の一部改正）

改正前	改正後
<p>博物館の登録に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(博物館登録原簿)</u></p> <p>第2条 <u>法第10条の規定により、千葉市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>に備える博物館登録原簿は、<u>様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>(登録申請)</p> <p>第3条 <u>法第11条第1項の規定による申請は、博物館登録申請書(様式第2号)によるものとする。</u></p> <p>2 <u>法第11条第2項各号の博物館資料の目録は、博物館資料目録(様式第3号)のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>博物館登録申請書には、法第11条第2項の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1)学芸員補を置くときは、その種別ごとの氏名を記載した書面</u></p> <p><u>(2)館長、学芸員及び学芸員補の主な履歴を記載した書面</u></p> <p><u>(3)私立博物館にあつては、法人であることを証する書面</u></p> <p><u>(実地調査等)</u></p> <p>第4条 <u>委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査又は法第14条第1項の規定による登録の取消しにあたり、必要があると認めるときは実地調査を行うことができる。</u></p>	<p>博物館の登録に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(登録申請)</p> <p>第2条 <u>法第12条第1項の規定による申請は、博物館登録申請書(様式第1号)によるものとする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(実地調査)</u></p> <p>第3条 <u>千葉市教育委員会は、法第13条第1項の規定による登録の審査、法第18条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令又は法第19条第1項の規定による登録の取消しにあたり、必要があると認めるときは実地調査を行うことができる。</u></p>

(新規)

(登録通知)

第5条 法第12条の規定による登録した旨の通知は、博物館登録通知書(様式第4号)によるものとする。

(登録事項等変更の届出)

第6条 法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届書(様式第5号)により、変更のつど行うものとする。

(新規)

(廃止の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届書(様式第6号)によるものとする。

(公示)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その旨を公示しなければならない。

(1) 法第12条の規定により登録したとき。

(2) 法第14条第1項の規定により登録の取消しをしたとき。

(3) 法第15条第2項の規定により登録のまっ消をしたとき。

(新規)

(博物館登録原簿)

第4条 法第14条第1項の規定により、千葉市教育委員会に備える博物館登録原簿は、様式第2号のとおりとする。

(削る)

(登録事項変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届書(様式第3号)により、変更のつど行うものとする。

(定期報告)

第6条 法第16条による報告は、定期報告書(様式第4号)によるものとする。

(廃止の届出)

第7条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届書(様式第5号)によるものとする。

(公表)

第8条 法第14条第2項、法第15条第2項、法第19条第3項又は法第20条第2項の規定による公表は、公示及びインターネットの利用により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第1号

様式第1号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月	記 号	年 月 日	年 月 日
設置者の名称および事務所在地				
博 物 館 の 名 称				
博 物 館 の 所 在 地				
備 考				

様式第1号

様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

申請者の住所  
(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)

申請者の氏名  
(団体にあたっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地

様式第2号

様式第2号

博物館登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

申請者の住所

申請者の名称

代表者の氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

印

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称(私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

様式第2号

様式第2号

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	記 号	年 月 日	年 月 日
設置者の名称				
設置者の住所				
博 物 館 の 名 称				
博 物 館 の 所 在 地				
備 考				



様式第3号

様式第3号

博物館資料目録  
自然科学(人文科学)に関する資料

種 目	品 名	数 量	所有、借用の別	備 考

様式第3号

様式第3号

博物館登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所  
(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)  
届出者の氏名  
(団体にあたっては、名称及び代表者名、記名押印又は署名)  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 変更事項
- 7 変更年月日
- 8 変更の理由

様式第4号

様式第4号

博物館登録通知書

年 月 日

様

千葉市教育委員会 印

次のとおり登録したので、博物館法第12条の規定により通知します。

- 1 設置者の名称(私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号

様式第4号

様式第4号

定期報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所  
(団体にあたっては、主たる事務所の所在地)  
届出者の氏名  
(団体にあたっては、名称及び代表者名、記名押印又は署名)  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設名
- 2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 報告事項
  - (1) 博物館の設置者の名称の及び住所の変更の有無 有・無
  - (2) 博物館の名称及び所在地の変更の有無 有・無
  - (3) 学芸員の数( 年 月 日現在) 人
  - (4) 博物館資料の数( 年 月 日現在) 点
  - (5) 年間の開館日数 日
  - (6) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無 有・無
  - (7) 活動実績

様式第5号

様式第5号

博物館登録事項等変更届書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所  
届出者の氏名  
代表者の氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス

印

博物館登録(添付書類記載)事項について、次のような変更があつたので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称(国立博物館にあっては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 変更事項
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由

様式第5号

様式第5号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所  
(団体にあつては、主たる事務所の所在地)  
届出者の氏名  
(団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス

印

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録記号番号
- 6 廃止の年月日
- 7 廃止の理由

様式第6号

様式第6号

博物館廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

届出者の住所  
届出者の氏名  
代表者の氏名  
連絡先電話番号  
連絡先メールアドレス

印

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称(国立博物館にあっては、設置者の名称および事務所所在地)
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由

(削る)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年教育委員会会議第3回定例会出席者(教育委員会室)

